

令和5年第3回定例会

むかわ町議会会議録

令和5年 9月14日 開会

令和5年 9月15日 閉会

むかわ町議会

令和5年第3回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月14日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	5
開会及び開議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	9
町長行政報告及び提出事件の大要説明	9
一般質問	15
栗原健一議員	15
大松紀美子議員	21
東千吉議員	35
古内みゆき議員	44
佐藤守議員	54
伊藤恵美議員	69
北村修議員	74
散会	99

第 2 号 (9月15日)

議事日程	101
------	-----

本日の会議に付した事件	102
出席議員	102
欠席議員	102
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	102
事務局職員出席者	104
開 議	105
議事日程の報告	105
報告第8号の上程、説明、質疑	105
報告第9号の上程、説明、質疑	106
報告第10号の上程、説明、質疑	108
認定第1号から認定第7号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	109
諸般の報告	118
議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	120
議案第43号から議案第46号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	121
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	156
諸般の報告	157
意見書案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	158
意見書案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	161
意見書案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	163
意見書案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	164
意見書案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	166
所管事務等調査報告の件	167
閉会中の特定事件等調査の件	168
議員の派遣に関する件	168
閉議及び閉会	168
署名議員	171

むかわ町告示第38号

令和5年第3回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年9月4日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和5年9月14日（木）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	栗原健一	議員	2番	伊藤恵美	議員
3番	古内みゆき	議員	4番	奥野恵美子	議員
5番	東千吉	議員	6番	佐藤守	議員
7番	中島勲	議員	8番	大松紀美子	議員
9番	三上純一	議員	10番	小坂利政	議員
11番	北村修	議員	12番	津川篤	議員
13番	野田省一	議員			

不応招議員（なし）

令和5年第3回むかわ町議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年9月14日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明
- 第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番	栗原健一	議員	2番	伊藤恵美	議員
3番	古内みゆき	議員	4番	奥野恵美子	議員
5番	東千吉	議員	6番	佐藤守	議員
7番	中島勲	議員	8番	大松紀美子	議員
9番	三上純一	議員	10番	小坂利政	議員
11番	北村修	議員	12番	津川篤	議員
13番	野田省一	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	成田忠則
支所長	藤江伸	会計管理者	八木敏彦
総務財政課長	石川英毅	総務財政課参事	柴田巨樹

総務財政課 主幹	三上 祐	情報防災対策 室長	梅津 晶
総合政策課長	栃丸 直士	総合政策課 参事	本間 彰
町民生活課長	佐々木 義弘	町民生活課 主幹	小坂 僚介
町民生活課 主幹	横山 貴仁	町民生活課 主幹	松本 和香
保健介護課長	菅原 光博	保健介護課 参事	今井 喜代子
保健介護課 主幹	高橋 佳香	保健介護課 主幹	加藤 こずえ
福祉・子育て 課長	熊谷 伸一	福祉・子育て 課主幹	谷川 功一
農林水産課長	酒巻 宏臣	農林水産課 参事	高木 龍一郎
農林水産課 参事	藤野 真稔	農林水産課 主幹	飛岡 雅幸
農林水産課 主幹	宮村 敦嗣	経済建設課長	大塚 治樹
経済建設課 参事	江後 秀也	経済建設課 参事	菊池 功
経済建設課 主幹	佐藤 琢	経済建設課 主幹	西村 和将
企画町民課長	吉田 直司	企画町民課 主幹	伏木 允一
企画町民課 主幹	矢野 優子	経済 恐竜ワールド 戦略室長	藤田 浩樹
経済 恐竜ワールド 戦略室主幹	櫻井 和彦	経済 恐竜ワールド 戦略室主幹	太田 耕司
国民健康保険 穂別診療所 事務局長	長谷山 一樹	教 育 長	長谷川 孝雄
生涯学習課長	西 幸宏	生涯学習課 主幹	澤田 健
生涯学習課 主幹	松本 洋	生涯学習課 主幹	山木 美幸
選挙管理委員 会事務局長	石川 英毅	農業委員 会事務局長	東 和博

農業委員
支局 會長

宮 村 敦 嗣

監 査 委 員

数 矢 伸 二

事務局職員出席者

事 務 局 長

今 井 巧

主

査

酒 卷 早 苗

◎開会及び開議の宣告

○議長（野田省一君） おはようございます。

開会に先立ちまして、平成30年9月6日に発生しました胆振東部地震から5年が経過しましたが、胆振東部地震で亡くなりました多くの方々の御冥福をお祈り申し上げ、ここで、議事に入ります前に、犠牲となられた多くの方々の御霊に対し、哀悼の意を表し、黙禱をさげたいと思います。

御起立をお願いいたします。

黙禱。

黙禱を終わります。

ありがとうございました。御着席願います。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回むかわ町議会定例会を開会いたします。

議場内の室温が上がっておりますので、上着の着用は自由といたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野田省一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、栗原健一議員、2番、伊藤恵美議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（野田省一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

さきに議会運営委員会委員長から、9月8日開催の第7回議会運営委員会での本定例会の運営に関わる協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許します。

佐藤議会運営委員長。

〔佐藤 守 議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤 守君） 議長のお許しをいただきましたので、9月8日に開催しました第7回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第3回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から、町長及び議員等から提出を予定しております審議案件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される審議案件は16件で、その内訳は、報告3件、認定7件、議案6件であります。

提出審議案件の取扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して議題とする案件は、認定第1号から認定第7号までの7件、議案第43号から議案第46号までの4件で、会期日程表に記載のとおりです。

なお、認定第1号から認定第7号までの各会計歳入歳出決算に関する決算審査については、議長及び監査委員を除く全議員で構成する令和4年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とすることで協議が調っております。

次に、議員等から提出を予定している審議案件は9件であり、その内訳は、発議1件、意見書案5件、その他3件であります。

発議第2号は、現在、進められている復興拠点施設等整備事業Ⅰに関して、進捗状況等を調査するため特別委員会をしたく、むかわ町議会委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議案が提出されております。

意見書案についてであります。議員提出の意見書案については1件であり、9月4日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号7番は、提出者が所定の賛成者をつけて意見書案第8号として提出されております。

また、陳情文書表の6件については、令和5年第2回定例会締切日以降に受け付けたもので、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。

9月4日に開催されました所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号6番から受理番号11番まで、所管の委員会構成委員で意見書案第9号から意見書案第12号までとして提出されております。

所管事務調査報告については、各常任委員会から調査継続に伴う中間報告書、または調査終了に伴う調査報告書が提出されております。

閉会中の特定事件等調査の件については、各常任委員会、議会運営委員会、議会広報委員

会から閉会中の継続調査申出書が提出されております。

議員の派遣に関する件については、9月27日に全国町村議会広報研修会が開催され、出席予定議員がいることから、議員の派遣承認を得ようとするものです。

次に、一般質問については、1番、栗原健一議員ほか6名から21項目の通告があり、その取扱いは通告どおりといたします。

以上の審議案件数とその取扱いから、本定例会の会期については、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日及び15日の2日間としたところであります。

質問される方は議題外にわたることなく、要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮に御理解を賜るとともに、規律ある会議運営の点からも、私語などは厳に慎まれるようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策では、引き続き定期的な議場内の換気に努めることとします。

次に、本会議場における服装ですが、クールビズの励行により、ネクタイの着用は自由とし、上着については議長長の判断によることとさせていただきます。

最後に、議会中継であります。情報公開を推進するため、今期定例会につきましても、四季の館道の駅付近ロビー、穂別町民センターロビー、穂別診療所待合ロビーで放映しますのでお知らせいたします。

以上申し上げ、令和5年第7回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（野田省一君） 報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、委員長報告は報告済みといたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日及び15日の2日間にしたしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日及び15日の2日間に決定いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症防止対策として、これまで同様、定期的な換気に努める

こととします。

また、円滑な議事進行のため、議題外にわたることなく、要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮に御配慮願います。

なお、説明員の出入りも、議長権限で必要最低限において自由とさせていただきますので、御理解を願います。

◎諸般の報告

○議長（野田省一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しております諸般の報告及び議会だより第136号のとおりです。

◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（野田省一君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の概要説明の申出がありましたので、発言を許します。
竹中町長。

[竹中喜之町長 登壇]

○町長（竹中喜之君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和5年第3回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆さんには御出席をいただき、誠にありがとうございます。

北海道胆振東部地震から5年が経過いたしました。改めまして、地震で亡くなられた方への哀悼の意を表しますとともに、被災されました町民の皆さんにお見舞いを申し上げます。

また、これまで、御支援、御協力をいただきました関係各位に感謝とお礼を申し上げます。

振り返りますと、この5年間は、コロナ禍に向き合い、町民の皆さんとともに学び、助け合いながら、共創により歩んできた日々であったと感じております。特に、今年度は、まちなか再生の取組の具現化を図るため、博物館の再整備を中心とする穂別地区市街地エリアを復興拠点施設等整備事業Ⅰとして選考し、鶴川地区市街地へつなげる取組を進めるとともに、事前復興計画策定も本格的に動き出すなど、安全、暮らし、なりわいを支える復興事業により、復興の歩みを進めてきております。

復興計画における復興創生期に入りますが、復興への道のりはまだ道半ばであります。この震災で得た経験を通し、復興計画のテーマにあります支援を力に、力を形に、未来へ伝え

てつなぐ持続可能なまちづくりに努めてまいります。

さて、提出事件の概要説明に入ります前に、行政報告として6点について御報告を申し上げます。

1点目は、8月28日の高潮における浸水被害についてです。

令和5年8月28日から、11時から18時にかけて、南からの強風及び満潮時期と重なり、晴海地区の2事業所におきまして、高潮による浸水被害が発生いたしました。幸い人的被害はありませんでしたが、工場敷地内で水深40センチほど浸水し、海水につかった工場製品の品質低下により、約1,100万円の被害が生じてきています。被害に遭われた事業所関係の皆さんには、お見舞いを申し上げます。

町では、情報提供も受け、私も含め現地の確認をし、関係機関等と協議をするとともに、応急的な対策として、大型土のうによる浸水対策を実施したところです。

今後につきましては、引き続き北海道への治山事業等による恒常的な対策を要望し、晴海地区における浸水対策を進めてまいります。

2点目は、9月5日の大雨における町有林道の被害です。

令和5年9月5日に大雨注意報が発表され、時間雨量で穂別地区が35.5ミリ、鶴川地区は4.5ミリを観測し、鶴川地区で1路線3か所、穂別地区で2路線6か所において路盤洗堀及び側溝埋設等の被害が発生しました。

今後につきましては、森林施業が開始される時期までに補修を進めてまいります。

3点目は、7月の定期水質検査におきまして、町内の温泉施設樹海温泉はくあ及び樹海温泉ほべつ、2施設の湯舟から、国の基準値を超えるレジオネラ菌が検出され、営業を一時休止した件でございます。

株式会社、指定管理者でございますシオニーは、定期的に水質検査を実施しておりますが、7月28日に民間の検査機関が採水し培養検査を実施したところ、8月7日にレジオネラ菌が検出されたと報告を受けました。このため、速やかに温泉施設を休止し、消毒作業や専用洗剤を使用した清掃を実施し、8月10日の再検査に臨んでおります。再検査では不検出との検査結果となり、施設再開について8月18日に情報端末やホームページ等にて周知し、19日から通常営業を開始したところです。

なお、このたびのレジオネラ菌検出により健康被害は確認されておりません。町では、指定管理者に対し原因究明を図った上で、施設管理の技術の向上と研修等の実施、苫小牧保健所の助言を受けて、さらに日常管理の徹底を図るよう指導をしたところでございます。

今後も、施設管理状況を確認しながら、引き続き指定管理者と連携し、安心安全な施設運営に努めてまいります。

4点目は、今年の町内における農作物の作況状況についてでございます。

今年の気象概況は、4月から好天に恵まれ、降水量も少なく、日照及び気温も平年並みに経過しました。7月中旬以降は、真夏日も合わせ近年まれに見る猛暑となり、7月から8月にかけては降水量が少なく推移し、9月に入り局地的に降水量が多くなった地域もあったところです。

農作物の生育状況についてですが、9月1日現在の胆振農業改良普及センター東胆振支所公表によりますと、水稻は10日早く、大豆は7日早、小豆は6日早、てん菜は7日早、サイレージ用トウモロコシは12日早い状況です。

水稻は、6月中旬以降、高温多照で推移したため例年より生育が進み、出穂期は7月26日と平年より6日早くなっています。農林水産省発表の8月15日現在の作柄概況でも、北海道は作況指数102から105に当たるやや良となっております。また、農協調査による稔実歩合は、鶴川地区95.7%、穂別地区96.7%でした。鶴川地区、穂別地区とも平年より稔実歩合が高い状況となっております。

秋まき小麦は、春の好天によりやや早く生育し、収穫作業は降雨予報により早まり、収穫の終わりが7月25日と平年より7日早く終了したところです。

大豆は、播種が平年並みに終了し、その後も順調に生育は進み、平年と比べ6日早くなっており、草丈は平年並み、さや数は平年より多くなっております。小豆は、高温により生育は早いものの、草丈が長くなっており、さや数については少ない状況となっております。

てん菜は、移植、直播ともに生育は平年並みで推移していましたが、7月以降の高温多照により生育が早くなっています。

次に、直近の各農協の農産物の取扱いについて、特徴的な事項を報告いたします。

鶴川地区については、春レタスは、出荷量は平年並みですが、単価が早く推移し、結果、計画対比112.2%で約2億8,500万円の販売実績となっております。

トマトは、春からの鉢上げ、育苗は順調に経過し、出荷量も多く、単価も平年並みで安定していましたが、7月からの高温により、9月以降出荷量が激減しており、計画販売額に届かない見込みです。

また、ホウレンソウは7月から8月の高温により、生産量が激減しており、農業経営に影響を与えかねない状況となっております。

花卉は、7月以降の高温により、一部の品種で生育が前進しており、彼岸の需要期に作物が少ない状況が懸念されているほか、高温による品質の低下が見受けられている状況です。

一方、露地で栽培しているブロッコリーは、7月以降の高温と水不足の影響が出ていることと併せ、雨天後の高温で病気の発生もあり、収穫量が減少している状況です。

次に、穂別地区についてですが、カボチャは7月頃まで順調に生育しましたが、8月以降の高温多照の状況から、一部、日焼け腐敗があり、生産量は減少しています。7月下旬から出荷が始まり、10月中旬までを予定していますが、単価については例年並みで推移しています。

メロンは、生育は全般的に順調に進み、初出荷は6月10日となり、単価は出荷初めから終わりまで高値で推移し、計画販売額を達成したところです。共撰につきましては、8月16日をもって終了しています。

カンロは、春から順調に生育し、これまで順調に出荷をしており、出荷終了は9月中旬までを予定しています。単価につきましては、平年並みですが、計画販売額をおおむね達成できる見込みとなっております。

農作物の生育状況については、以上となります。

続いて、ししやも資源の状況についてです。

近年、不漁が続いているししやも漁につきましては、昨年、64キログラムと歴史的な不漁となり、その原因として、水産試験場等の研究によりますと、海水温の上昇など海洋環境の変化が指摘されているところであり、今年の夏については、これまでにない猛暑日が続き、ししやも資源量についても非常に危惧されているところです。

このような中、えりも以西から苦小牧までの沿岸の漁協で、今年の操業の在り方を検討し、9月中旬にえりも以西及び胆振管内ししやも漁業振興協議会の役員会を開催し、方針を決定することとしております。

現段階で操業方針は決定していませんが、漁業だけでなく加工業や観光業など、様々な地域産業に影響する本町のししやもであります。町としても状況の把握に努めてまいります。

また、新たに設立に向け準備を進めております、(仮称) 鶴川ししやも資源再生調査研究会ですが、ししやも資源の持続的な利活用に向け、関係する調査研究機関により9月25日に設立することで取組を進めております。

ししやも資源の回復につきましては、地道な研究に基づく実践的な活動が必要とされており、それぞれの機関が実施してきた研究成果を基に情報の共有や利活用を進め、これまでで

上に連絡連携を図りながら、さらに研究を進めていきたいと考えております。加えて、これらの研究経過を一つの足がかりとして平行しながら、町魚鵜川ししやもの伝統の灯を絶やすことのないよう、町民の皆さんを巻き込んだ中でのカムバック鵜川ししやも運動の展開も視野に入れ、取り組んでまいりたいと考えております。

5点目は、千歳市に進出が決まったラピダス株式会社に関わるむかわ町の動きについてでございます。

本年、5月22日に千歳市で開催された次世代半導体プロジェクト説明会、私と担当職員で出席をしてまいりました。このプロジェクトが国家プロジェクトであること、今後の工事計画の説明と令和7年4月にはライン稼働が開始され、工場建設に2,000人、設備工事に4,000人がピーク時に従事することなど、従業員は全体で1,000人規模となる見通しが示されております。

役場庁内では、副町長をリーダーとし、関係各課長等で組織するむかわ町次世代半導体産業立地推進連絡会議を立ち上げ、8月18日に1回目の会議を開催しております。

また、北海道次世代半導体産業立地推進連携会議の下に設置された北海道並びに石狩、空知、胆振管内22の市町村で組織する市町村ネットワークに参画し情報収集を行うとともに、むかわ町内での今年度建設が進められている民間賃貸住宅建設予定の状況等々を情報提供しております。

8月に開催されました産業関係団体長会議におきましては、巷間言われておりますように、資材調達や人員の確保など、地元産業にとって不安の側面というものもあることから、適宜情報収集に努め、プラスの面が全面に発言できるよう、情報の共有とむかわ町としての企業の意向やスピード感に対応するため、産業関係団体長による連絡会議を設置することが確認されております。

今後、北海道や関係市町村などと連携をしながら、次世代半導体産業の進出や工場建設作業員をはじめ、従業員の居住確保への支援など、むかわ町の地の利等々を活かしての当該プロジェクトに協力をしてまいります。

6点目は、公立高等学校配置計画案発表後におけます第2回定例会で報告した以降の、北海道鵜川高等学校の動きについて、御報告を申し上げます。

むかわ町から北海道教育委員会の要望活動以降、2回にわたる公立高校配置計画地域別検討協議会において、鵜川高校からも地域課題に取り組む姿勢を通じ、二間口確保の重要性を具申してきております。

これは、これまでの魅力化への取組の結果等を受け、9月5日に発表された令和6年度から8年度の公立高等学校配置計画で鶴川高校は二間口維持が決定となったところでございます。この結果に安堵することなく、引き続き地域一体となり高校の魅力化を推進し、緊張感を持って取組を取り組んでいきたいと考えております。引き続き、穂別高校、鶴川高校とともに、生徒確保に向けた学校訪問をこの後行う予定でございます。

なお、9月11日でむかわ町交通事故死ゼロの日が、関係機関の皆さん、そして、町民の皆さんの日頃の交通安全運動への御尽力により2,500日を達成しております。

以上を申し上げ、第3回定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

続いて、本定例会で御審議いただく事件につきましては、報告3件、認定7件、議案6件であります。

報告第8号 放棄した債権の報告に関する件は、令和4年度に放棄した債権の内容につきまして、むかわ町債権管理に関する条例の規定により報告するものでございます。健全化判断比率等につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見を付して報告をするものでございます。

報告第9号 専決処分報告に関する件は、公用車で走行中に発生した車両の損害に対し損害賠償の額を決定し、令和5年8月15日に専決処分しましたので、これを議会に報告するものでございます。

認定第1号から認定第7号は、令和4年度むかわ町各会計決算につきまして、地方自治法及び地方公営企業法の規定により関係書類を提出し、議会の認定に付するものでございます。

議案第41号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する件は、規約の一部変更につきまして協議があったことから、議会の議決を得ようとするものです。

議案第42号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案は、都市計画用途地域図の交付項目の追加に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第43号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）、議案第44号 令和5年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第45号 令和5年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第46号 令和5年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、事業の必要性から所要の補正を行うものでございます。

後ほど説明員から御説明を申し上げますので、よろしく御審議、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 町長の行政報告及び提出事件の大要説明が終わりました。

これで町長行政報告及び提出事件の主要説明を終わります。

◎一般質問

○議長（野田省一君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

◇ 栗原健一議員

○議長（野田省一君） まず、1番、栗原健一議員。

〔1番 栗原健一議員 登壇〕

○1番（栗原健一君） おはようございます。栗原健一です。

第3回議会定例会通告に当たり、一般質問をさせていただきます。

今年の夏は、記録的な異常気象による猛暑が続きました。先月、8月22日には、ここ胆振管内伊達市の小学2年生の女子児童が熱中症の疑いで亡くなるという、何とも痛ましい事故が起こってしまいました。この日は、伊達市の観測史上最高気温33.5度と記録していたということです。

苫小牧市でも、8月31日の苫小牧民報の記事に、来年度の夏までには小中学校冷風機導入という記事も書かれておりました。近隣でも、来年度にはエアコンを取り付けるということですし、札幌市の市議会の中でも、議員たちによるエアコン設置の要望書が提出されたとしております。このような動きの中、むかわ町としてどのように考えておられるのか、夏が過ぎた今でも28度を超えるような30度近い気温があるときもございます。これからも学校にエアコンの設置の考えはないのか、昨年6月に一般質問をいたしました。今回、もう一度改めてお伺いをいたします。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） それでは、通告に基づき答弁させていただきます。

各学校では、文部科学省で示されている熱中症対策ガイドラインに基づき、暑さ指数によっては、部活動を含めた屋外の活動を中止し、体育館内での体育授業も中止するなど、児童生徒の安全確保に努めております。

通常の授業中も、こまめに水分補給を行うよう指導し、保冷剤等の持込みも認めるなど、熱中症対策を講じております。

また、全ての学校の保健室にはエアコンを設置しており、体調に変化が見られる児童生徒

につきましては、保健室で休ませるなど健康保持に努めております。

各教室等のエアコン設置につきましては、国等の補助事業の活用も検討し、むかわ町教育委員会として、小中学校における熱中症対策の対応指針を策定し、児童生徒の健康と安全の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 何か前向きな答弁なんでしょうか、何かちょっと濁らせるような形なんですけれども、先ほど私も言いましたけれども、近隣ではエアコン取り付けるということもありますし、私が昨年、文科省のエアコン設置のデータ、令和2年度では北海道4.3%だったんですけれども、令和4年度の空調設備設置状況は16.5%でかなり、見てみますと、179市町村の北海道の中で、20件が市町村100%を達成していると。これはかなりやっぱり前向きな市町村が出ているということなんですけれども、もう一度、改めてつけるのかつけないのか、よろしく願いいたします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 答弁書、結構前向きな形で記載されているかなと認識しているところでございますけれども。たしか栗原議員も私と同席していたかなと思うんですが、8月後半でしたか、国会議員の政経パーティーの席上で、現政権の中枢にある方が、今回の猛暑を受けての北海道内の公立小中学校で、エアコンの普及というのを進めるべきだという考え方が示されたかと思えます。来年度以降、考えないと駄目だなという発言だったかなと思えます。

そこで、公立学校の施設と、これは幼稚園も含むんですが、保育所だとか、あるいは認定こども園、児童館、放課後児童クラブ、こういったところにおける冷房施設の整備というのを着実に早急に北海道として進めるべきだという、地方負担というのを軽減しなさいとか、そういった補助率の引上げというのも、確保に向けての、繰り返しますけれども、速やかな実現に向けての要望書、これつい先日9月11日に北海道市長会、先ほど札幌市の関係も出ていますけれども、オール北海道の市長会とオール北海道の町村会、ここで国の関係省庁に提出をしているところでもございます。

そこで、むかわ町としてどうするんだと。ですから、そういった動向というのをしっかりと見定めながら、空調設備の設置についてはエアコンを設置する場合にも、これ栗原議員、えいやというわけにはいかないの、整備に向けた手法だとか、あるいは発注方法どうするんだと。導入する際に選択、費用の面だとか、こういった様々な検討事項というのも、児童

生徒に関わる負荷についての検討要因、こういったところもしっかりと押さえながら、2024年度以降に段階的な設置に向けて、今年度、これからすぐに具体的な整備方針、こういったところを立てながら計画の策定と整備に努めていきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 前向きに具体的な整備方針をこれから決めていくということですので、ぜひとも来年度春にやらなければ夏がすぐ来てしまいますので。例えば、実証実験ですとか、そういったロッカーに風を流す、私、調べてみると、スポットバズーカというような名前のエアコンみたいなのがありますけれども、そういった風の流れを、穂別地区に関しては風の流れをよくしているということを行っていますけれども、両側、体育館と給食センターで横の風は塞がれて風通しがほぼなく、鵜川地区よりも穂別地区のほうが風がないという状況ですので、早急に考えていただきたいというふうにも思います。

もう一点、昨年のもかわ町両地区の小中学校で熱中症になったというような話をちょっと聞いたんですけども、その人数とかはちょっと聞くことはできますでしょうか。

○議長（野田省一君） 澤田生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（澤田 健君） ただいまの御質問でございますが、教育委員会のほうでは、そういった事実を押さえておりませんので、今後、早急に学校のほうに聞き取りをしまして、事実関係確認をしてみたいというふうに思います。

あわせて今年度、今年の夏についてそういったような児童生徒がいないかということ、聞き取りをしております、現時点では小中学生併せてそういった熱中症によるような症状はないことは確認しております。

以上です。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 穂別地区に関しては、何か具合悪くてちょっと休んだというような話をちょっと、私の息子たちのクラスでもちょっと休んでいる……

○議長（野田省一君） 栗原議員に申し上げます。

2番のほうに入るの、入っているのか。議題外にちょっとわたるんで、2番のほうでそれするんだったら問題ないと思うけれども、2番に入ってからその話ししてください。2番のほうに入ってください。

○1番（栗原健一君） ありがとうございます。

それでは、2番のほうに、熱中症対策ということで、2番のほうに進む前に、エアコン設置をぜひ取り付けていただきたいということ、そして、子どもたちの教育環境改善にぜひとも取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、質問2のほうに移りたいと思います。

夏休みの延長や熱中症対策による子どもの居場所づくりについてでございます。

8月は先ほども言ったように30度を超えており、大変厳しい学校生活を送っていたかと思えます。

まず、考えられることとして、子どもたちのことを考え、夏休み期間を延長する考えはないのかお伺いをいたします。

2つ目に、穂別プール場ですけれども、こちらも今年は異常な暑さのため使用できない日が続きました。対策は考えていないのかお伺いをいたします。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

まず、1点目ですが、むかわ町学校管理規則により、夏休みは7月10日から8月31日までの間で25日以内とされております。その期日、または期間のつきましては、各校の校長が定め、教育長に届け出るものでございます。

また、冬休みと合わせた50日間以内の範囲で、夏休みと冬休みの日数割り振りは可能となっております。

夏休み期間を延長することによるメリット・デメリットにつきましては、校長会で早急に検討するよう指示を出しておりますので、その意見も踏まえながら、保護者の意向等も確認し、次年度からの期間延長に向けて対応を進めてまいります。

2点目の穂別水泳プールにつきましては、8月24日の午後から26日までの3日間、27日午後から臨時休館の措置を講じました。当該期間は、熱中症警戒アラートも発令され、運動は原則禁止となっており、さらに小中学校のプール授業も中止となったことから、休館としたところです。

今後も、利用者の安全を第一に、熱中症対策も含め暑さ対策を図っていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 北海道の夏休み、長いところ、小樽とかそういったところが8月いっ

ぱいぐらい近く休みにしているところがありますので、これを延長するとなると、冬休みがやはり50日間と決められているということで、どこの学校もそういう形で日数は決まっているんでしょうか。決まっていますか。答弁をお願いします。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えします。

全国的に50日間以内と決まっております。ですので、府県によっては夏休み40日間、冬休み10日間のところもあります。

以上です。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） むかわ町としては、今、校長会などを進めて延長するという考えで進めているということよろしいでしょうか。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えします。

今、教育委員会といたしましては、夏休みを今25日間ですが、5日日間ぐらい延長をかけて30日間ぐらいにできないかということで投げかけております。ですので、冬休みは20日間、そういったことです。それで、どうしても曜日の都合もあるので、多少の増減は何らかの形であるかと思いますが、一応、そういう形で指示は出しております。

以上です。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 夏休みが増えるということは、子どもたちも喜ぶというふうにも考えますので、前向きな検討でしていただきたいと思います。

プールの問題なんですけれども、私、熱中症アラート、数日間むかわ町の公式LINEでも通知されておまして、穂別地区でいいますと屋内プール場とは言っていますけれども、ただ分厚いビニールがかけられているようなビニールハウス状態のものでして、こういったことが来年度も起きると、また使用できなくなって子どもたちの遊ぶ居場所というのがなくなるんじゃないかなというふうなものを懸念しておまして、それについての対策というものは考えていないでしょうか。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えします。

穂別の水泳プールは、原則として6月から9月までの期間で考えています。ですので、水

温の低いことを想定してそもそも建てておまして、それで屋根つきです。ですので、水温の低い6月とか9月も使えるような屋根構造になっております。

それで、今回のような本当に暑い夏の経験は、今までも私たちも経験しておりませんでしたし、まさか熱中症アラートまで発令になるとは思っておりませんでした。それで、熱中症アラートの基本的な考え方は、外の外出自体も控えてくださいということなので、学校の体育授業もできないような状況の中では、休館することが一番懸命な判断だと私たちは考えておりますので、そういった観点で御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） ぜひ子どもたちの居場所というもので、私もいろいろ考えていましたので、何とか空調設備とかそういったものは考えてはいないのでしょうか。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えします。

教育委員会といたしましても、いろいろ対策を考えました。ただ、あれだけの容積のある穂別町民プールを冷やすとなると、相当の機械なり設置しないと当然無理ですし、水温がもう33度とか4度だと思えます。その水温を冷やすこと自体もなかなか難しいのが現状です。そういった部分では、水泳プールの熱中症対策の中では屋根をかけないさいという、一番最初の指導がそういうことになっております。ですので、屋根はかかっておりますので、それ以外にできることとしたら換気をよくするだとかしかあり得ないので、その換気も外の外気温がもう30度を超えておりますので、水温と外気温を足した数字で60以上を越えると原則プールは中止しなさいという、実はガイドラインがあります。ですので、それにのっとなって私たちは判断しておりますので、御理解のほうよろしくお願いします。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） いろいろと問題があるということ、私も分かりました。しかし、子どもの意見をしっかりと聞いて、子どもを先ほど学校に合わせるというのではなく、子どもに合わせて学校をつくるということをお願いしたいなというふうに思います。

こども基本法、そういったものもあって、子どもを真ん中においてみんなで支えていき、こども基本法の内容に沿って、子どもや若者に関する取組を進めていかなければならないというそういった時代でもございますので、これからもむかわ町全体で協力し、子どもが育つためのすばらしい環境を提供することを強くお願いをし、一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（野田省一君） 換気のため、暫時休憩といたします。

再開は11時10分とします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（野田省一君） 次に、8番、大松紀美子議員。

[8番 大松紀美子議員 登壇]

○8番（大松紀美子君） 定例会に当たり質問をさせていただきます。

まず初めに、公共施設の暑さ対策と備品整備について伺います。

この夏は、これまでに体験したことのない異常ともいえる暑さになっています。世界各地を熱波が襲い、国連のグテーレス事務総長は、地球沸騰の時代と表現し、地球温暖化に対する危機感を強めたとの報道もされました。この暑さは来年も高くなる可能性があるという研究者も指摘しています。

町民が利用する各種施設に冷房設備を設置しなければ、住民の健康は守ることはできません。8月の初め、私どもの町内会の会員の方が亡くなり、ふれあい町民会館で葬儀を執り行いました。暑くてどうにもならず、葬儀会社の方が役場に連絡を入れ、ムペツ館の大きめの扇風機を2台職員の方が運んでくれ、何とか乗り切りました。各小中学校、体育館、町民会館などに冷房設備を設置し、町民の健康対策を行う必要があると考えますが、見解を伺います。

また、もう何度も求め続けています、ふれあい町民会館の机・椅子などの備品整備の考え方についても伺います。

○議長（野田省一君） 答弁を求めます。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 各小中学校の考え方につきましては、先ほどの1番議員への答弁のと

おりでございます。

体育館、それと町民会館等の公共施設、これらにつきましても、冷房設備の設置に向けての検討というか、町としての公共施設等の総合管理計画という基本的な方針があるかと思うんですけれども、熱中症対策のそれぞれの施設についての指針というのを策定をしてみたいと考えております。

それと、ふれあい町民会館の机・椅子の備品整備についてでございますが、これは、今ありますまちづくり計画の年次計画に入れて、計画的に更新する予定となっております。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 1つずつお尋ねしたいと思います。

小中学校については、先ほど1番議員の方の答弁がありましたけれども、何とも分かりにくいというか、町の姿勢がいまいち、何としてもこの暑さ、子どもたちのために何とかしようというような、そういうものとして伝わってこなかったんです、実は。動向を見定めて設置に向けて費用などを検討して来年以降、段階的に設置に向けて整備を考えたいと、こうおっしゃったんです。だから、これはどういうふうに取り受けるかという、来年の夏は、まず小中学校、小中学校はエアコンがある教室で授業を受けられる、受けることができると捉えてよろしいんですか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 重ねますけれども、現在、北海道として、自治体として、それぞれの学校に冷房施設をつけようじゃないかといううねりを国にぶつけているんです。そのための補助の関係だとか、もし制度がなければ制度と。恐らく今現在、道議会の中においても、今後同様のやり取りがあるかと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたけれども、実際にエアコンを設置する場合には、繰り返しますが、整備に向けた手法だとか、これは議員御存じだと思います、発注方法だとか、様々に前段に導入をする際の検討も必要なんです。ですから、我が町としても何とか可能な限り2024年、各小中学校の導入に向けて検討していくべく、先ほど言った、今後に向けて具体的な導入に向けて、前向きな整備方針というのをつくって、整備計画を立てて、しっかりとした財源の中で対応していきましようじゃないかということをおっしゃったつもりです。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 来年の夏までに小中学校に冷房設備を設置する方針ですと。ただ、

補助の関係とかいろいろあるので、どんな方法があるのか検討しています。こう順番が違くと、答弁の順番違くと、聞いている方々は、あ、むかわ町も来年設置に向けて動いているんだというふうに思いますけれども、補助が決まらないと、じゃ、やらないんですかと言いたくなっちゃうんです、今の御答弁、これまでの御答弁聞いていると。町民側からすると、そうじゃなくて、もうこの夏大変だったし、子どもたちのあの暑さの中の学ぶ環境は最悪だと。だから設置するために、今、どんな補助が使えるか、国にも要請しているし、やっていますと。何かこう答弁が違くと、もっと受け取る側も違うと思うんですけれども、じゃ、私の受取り方が悪いのかしれませんけれども、国からとか、道からの補助がなかったらつけられないんですかと聞きたくなっちゃうんです。

そうじゃなくって、たとえ国の補助が間に合わなくても、札幌市も伊達市も厚真町もつきますと報道されていますよね。だから、むかわ町も補助が決まるか決まらないか、大体国の補助というのはすぐ決まるものもあるけれども、なかなか決まらないものもありますよね。だから、補助がつけられなくてもむかわ町の、私は、教育施設整備基金というのがありますよね。確かに令和4年度末で3,500万ぐらいしかありませんけれども、そういうものも活用しながら、とにかく設置に向けて町としては頑張りますよということがほしかったというかそういうふうに捉えて、改めて確認しますけれども、そういうほうに向けて、設置に向けて動くということで取ってよろしいんですか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 熱中症対策については、児童生徒のこれは命に関わるものだよというところは押さえています。御理解していただければ。

それと、各学校の実態、これに応じた十分な健康管理が、これ前提で言っています、必要ですよといったところも含めて、今、気候変動の速度というのが非常に速い、猛暑が続いているといったところで、今の前提にもなるわけですけれども、繰り返しますけれども、これからの整備に向けて要望している事項というのも瞬時に捉えながら、整備に向けて整備方針というのを策定して、具体的に展開していきたいと捉えていただきたい。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） その整備方針というのは、いつ頃までにつくる予定ですか。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私のほうから、エアコンの設置の整備方針の関係についてお答えをしたいと思います。

やはり来年度予算に関わる話ですので、速やかに着手をして策定に結びつけていきたいという考えでございます。とりわけ小中学校というお話もでございますので、そういった部分も含めてなるべく早く議会のほうにもお示しをしたい。そしてまた、来年度予算の審議にも関わるということでございますので、その際には、また審議をいただくということになるかと思えます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 鵜川中央小学校で言えば、避難所にもなっていますよね。ですから当然保健室にはついているということですが、教室、それから職員室、それから体育館、そういったところにも必要だというふうに考えていますが、その辺では、そういうものを含めてということで当然よろしいのかどうかということも併せてお聞きします。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 公共施設の全般に関わる整備方針ということでございますから、当然避難所にも指定されているという公共施設でございますので、そういったところも含めて整備方針を定めていきたいという考え方でございます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 先ほどの学校のほうは、そのようにぜひ来年度は暑さのことを心配しないで学べるような環境づくりをお願いしたいと思えます。

それから、先ほど町長の御答弁の中で、ふれあい町民会館も本当、私、もう言うの嫌だなと思うぐらい、使うたびに不満が出るんです。椅子は足りない、机は重い、じゅうたんはなくなっている、そういうことで申し上げているんですが、総合管理計画というの知っています、読んできました。ですからその中で、管理計画の中で指針をつくっていききたい、副町長の御答弁の中で、学校を含め公共施設全般についてそういう方針をつくっていききたいということですが、備品、椅子をそろえて軽いテーブル、机をそろえるのに、私、ふれあい会館だと35脚しかないんです、椅子。この前、葬儀、和室でやりました。そしたら和室で葬儀をやりましたから、皆さん、今、もう高齢の方は足痛いから座るとならないですよ、椅子を運びました。だけれども、35しかないから、もうその35を葬儀終わったら遺族の方の集会室にまた運んで用意してと、もうそういうことをやるんです、毎度、毎度。100脚用意するとして幾らかかるんですか。テーブルも軽いテーブルを30台用意するのに、わざわざ整備計画の中で検討しなかったら駄目なぐらいお金かかりますか。

○議長（野田省一君） 横山町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（横山貴仁君） 町民会館の机・椅子整備についてでございますが、本年度におかれましては、ムペツ館にて机20台、椅子200脚を更新し、今月、納品予定となっております。ほかの会館についても、順次整備していく予定となっておりますので、御理解のほうお願いいたします。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） その御答弁は、前のときも聞きました。知っています。しかし、町民の暮らしは毎日続いていまして、確かにムペツ館よりふれあい会館の利用率って少ないかもしれないかもしれません。ですけれども、同じ町民がその会館を利用するんです。そのたびに不便を感じて、いや何とかならないんだろうか、こんなことぐらい何とかならないだろうかというのが町民の思いです。速やかに設置をしていただくように求めたいと思います。

それから、その暑いときに扇風機も何もないし窓を開けても、ふれあい会館ですよ、風が通らない、そして上の窓も網戸ついているから開けましようとなりましたけれども、こんなに暑いのは初めてですから、上の窓開けることはないの、ほこりもたまっていて、とても開けたら環境に悪いからと開けられませんでした。そうすると、扇風機がなかったらいられなかったんです。それで、なぜムペツ館にだけ扇風機が大きい2台あるのか分かりませんが、エアコンを公共施設も含めて順次設置するにしても、取りあえず扇風機だけでも各町民会館や生活館、町民が利用するところに設置してはどうかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（野田省一君） 答弁。

横山主幹。

○町民生活課主幹（横山貴仁君） まず、利用状況の部分触れられましたので、まずそこを御報告いたします。

直近、3年間の町民会館の利用状況なんですけれども、まずムペツ館が直近平均で件数が30件、日数が48日、若草会館が23件、日数が27日、ふれあい町民会館は20件の27日、仁和会館が16件の19日、富内銀河会館が件数で8件の15日となっております。こういう状況になっておりますが、まちづくり計画の個別計画にて令和6年度の整備に向けて検討していきますので、御理解のほうお願いいたします。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 今、令和5年ですから、来年の夏、6年の夏が暑くても扇風機すら設置してもらえない、椅子もテーブルも利用頻度の少ないところは我慢しないといけないん

ですか。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 今年の暑さについては、想定外の暑さだったということだと思っ
たんです。そういう中で、先ほど町長も答弁したとおり、公共施設全般についての暑さ対策とい
う意味でエアコンの設置の整備方針をつくろうじゃないかと。

〔「エアコンだけじゃないよ、種類があるよ」と言う人あり〕

○副町長（成田忠則君） 種類もありますけれども、エアコンのみならず熱中症対策という部
分で、様々な機器もあると思いますけれども、そういう中で、何ができるのかということ
を検討して、すぐ速やかに計画を示していきたいということでございます。

机・椅子の整備については、これも先ほど担当のほうで答えたとおり、整備しないんでは
なくて、年次的に計画的に整備をしていくということでございますので、やはり急ぐところ
は当然どこもそうなんでしょうけれども、財源の問題もございますので、そういった意味で、
まち計の中の年次計画ということを決めて様々な事業等にも対応していくということでござ
いますので、その点は御理解をいただけるかなというふうに思います。

いずれにしても、暑さ対策については、先ほど答弁したとおりでございますので、そうい
った点で御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） そういうことで、計画、速やかにお願いしたいと思います。

それと、役場庁舎も皆さんこの暑さで本当に、見てきましたけれども仕事に集中できない
ような暑さ続きましたので、やっぱり役場庁舎も含めて、公共施設重要なところですので、
御検討いただきたいと思っています。

そして、役場庁舎の中に一つもエアコンが設置された部屋がないということは、例えば、
相談に来た町民も含め、体調が悪くなったときに休むところがないというのは、ちょっと大
変だと思うんです。そういうことも含めて、ぜひ前向きに検討し、具体的な方針を早く作成
して議会のほうに示していただきたいというふうに思っています。

次に移ります。

第9期介護保険制度について伺います。

令和4年度決算書によりますと、4年度末の介護保険給付費準備基金の現在高は1億
2,074万4,532円となっています。必要以上の基金を保有することは、保険給付のために被保
険者からお預かりした保険料の用途目的としては適切ではないと考えています。

1つ目に、介護保険給付費準備基金を第9期保険料引下げに活用し、被保険者の負担軽減を図る考えはないか伺います。

2つ目に、地域ケア推進会議で出された課題と対策について伺います。

それから、3つ目に、第8期の中で、グループホームの増床が課題となっていました。実現できなかった原因と第9期に向けて増床の考えはあるのか、見解を伺います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 1点目の、介護保険給付費準備基金の活用につきましてですが、これまでも介護保険料の算定につきましては、保険料額の上昇を抑制するため、準備基金の一部取崩しを見込み、額を設定した経過がございます。

現在、第9期計画策定に向けて推計を実施している段階です。第9期におきましても、これまで同様、被保険者の皆さんの安定した保険給付の提供、さらには介護保険事業の健全な運営、このための保険料の適正な設定に努めてまいりますので、御理解を願いたいと思います。

次に、地域ケア推進会議で出されました課題についてですが、会議の中では、通所系サービスの不足、移動手段の確保、介護人材の不足などが上がっておりました。

これらの課題につきましては、関係する事業者と検討会議というのを開催、課題の解決に向けた意見交換等々を随時実施することとしているところでございます。

認知症グループホームの増床についてでございますが、これにつきましては、第8期の計画策定時は、要介護1から2の軽度者が入所する施設の不足が課題として上げられておりました。

その対策の一つとして、認知症グループホームの増床について検討がされてきたところでございますが、しかしながら、8期計画を進める中で、申込者はいるものの入居につながらないケースが多いという事態が明らかになりました。

今後の計画におきましては、必要な施設の種類と床数について、継続的に協議を進めることとし、その他の課題も含め取組を進めてまいりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 1番目の準備基金のことなんですが、給付費に備えると。そういうことは質問のたびにお伺いしております。令和2年度末は1億526万円、3年度は1億1,459万円、そして4年度末は1億2,000万、年々増え続けていますよね。そして、厚生労働省の介護保険計画課によりますと、この介護給付費準備基金の適正な水準というのは、保険者が

決めると、こうなっているんです。保険者が決めるということは町が決めるんですけれども、これはどういう考えでいるんですか。

○議長（野田省一君） 菅原保健介護課長。

○保健介護課長（菅原光博君） 介護保険の給付費準備基金につきましては、給付費の急な増加に備えまして、不足が生じた場合には取崩しして活用しまして、事業の安定的運営を目的としてございます。

これまでも、保険料の設定につきましては、給付費の中にこの基金の部分も取崩しという形で組み込みまして、給付費の計画としまして設定をしてきたところでございます。

しかしながら、結果として実績が計画を下回ったためにこのような形で余剰金が積み上がってございますが、今後におきましても、次期計画、給付計画につきましても、この準備基金を組み込んだ形で保険料の上昇抑制に努めてまいりますので、御理解ください。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 3年に一遍改正される、改正というか期が変わるたびに、私、同じことをお聞きしています。8期のときにも4,600円据え置いたんですけれども、この基金の状況を見ましたら引き下げてもよかったのではないかというふうにも思っています。

ですから、第9期に向けても、町としては引き下げるという方向性は持っているのですか。

○議長（野田省一君） 菅原課長。

○保健介護課長（菅原光博君） まずは、8期計画の給付の状況をお知らせしたいと思います。令和3年度につきましては、計画額よりも1,590万下回ってございます。また、令和4年度につきましては、逆に2,240万計画よりも上回っているような現状でございます。さらに、令和5年度につきましては、現在、5か月間の実績で計画を1,700万上回っているような状況になります。このままいきますと令和5年度で約7,000万以上の計画を上回る実績になる見込みとなってございます。このあたりも考えながら、今後の9期計画というものの中で保険料の設定をしてまいりたいと考えてございますので、御理解ください。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） ぜひ被保険者の負担軽減を図れるような取組をお願いしたいと思います。

それから、地域ケア推進会議で出された課題と対策ということで、通所系サービスが少ない、むかわ町はほかの町と比べてサービスの種類が非常に少ないんですね。そのことは、地域ケア会議の中でも出されて、その資料を見させていただきましたけれども、出されている

ところでは、

その中で、人材不足ということがありました。これはもう前からそういう状況は続いていて、結局、今のグループホームの議論の中でも出ますが、結局、例えば慶寿苑に80床あるのに50人しか入っていないとか、それから愛誠園も、今、44人しか入っていないと。これは希望者がいないのではなくて、これまでの議論だと介護の職員、介護従事者がいないということで、こういう状況になっているんだという説明もありますけれども、介護労働者の不足というところでは、保険者としてこの介護人材を確保するためにどのようなことを取り組んできたのか、まず、最初に伺います。

○議長（野田省一君） 今井保健介護課参事。

○保健介護課参事（今井喜代子君） 人材確保の取組につきましては、今も、過去からもずっと大きな課題として、こちらも捉えているところです。その中で、今までも修学資金の補助であったりとか、あとキャリアアップ新事業によって事業者への協力であったりとか、あとは人材バンクであったりとかという形で、様々な確保の対策のほうは考えてきているところですが、なかなか増えるというところまで結びついていないというのが現状にあるところです。

ただ、今後につきましても、またいろいろな形で実施はしていかなければいけないかなというふうに考えてはいるところです。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 人材確保のために、町として様々な事業、令和5年の予算でいえば320万ぐらいつけてやっていますけれども、増えていないと。これでは駄目だということになりますよね。じゃ、保険者として、この人材確保のためにもっと違う手段を考えるとかということを考えていかないと、ずっとこのままになりますよね。結局、入れないために町外に結局サービスを求めて行っている方が46人ぐらいいると、私は押さえているんですけども、人口増につなげたいと言って、一生懸命町はやっているのに、結局、この介護の部分で人口流出ということになったら、やっていることが本当に何ていうんだろう、実を結ばないことになりますよね。保険者として、この人材確保、この今のやり方では駄目だということが分かっているんですから、何とかもっと別な方法を考えるべきだというふうに私は思うんです。

例えば、もうここ何年も介護従事者に対して家賃補助をしたらどうかとか、いろんなことを提案してきましたよね。例えば厚生病院は、鶴川の厚生病院、寮も建ててやっぱりそこに入居する方々は、安い費用で入居できていますよね。やっぱりこれから介護の取組も本当に

医療と同じでともかくこれ切り離して考えられないことですから、その辺も含めてそういう対策、別の対策を保険者として取り組んでいくという、こういう強い姿勢が必要だと思っているんです。

それから、もう一つ、それは答弁ください。

それから、さっきグループホームで入居につながらないケースが明らかになったとおっしゃったんですけれども、これはどうして入居につながらないのでしょうか。

○議長（野田省一君） 今井参事。

○保健介護課参事（今井喜代子君） 私のほうからは、入居につながらなかったという部分について、ちょっとまず、お答えさせていただきたいと思います。

それで、現状といたしまして、グループホームのほうの待機の方とか、あと、それから、特別養護老人ホームの待機の方というところが、少し減ってきているような状況はあります。それで、特別養護老人ホームのほうにつきましても、愛誠園のほうにつきましても、今は60人弱ぐらいは入れているということで、少し入所人数のほうを増やして対応をしてきているところでございます。

それで、まず、グループホームのほうは、入居の申込みはしているけれどもつながらなかったという理由といたしまして、申込みは何かあったときに安心のためにまず申込みをしておきたいという方もいらっしゃるしまして、ほかの施設に入居している方が半分以上、申込みをされているというところで、お声がけをした際にも、まだ入らなくてもいいかなというように形でお断りされたという部分と、あとは在宅にいらっしゃる方につきましても、まだ在宅で生活をしていきたいという御希望があって入居にはつながらなかったという形で聞いておりますので、なかなかその部分のニーズの把握というところは、難しい部分があるかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） この介護人材の養成、確保、これはもう全国的な課題で、保険者として自治体としてどうするんだというところ、これは大きなとりわけ今後に向けても喫緊な課題と捉えているところでございます。

そして、これについては、議員も新たな取組の一助になるのではないかなというところで、押さえておられるかと思うんですけれども、昨年、栗山のほうの介護福祉学校というんでしょうか、こういったところと介護人材の確保に関する包括連携協定というのをしっかりと結

んで、昨年、結んだばかりでございますけれども、それを結びっぱなしにしないで、しっかりと開いていくんだと、その循環をしていくんだという、また、こういったところも含めながら、角度を広げた中の町としての人材確保、そして養成、循環、こういったところを狙っていければなと思っておりますので、一助として捉えていただければと思います。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） この介護の介護従事者の不足というのは、むかわ町だけが困っているわけじゃなくて、全国的なんです。ただ、だけれども、やっぱり町として、毎年、毎年、同じことを議論しているというのは、どうかと思うんです。ですから、例えば、デイサービスにもっと行きたいけれども、通所デイサービスいっぱいだから本当は2回行きたいけれども1回にするとか、3回行きたいけれども2回にするとか、実際出ていますよね。そういうことが。だから、今、グループホームは穂別、鶴川一括ずつです、18人です、2ユニット。これやっぱり増やしていく。何でその計画3年もたっているのにこれを増やすというふうに踏み出さないのか不思議です、それはどうしてなのか。

それから、通所サービスも地域密着型、それから、前も言いましたけれども、小規模多機能施設などの設置なんかも本当に必要だと思うんですけれども、それがどうして考えが及ばないのかなど。いつまでも仕方がないんですみたいなことで続けていくのかというのが、もう不思議でしょうがないです。

ほかの町見ても、やっていますよね、いろんな事業。本当にむかわ町の施設の整備って本当少ないんです。この辺、種類を増やしていくというふうなことができないものでしょうか。その辺検討はしているということはないんですか。

○議長（野田省一君） 答弁を願います。

菅原課長。

○保健介護課長（菅原光博君） グループホームの件についてでございますが、先ほども申しましたとおり、利用者のニーズというところで、再度、このグループホームも含めまして、そういった別の施設も含めた形で、今後、事業者の意見も聞きながら検討してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 8月3日に地域ケア推進会議開いていますよね。実は、これちょっと相談ありまして、いただいています。地域ケア推進会議の検討で毎度出ていますよね。でもずっと変わらないです、町の姿勢として。何で着手しないんだろうと。本気でやっぱりグ

ループホーム増やしていくとか、通所介護を増やしていくとか、何か取組しなかったら、頂いた保険料、もちろん保険料だけで介護保険事業をやっているわけじゃありませんから、こういうふうに基金が増えていくと。でも増えていくということは、保険料払っていただいた方に十分なサービスを提供していなということだって言えるわけですから。やっぱり何かアクション起こしていかなかったら、何、また町は増やしてくれないのという不安しか残らないというふうに私は思うんです。その辺は、原課としても町としてもどのように考えていますか。

○議長（野田省一君） 菅原課長。

○保健介護課長（菅原光博君） これまで、地域ケア推進会議等でそういった検討されてきてございますが、今後は、さらにコンパクト化を図って、関係する事業所を集めた形でそういった具体的な対策について話し合いを行う場を、今後予定してございます。

例えば、法人でしたら法人だけをちょっと来ていただいて、施設の在り方ですとか、そういったところを協議する、そういった地域ケア推進会議よりももうちょっと小さな集まりの中で、そういったことを検討してまいりたいというふうに考えてございます。

また、事業所を例えば小規模多機能等増やすに当たっても、そういった実施できる事業者、先ほどもありましたとおり、人材不足ということもございますので、そういったところも事業所に聞きながら進めていかないと、なかなかそういった運営の部分、例えば収支の部分ですとか、そういったところもございますので、そういった今後のむかわ町のあるべき、そういった介護サービスの部分を、さらに細かく事業者の皆さんと協議してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） このお話は、8期が始まる前にもやっております。何も変わっていません。9期の、9期を前にしても変わっていません。この状況、各町経済団体もありますけれども、皆さん努力していますよね、人を集めるためとか、事業所がどうか、皆さんやっぱり様々な苦勞をされながらやっています。

介護保険は町が保険者になりますから、経済団体じゃありませんけれども、やっぱり同じような思いで町民の暮らしの向上、介護制度を利用する人たちのニーズに応えるような取組を、ぜひやっていただきたいというふうに申し上げたいと思います。

続いて、3つ目に、町民の安心安全対策について伺います。

改修されたまちの森の小河川の橋なんですけれども、高齢者の方や子ども連れの方は危険

を感じています。手すりをつけて安全対策を図る必要があると考えますが、見解を伺います。

○議長（野田省一君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） まちの森にあります木橋の安全対策についてお答えいたします。

当該木橋は令和4年度に、主構造体である橋桁に大きな損傷がありまして、既存の橋梁と構造を同じくし、新しい材料にて更新しております。

御質問の安全対策についてでございますが、今回の更新により、今後長きにわたって利用されるため、必要な安全対策を講じてまいりますので、御理解いただければと存じます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 具体的にどのような安全対策ですか。

○議長（野田省一君） 江後参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 今回の橋梁が木でできた橋梁でございますので、橋梁の端っこに、私たちがいう高欄、防護柵、手すりなるものをつけたいと考えております。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） よろしくお願いたします。

4つ目に、鵠川斎場の整備について伺います。

ちょうど1年前の9月議会でこの問題について質問を行っております。そのときの御答弁は、費用が500万円程度、検討課題とするというものでした。通常の公共施設とは別の施設です。亡くなられた方の人生の最後を見送る場所にふさわしいあつらえを整える考えはありませんか。

○議長（野田省一君） 佐々木町民生活課長。

○町民生活課長（佐々木義弘君） 鵠川斎場についてでございますけれども、鵠川斎場は町民の生活にとって必要不可欠な施設でございますので、その機能を絶えず維持する必要があると考えているところであります。

そのため、公共施設等総合管理計画などに基づきまして、計画的に修繕・維持に努めているところでございますので、御理解願います。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 御答弁聞いていますと、非常に町民の側からすると分かりづらいですよね。じゃこの斎場の、今、私が求めていた外装改修をしてくださいという要望に対して、今の時点で町はどう考えているのかということは、多分私たちの後ろにいる町民の方は分か

らないと思いますよ、そういう御答弁では。

お金かかるからまだできませんとか、自分たちも同じように思いますからやりますとか、そういう具体的な答弁じゃないですね。管理計画に基づいて粛々と進めますなんて、じゃ管理計画ってどうなっているのと。じゃ、やるのやらないの。これ私、勝手に言っているわけじゃありませんから。町民の方が、葬儀があるたびに行っているけれども、本当に見るに堪えないということが、そういう声が続いているから取り上げているんです。

管理計画に基づいて、粛々とやっていますという答弁聞いて、私たちの後ろにいる町民の方はどう思いますか。もっと分かりやすい答弁をお願いします。

○議長（野田省一君） 佐々木課長。

○町民生活課長（佐々木義弘君） 来年度におきまして、外壁ですとか、屋根、いわゆる外装を改修を行う計画、考えはございません。ただ、壁が汚れているというようなところ、私どもも認識をしているところであります。清掃業者のほうとも、ちょっと今協議を進めておきまして、今のその壁の汚れといったものが、清掃業者のいわゆる高圧洗浄というような形で、ある一定程度汚れとかくすみというものが取れるだろうというようなところの回答をいただいております。ただ、金額に関しては、今、まだ見積り取っている最中ですので、金額によるんですが、維持管理の範疇の中で、塗装とまではいかななくても町民の皆さんに気持ちよく使っていただけるようなきれいな施設に、何とか清掃という形でできればなど、そういうところで内部で検討しているところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 私は、1度目の答弁で今のような御答弁をしていただけていたら、町民の方はよく分かったのではないかというふうに思っています。これからも、そういう御答弁をお願いしたいと思います。

令和4年度末の全体的な基金の総額は60億9,800万円にもなるという決算報告がありました。その中で、公共施設の長寿命化推進基金は約7億7,700万円積み立てています。町は、十数億円かけて大型事業を実施しようと、今、しております。賛否が分かれる事業を成功させるためには、住民が日々の暮らしの中に関わる行政サービスにどれだけ満足感を感じているかが事業の成否を分けることになるのではないのでしょうか。

地方自治の目的は、住民の福祉の増進です。蓄えた基金は、誰の物でもない住民のお金です。基金を取り崩し様々な住民サービスに活用すべきと私は考えます。住民がこの町で幸せ

に暮らすことができるかどうかは、職員の方々の力と町長の手腕にかかっています。全ての物事を自分ごととして捉え邁進されますこと、私も共に力を尽くすことを申し上げて、質問といたします。御答弁ありますか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 意見の部分は貴重なこれからの行政運営に反映させていただければなと思います。改めてなんですけれども、先日も私、職員と一緒に墓地のほうに、斎場のほうに状況調査、複数回ですけれども行っております。基本的には、先ほど答弁があったとおり、来年度に外装と屋根というところは別にして、これは大松議員も見ているかと思うんですが、それこそ一発目の答弁で出しております公共施設等管理計画の中での、ここは年次計画というのをしっかりと見定めながらも、今の現状、維持補修で可能な範囲で対応できるものについては、しっかりと年次的に対応していきたいと考えております。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） ありがとうございます。終わります。

○議長（野田省一君） 昼食のため、しばらく休憩をいたします。

再開は午後1時30分とします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時30分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 東 千 吉 議員

○議長（野田省一君） 次に、5番、東 千吉議員。

[5番 東 千吉議員 登壇]

○5番（東 千吉君） 議席番号5番、東 千吉です。

令和5年第3回定例会で通告に基づきながら質問をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

まず、漁業支援とししゃもふ化場事業についてでございます。

著しい海水温の上昇のため、これまでと全く違う今まで以上に苦しい漁業に直面している

漁師、また、その漁師支援は、発想の転換までも迫られるくらいの状況にあるのではないかと思います。さらに、鶴川漁業協同組合においては、役員任期を1年半超えても、いまだ新役員が決まっていないと聞いております。これは、従来どおりの組合運営と漁業の振興を進める組合員、それから状況の変化を感じ新たな組合運営と新たな漁業振興を求める組合員がおり、大きく二極化されているのが原因なのだと思います。

このような組合の方針がなかなか決まらない中での支援の方法は非常に難しいのではないかと思います。支援としてどう検討しているのか伺います。

2点目でございます。

ししゃものふ化事業について、昨年度から操業開始したこの事業、総工費約8億円もの巨費を投じたが、昨年は稼働率10%程度、本年においても、海水温の上昇による、さらなるししゃもの遡上条件の悪化が著しく、親魚の確保が昨年以上に困難な状況が予想されております。

そんな中でのふ化場事業の機運となる親魚の確保についてどう考えているのか、伺います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 漁業支援とししゃもふ化場についての質問でございます。

それぞれの、今回の質問項目につきましては、この間も所管事務調査、こういったところで随時審査されてきている事項と受け止めているところでございます。

改めてでございますが、1点目の漁業支援の御質問でございます。

漁業の経営を取り巻く環境、これは先ほど東議員がお話があったように、大変国をまたいで気候変動というんでしょうか、そういったところも含めての取り巻くものの環境が厳しい、そして漁業者への直接的な支援につきましても、これまでも、これも国をまたいでコロナ禍、そして記録的な物価・燃油高騰等の状況に応じながら、町としても可能な限りの支援策を講じてきているところでもございます。現在も漁船の燃油支援というのをやっているところでもございます。

また、さらなる支援の必要性につきましては、こういった現実をしっかりと直視しながら、そして、将来というのをしっかりと見定めながら、引き続き取り巻く状況、そして今後の動向、これらを注視した中での判断すべき事項と考えているところでもございます。

2つ目のししゃもふ化場の親魚捕獲に関する質問でございます。

昨年につきましては、3年連続の歴史的な不漁となっております。親魚の捕獲についても、計画よりも少なくなっております。今年のししゃも資源に関わる取組につきましては、今日

も下の階で、北海道を含めた拡大合同役員会というのが開催されているところでもございます。

えりも以西から苫小牧までの漁協で広域的に漁期前調査というのを実施して、資源管理に関わる今後の方向性というのを早期にまとめるべく検討を進めております。その結果というのを踏まえた上で、可能な限りの親魚を捕獲すべく取り組んでおりますので、御理解をお願いしたいかと思えます。

質問項目、質問要旨に沿った中での答弁に代えさせていただきます。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） まず、1番目の部分、今、町長が答弁していただきました行政支援でございませけれども、全国的な、あるいは世界的な海水温関係で非常に状況が変化しているという中でございませけれども、そういった中でも、やっぱり我が町は、第1次産業を農業、漁業、林業を基幹産業とする町でございませるので、この根幹となる部分については、しっかりと前へ進めていかなければならないというふうに思っております。

そうした中で、今までのいわゆる組合の運営、あるいは漁業振興の部分で唱えている漁師の皆さん、あるいはまた、そうではなくてこういう状況をつぶさに感じ取って、こういう形にしていかなければ漁師はやっていけないぞと思うような組合員さんもいるということでございます。

こういう協同組合、私も協同組合の役員を長らくやっておりましたけれども、こういう協同組合の不祥事等については、行政指導ができるというふうに法律で決まっていたはずでございます。そういった中で、いわゆる役員が任期の半分以上も決まっていない状況があるという部分では、何らかの形で行政指導をしていく必要があるのではないかとこのように思いますが、その点はどうでしょうかというのが1点です。

それから、先ほど町長おっしゃってございましたししゃもの関係ですけれども、この拡大委員会、今日は14時30分からというふうにお伺いしたが、下で、これから始まる内容だというふうに思っております。その部分については、非常にししゃもの今年度の部分についての貴重な会議になるんだろうというふうに思っておりますので、私も至極注視をしているところでございます。

以前、小坂議員おっしゃっていましたが、今年、令和5年休漁にするぐらいじゃないと資源の保全等ができないのではないかとこのように思うぐらい、ししゃものが非常に激減しているということでございますし、9月5日の、去年は8月末でございましたけれども、今年も9月5

日にししゃもの資源調査をしておるようでございます。10メートル間隔で6区、60メートルまで捕獲をみましたけれども、去年何匹でしたっけ、18匹でしたでしょうか、今年は1匹だそうです。ということは、非常に去年よりも状況が悪い中で、いわゆるししゃものふ化場の事業をしなきゃいけないという内容のようでございます。

そうした中で、当然親魚がなければふ化事業ができないという状況でございますから、そういう部分は担当者、資源調査等も既に御承知と思いますので、その辺、どういうふうに考えてこれからのいわゆるししゃものふ化事業をやっていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 質問要旨からして、漁業の役員体制のところまでの範囲というのは、答弁する……

○議長（野田省一君） 答えられる範囲で。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 答えられる範囲ということでございますので、漁業協同組合の役員体制、東議員がお話があったように、新体制が任期を迎えた中で決定していない状況というんでしょうか、新体制が。これについては、早期の解決というのも町として望むところでもございます。町は指導機関ではございません。ここは誤解しないでいただきたい。しかし、現状の事業活動について、職務執行体制の中で適切に行われているものと認識しております。これはなぜか、漁港の指導事業運営について、漁協の指導機関であります北海道においての実施した検査というんでしょうか、その中においても現段階、適正なものであるというふうな結果が出されており、繰り返しになりますけれども、町としてこれまでの支援は妥当なもの、今、捉えているところでございます。

このぐらいでやめておいたほうがいいんじゃないですか。

それと、経済活動についての新たな支援の関係でございますけれども、町としてもこれまでも実施しているとおりに、今後についてもしっかりと漁業協同組合と向き合いながら、あくまでも主体というのは、これは生産者だとか、そして経済団体が主体となった取組というのが、これはどこの経済団体も、あるいは生産者も経済としては前提になるのではないかなと思っております。これまでの漁協の方針、現在の方針に基づきながら、町としても課題というのをしっかりと理解、共有、確認しながら、これから向き合い積極的な支援をこれからも行っていきたいと考えております。繰り返しますけれども、前提として、漁協、そして組合

員等の主体的な考え、ここを基本とすべきと考えております。

〔「ししゃもの答弁もやっていない」と言う人あり〕

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） ししゃも資源の維持、そして回復の問題でございますが、ここは町と漁協、こういったところがこれまで以上に連携、連絡、先ほど行政報告の中でも申し上げましたけれども、今後、新たな展開方策として、これまでの蓄積されている試験研究データ、それに新たな技術で、今後、資源回復にもできないのかといったところも含めながら、9月の後半、25日、9月25日に、冒頭申し上げましたように資源回復等に向けた新たな調査研究会議というのを設置する予定でございます。

地元として、試験研究機関の協力を得てのさらなる調査研究、同時に、国だとか、あるいは北海道、こういったところの取組、むかわししゃもプラス太平洋希少固有のししゃもと、こういったところも含めて広域的な回遊魚の課題というふうな取扱い、この辺も含めながら国だとか北海道に我々も働きかけて、町の役割はそういったところにもウエイトがあるのではないかなと思っております。

今後に向けましても、政策課題として、町としての政策提言の場において、しっかりと意見反映に努めていきたいと考えております。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） 先ほどの町長の答弁のとおりだと私も思っております。

もう一つ、ちょっと深入りするわけではないんですけども、しゃべっておかなきゃいけないかなというふうに思いますけれども、漁協関係については、何とか小さい段階でまとまって、そして前へ進むような形を本当は私も期待をしておりましたし、求めておりました。しかしながら、ひょっとしたら不穏な動きがあって、もっと大きな形になりはしないか、そういうことが心配でございました。実際、私もこの関係については、道議会議員を通して道のほうに、そして振興局の水産関係のほうにもお伺いしましたら、非常に状況的に大変だということでしたから、当然自助努力、当然必要なんですけれども、なかなかそこに至らないようなので、誰かがどこかで小さなアドバイス、助言でもいいですから、前に行くような形を取っていく必要があるのではないかというふうに私は思いましたので質問させていただいたという内容でございますので、誤解のなきようによろしくお願ひしたいと思ます。

それから、ししゃもの関係ですけれども、現時点で我が町にあるようなししゃものふ化場

はほかにございませぬ。海水温が上がりししゃもがなかなか近くまで回遊できないという状況において、この資源を守るために我が町のふ化場の果たすべき役割はどこにあるのか、ここが非常に大事だと私は思っております。

そういった中で、一番大事である親魚がいなければふ化もできないわけですが、残念ながら去年の状況を見ても親魚の確保が難しいということです。そうしたら、今年は資源調査の中を見たら一体どうなるんでしょうという部分があるので、そういう心配があるので、稼働率はともかくも、本当のこの資源をしっかりと確保して前向きに行ける地域として、全国中でも、当然我が町のふ化施設、ふ化場の活躍が期待をされているということは、北海道の水産栽培試験場、ちょっと名前は忘れたけれども、考えているということでございましたので、ぜひともこのししゃものふ化場については、聞くところによりますと、去年度みたいなとり方じゃなくて、もっと別なとり方だと親魚をもっと確保できるぞというふうに言っている漁師の方も数人おりますから、それがうそだったらあれですけども、本当であれば参酌しながら親魚の確保をできれば、ぜひお願いしたいというふうな思いですけども、その辺について何か情報、もし担当であるなら。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、東議員も委員長であります所管の常任委員会の中でご意見いただいております、ししゃものふ化場については。この辺のししゃものふ化場というのは、なかなか成果は見えにくい粘り強く継続すべきであると。この辺大事にしていきたいと思っておりますし、ふ化場では一定の年月というのをかけた中で個体の実態、それと把握、さらにはその先の資源回復に努めたいと考えているところでもございます。復活をこの町のエネルギーに何とかつなげていければなど。

それと、新魚の確保の関係でございますけれども、これは御案内のとおり、ししゃも資源の減少、今回ののは、試験研究機関の方も触れられておりますけれども、乱獲等によるものじゃないよと。近年の海水温の上昇、今年も記録的な上昇になっているのかと思いますが、その研究結果というのが示されているように、その対策については先ほども申し上げましたけれども、少し長期的なものになるものと捉えているところでもございます。

繰り返しますけれども、町と漁協、そして道内の試験研究機関等々、こういったのを連携をした中でも研究会を9月25日に立ち上げをしているところでもございます。まずは、その中での操業の在り方、こういったところも検討した中で資源というのを少しでもこれからに残していくんだといった取組、えりも以西の漁協というのが連携しながら、今日も検討をす

るところでもございます。

道東方面からの輸入についてのししゃもは、DNAというのが微妙にえりも以西とは異な
って、これはまさに生態系への影響というんでしょうか、こういったところから科学的にす
べきでないものとされているので、御理解を願いたいと思います。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） ししゃもは我が町に欠かせない産業振興です。観光もだし、商店関係
の経済関係に大きく影響するものだと思いますので、ぜひとも小さな情報でもやっぱりでき
るものは一つずつ可能性があればやっていく、そういう形をお願いしたいというふうに思い
ます。

次の質問にいきたいと思います。

学校給食のオーガニック推進についてでございます。

食の健康は社会問題になっております。厚生労働省の発表によると、国民2人に1人がが
んを患い、男性61.6%、女性46.2%、アレルギー疾患は国民全体の約5割が罹患し、鬱病、
統合失調症、不安障害などの精神疾患により医療機関にかかっている患者数は400万人を超
えていると発表しております。これも厚労省です。京都大学大学院推計によると、化学物質
過敏症は70万人、子どもを含むと100万人となっております。

そんな中で、子どもたちについても、農薬が原因で多くの身体異常、自閉症、ぜんそく、
小児がん、先天異常、ADHD、注意欠陥多動性障害、及び発達障害22%、これは食と暮ら
しの安全基準が発表をしています。

その対策は急務とされますが、学校給食だけでも学校給食のオーガニック推進もその一つ
と思われま。現在、本町の小中学校は4校、週5回の学校給食において3回はお米、2回
は小麦を主とする給食となっていて、そのお米と小麦の安全性について、まず1点伺いたい
と思います。

2点目、地元産のお米と小麦、米についてはネオニコチノイド系農薬、商品名はアドマイ
ヤー、ダントツ、スタークルと、これらを使用していないお米、小麦についてはポストハー
ベスト、プレハーベスト農薬不使用の小麦、いわゆるさらに安全な地元産食材使用の給食配
膳をより積極的に進める用意があるかを伺います。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

本町の学校給食では、ホクレンを通じまして100%むかわ町内で生産のお米を提供してお

ります。

麺類とパン類で使用しております小麦につきましては、全て道内で生産されたものを使用していることを納入事業者を確認しております。

給食事業開始から7年目を迎えておりますが、この間、1度も健康被害や食中毒なども発生しておらず、安全性を疑うものではございません。

また、2点目の御質問ですが、本町の学校給食では、事業開始当初から一貫して使えるものは徹底的に使い、積極的な地元産食材の活用を進めております。オーガニック野菜の安全性は理解しておりますが、それ以外の栽培方法に安全性がないとは考えておりません。

引き続き、安全安心でおいしい学校給食の提供と併せて地産地消の活動を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） ただいま私、答弁いただいて、質問等についてもやったわけですが、米のネオニコチノイド系農薬、これはアドマイヤー、ダントツ、スタークル等がございますけれども、これらは我が町でも使用をしている農薬でございます。もちろん日本ではきちんとした農薬の使用の許可、登録が取れておる農薬でございますから、当然そのことは何ら問題のないことでございます。

先ほど地元産食材と言いましたので、野菜等についてもちょっと述べてみたいと思っておりますけれども、このネオニコチノイド系の農薬、これは浸透移行性の農薬で実は水洗いしても落ちない農薬でございます。トマト、キュウリ、キャベツ、ブロッコリー、ピーマン、このいわゆる食材として使われている中に残留として残る農薬というふうに伺っております。

そんな中で、日本の残留農薬の基準値でございますけれども、PPMでなっておりますけれども、トマト2、キュウリ2、キャベツ3、ブロッコリー2、ピーマン1、これが米国で見ると、上から0.2、0.5、1.2、1.2、0.2ということで10倍ぐらいの差があるんです。それだけアメリカが厳しい農薬の残留基準を設けて、このネオニコチノイド系農薬、殺虫剤を規制しているという中であります。EUについてはもっと厳しい、上から0.15、0.3、0.6、0.3、0.3PPMということでございますから、非常に厳しい残留農薬の基準値を設定しながら、食料として国民に教育していると、内容でございます。

野菜のネオニコチノイド系農薬の商品名でいいますと、モスピラン、バリアード、アクタラ、クルーザー、ベストガード等がございますけれども、これも我が町でも畑作物で使用さ

れている農薬でございます。いずれも、これはネオニコチノイド系農薬で洗っても落ちない農薬ということでございますので、より安全な農薬を小さな子どもたち、私はもう多分20年生きないと思うので、そのままの残留農薬でも多少の言語障害だったり多動性障害があるかもしれないけれども、小さな子どもたちがいわゆる蓄積をされる農薬ということで考えていくと、なるべくであればそういう農薬を使用しない、使用していないオーガニックを子どもにだけでも推進していく、こういう方向性はないのかどうか、改めてちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

先ほどもう申し上げましたが、現在、学校給食で使っている食材につきましては、日本の農林水産省または文部科学省にのっとなってきちんとした基準の中で生産されている農産物だと認識をしております。ですので、そういった中でもし問題があるならば、国や北海道から多分指導があると思います。しかし、そういった指導もない中で、不安をあおっている情報に惑わされないように私たちは取り組んでいきたいと思っておりますし、日本農薬工業会というホームページを見ていただくとそういった残留農薬についても詳しく書かれております。ですから、そういった情報もきちんと把握をしながら、私たちは取り組んでおりますので、そういった懸念はないものと思っております。

以上です。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） 私の言っているのは、いわゆる日本でこういう規定、決まり事の中で、いわゆる農薬を使用して、それはあくまでも使用基準の中で範囲内だということで使われているということでございますけれども、一方で、私が今、お話をした内容は、現在、発表されている事実でございます。この事実は、より安全なものを提供してはどうですかという、そういう提案に基づいた部分が大いにあるというふうに思っております。実際に近隣でも、こういう少なくとも学校給食だけでもオーガニック推進には一定の理解をしている行政団体もあるようでございます。我が町においても、そういうことに取り組んで、しっかりといわゆる子どもだけじゃなくて、大人にも安全な食の提供をしようとしている食材の生産者もおるようでございますから、そういう人たちが頑張っている、そういう人たちがやっていることにしっかりと目を向けながら、どうやってやっていったらいいのか、ハードルは、僕は高くないような気がするものですから、今回の一般質問でさせていただいているんですけれ

ども、その辺について我が町で、今、日本の関係について教育長おっしゃってありましたけれども、我が町ではどうなんでしょうということをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えします。

東議員の言っているオーガニック野菜を私たちは否定はしておりません。きちんとした低農薬、減農薬、そして有機栽培、いろいろなオーガニック野菜がありますので、それは私たちも当然認めております。ただ、問題は安定供給、量の確保と出荷期間がきちんと一定の期間で提供できるのか、そういったちょっと不安があります。

それと、私たちは入札制度を取っております。ですので、きちんと入札に上がってきていただいて、そしてその中できちんとした公正的な価格で提供できるならば、私たちも使いたいと思っておりますので、そこは全然否定はしておりませんので、そういった部分でよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） ぜひとも、今、教育長おっしゃってありました部分について、追跡調査、あるいはそういう調査をちょっと継続するか、あるいは追求してもらって、安定供給が可能な部分があるのかなのか、あるいはそのことについて生産者とお話をしたら、あ、これは安定供給できるものだなというふうな追跡していく調査ができるのかどうか、そういうことを含めながら、安全な食材の提供を進めていただければというふうに思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 古 内 みゆき 議員

○議長（野田省一君） 次に、3番、古内みゆき議員。

[3番 古内みゆき議員 登壇]

○3番（古内みゆき君） 第3回定例会に当たりまして、通告に基づき、順次一般質問をさせていただきます。

先ほど町長もおっしゃっていましたが、千歳市にラピダス社が設立されるメリットについてお伺いします。

1つ目、ラピダス社が設立されるに当たって、近隣市町村で関連企業誘致していると報道

などで見る場合があります。町としては企業誘致など進んでおりますでしょうか。

2つ目、2025年に試作、2027年に量産開始を目指していて1,700人の雇用も見込んでいるという報道などで見かけます。その方たちの住宅を見込んで、くらふる事業のほかに対策を何かお考えでしょうか。

それから、3つ目、今後、ラピダス社の近隣市町村ということで、むかわ町のホームページを全国だったり、あとは世界中からアクセスが見込まれると考えます。情報を見やすくするために町のホームページをリニューアルする考えはありますでしょうか。

以上です。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） ラピダス株式会社設立に伴う企業誘致の関係でございます。

むかわ町としましては、北海道次世代半導体の立地推進連携会議、この下に石狩、空知、胆振の22の市町村で構成されます市町村ネットワークに現在参加をして、むかわ町からも様々な今できる可能な限りの情報の提供を行っているところでもございます。

これからも、今の市町村ネットワークだとか、苫小牧市を中心とした1市4町の東胆振、この定住自立圏等々の会議体も含めて、繰り返しますけれども情報提供と情報の収集を行い、企業側のまずニーズの把握、これに努めていきたいと考えております。

それと、2点目の従業員などの定住対策でございますが、現在、先ほど例に出されましたくらふる事業というんでしょうか、こういった民間賃貸住宅への助成を行っております。今年度、ラピダスとは直接な関係は別にして、今の段階で5棟40戸の建設が進められているところでもございます。

それと、住宅建設可能な空き地、この状況を確認するとともに、調査もかけています、四季の風などの民泊施設の情報提供、それとまずはむかわ町に来ていただく、こういったところを重点としながら、その先の住んでいただく、これらも重要であるのかなと捉えているところでもございます。

それと、ホームページのリニューアルの件でございますけれども、今現在、町で重点プロジェクトとして進めておりますまちなかの再生、それから地方創生、さらにはもう一つが、むかわファンを増やそうじゃないかというタウンプロモーション、こういったところの推進を具体的に具現化を行う中で、どのようにその人たちをターゲットにしてアプローチしていくのか、これらも含めながら官民競争じゃないですけれども、民間事業者の方々のノウハウ、これらも生かしながらホームページの充実強化、これからも進めていきたいと考えていると

ころでございます。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

ちょっと1つ伺います。

企業誘致の件ですけれども、半導体だけではなくて、熊本のTSMCの近郊では、もう本当に食品の容器ですとか、包装資材とかウェブマーケティングの会社とか、本当に様々な会社が来ているというふうに伺っております。もちろんその連携会議というところももちろんなんですけれども、町独自としては、半導体直接関係のないような企業さんが、もしかしてむかわのほうに来られるんじゃないかみたいな情報を得にいくというようなことはされているのでしょうか。

○議長（野田省一君） 大塚経済建設課長。

○経済建設課長（大塚治樹君） 食品関係だとか、薬品関係ですとか、そういったものが熊本のほうに入っているという情報は私どもも得てはいますけれども、今、新聞報道でも出ていますけれども、企業立地が決まったのが千歳に2社、今日の新聞にも出ていましたけれども、それと苫東に1社が入ってくるというような状況で、千歳市には100件以上の会社からのお問合せがあるというような情報もあります。

ですが、やっぱりラピダス社からの距離が近いところというのが、多分企業側としてはすごく重要なんだろうなというふうに考えていまして、そこからやっぱりあふれ出てくるところをどうやってつかまえていくかというところが、私どもの町では非常に重要なんじゃないかなというふうに考えています。まだそこまで北海道も含めて情報がない中なので、熊本の御船町というところにもちょっとお問合せをして、実は御船町と私どものむかわ町の距離感って非常に似ていて、大体30分圏内で行けるという場所ですので、ちょっとお聞きしたところ、まだまだそういった情報が入ってこないというような状況ですので、熊本のほうがまだ工場立地のほうが進んでいますので、まだまだそういった情報が出てこないというところがやっぱり悩みとしてあるみたいですので、私どももそういった情報をできる限りどこから入ってくるかは分かりませんので、議員の皆様たちもそういう情報があれば町に寄せていただくとか、そういうことをしていただければ幸いですと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

そうしましたら、ちょっと次の質問にいきたいと思いますが、1,700人の雇用を見込んでいますというふうになっていますが、一番ラピダス社から近い千歳科学技術大学、あそこは1学年240名です。苫小牧高専さんも1学年200名で、何か新聞で見ますと半導体の授業が行われるというふうなことも聞いております。ただ、240名、200名、もちろん北海道、全国各地、半導体に関わる学校さんたくさんあると思いますが、一番近いというふうになると千歳とあと苫小牧という形かなというふうに思います。

その方たちが、みんながみんなラピダス社に行くとはもちろん思えないですし、ちょうどリクナビネクストという中途採用のサイトのほうにラピダス社の求人が載っておりました。そちらのほうを見ますと、千歳ではないんですけども、給与41万6,000円以上というふうに書いておりました。研究職3年以上の人が欲しいですというふうになっていましたので、そうなるとおのずと例えば結婚している方だったりとか、子どもさんがいらっしゃるという方々をターゲットになるのかなというふうに思います。そうすると、子どもさんたちがいらっしゃるような御家庭ということで、ラピダス社のほうに、そういう方たちがむかわのほうにぜひ住んでくださいというようなアピールというか、もちろん家を造るだけではなくて、何かアピールみたいなものをとるのはされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（野田省一君） 大塚課長。

○経済建設課長（大塚治樹君） ただいまの質問にお答えします。

研究職の方については、多分という表現がちょっといいかどうか分かりませんが、今、ニューヨークのほうに研究職の方がラピダス社から派遣をされて、2ナノの半導体を造るというところで、今、進められているというふうに聞いています。もう100名以上の方がそちらの行かれていますというふうに聞いておりますけれども、そういった方、41万という給与ですからかなりいい給与だと思いますけれども、そういった方ができれば来ていただけるのが一番いいかなとは思いますが、こればかりはどう選んでいただくかというところもありますし、どういうところが何と言ったらいいんですか、選ばれる基準なのかというところもありますので、なかなか一概に言えないですけれども、私どもとしては、子育てにも力を入れている町でもありますし、そういったところをどんどんPRしていく、ラピダスに限らず、そういうところをタウンプロモーションの中ですとか、そういったものでどんどんPRしていくということが非常に重要だというふうに考えていますので、その点についてはどんどん考えていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（野田省一君） いいですか。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 具体については、今、歩み始めているというところで捉えていただきたいんですけども、北海道においてラピダス社、これ北海道も含めての179全体がどう活性化するんだといったようなところにもつなげていかないと駄目かなと考えているところですけども、この立地を契機にした中での北海道の半導体関連産業というんでしょうか、この振興をどう具体的にみんなのところに浸透させていくんだというところで、今後の北海道としての、まだ指針ができていないんです、残念かな。その北海道半導体産業振興ビジョンを年度内に取りまとめることになっております。まず、こういったところも含めながら、事前情報としてはどんどん取り入れるよといったところで、前に前にというところでのプラスの発言というんでしょうか、地域としてのプラスの発言を何とか狙っていきいたいなど。

それと、産と学と官ですか、今、学のことを言われましたけれども、こういったところの緊密な連携、それと道内企業の参入促進、さらには関連企業の集積、こういったそれぞれの施策を戦略的に推進する、この狙いが先ほど言った振興ビジョンに示されてくるのかなと思いますので、これらの動きというのも町として注視して地元で生かしていきたいなと思っております。

あわせて、この際ですからこれを一つのタイムリーな機会として捉えながら、現在、ご存じのとおり、前回のときもお話あったかと思う、企業誘致条例というのがむかわ町にあるわけですけども、この機会を捉えながら、この大きな時代の転換期、変革期でもありますので、土地利用の現状だとか、あるいは諸条件の勘案だとか、そして取り巻く状況だとか地域の特性、もう一回、むかわというのを考えながら、現在の企業誘致条例の優遇措置の内容の点検検証、見直しを進めていきたいと考えております。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

ちょっと今回この質問をするに当たりまして、じゃ、ラピダス社の建設予定地から、例えばむかわならここですね、役場とか市役所がある場所ってどれぐらいの距離なんだろうみたいなものをグーグルマップで調べたんです。そうしますともちろん千歳が一番近いというところ、次が恵庭市、安平町、厚真町、苫小牧、栗山、南幌、その次はむかわ町ということで8番目になりますということです。じゃ8番目ですけども、例えば札幌市役所のところに家を建てる人はまずいないと思いますので、例えばコストコありますよね、北広島と間のと

ころにある北広島と札幌の間ぐらいのコストコからもしラピダスさんに通うとすると32キロぐらいで、下手するとむかわ町から通うより近いという感じになるんです。そうしますと、何ていうんでしょう、いかにしてこの8番目の地に家だったりとか企業を造ってもらおうかという仕掛けとかをつくっていかなきゃならないのかなというふうに思いますし、まだいろんなものが出てきていないというのは重々承知なんですけど、2年後を見据えて、じゃ何をやっていったらいいのかみたいなものを、ちょっと早めに打ち出していく必要があるのかなというふうに思いますが、くらふる事業だとかそのほかのことというのは、何かこれから2年後に向けて考えることというのはおありなんですか。

○議長（野田省一君） 大塚課長。

○経済建設課長（大塚治樹君） 御質問にお答えしたいと思います。

まず、距離の話ですけれども、8番目ということですから、実は私どもちょっと車で公務員の速度で何分くらいかかるんだろうというのを、実は実験をしてラピダス社までどれくらいかかるんだろうというふうに、行きは国道、高規格道路を使って国道回りで行って、帰りは苫東の間に入ってきましたけれども、大体車で40分から35分ぐらいで着くことが分かっています。信号をちょっと考えていただくと、大体信号どっちにしても5つしかありません。国道を使えば、本当に真っすぐな道路をずっと行けるので、例えば札幌から通うよりは時間距離でいうともっともっと近いだろうというふうに考えています。

私どももラピダス社の役員の方と名刺交換した際に、実はラピダス社の建設場所から大体30分ぐらいで来るんですという話をしたら、えっという顔をされたんです。そういう認識が全くないというふうに受け取ったんですけれども、そういった地理的なところは、距離で測るよりもまだまだ優位性があるなというのは認識しているところです。

先ほどくらふるのお話もしましたけれども、くらふる事業の中で事業者さんとちょっとお話をしたんですけれども、沼ノ端の土地よりはむかわの土地が安いので、こちらにアパートを建てたいんだということなんです。ですから、逆に千歳や札幌はこれからどんどん土地が高くなっていく上昇傾向に多分あると思います。ラピダスに近ければ近いほど土地の値段は跳ね上がっていくというふうに考えると、まだまだうちの優位性というのが、これから出てくるだろうなというのは、土地の値段を見ても考えられるところかなと思っていますので、私どもはまずは町に住んでもらうということが大切じゃないかというふうに思っていますので、民間賃貸住宅をラピダスが稼働するまでの間にできるだけ多く建てていただくということが一つの方法論だと思います。

そこの中で、むかわ町が本当に住みやすいんだ、買物するにしても大型点が2店あるんですとか、そういったところの優位性って東や安平よりはあるんじゃないかなというふうに考えていますので、そういったところを訴えていくということも、一つの方法ではありますし、そういう視点でくらふる事業を進めていきたいというふうに考えていますので、御理解いただければと思います。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

そうですね、おっしゃるとおりだと思っています。1番から7番までのちょっと町のホームページみたいなもので、例えば移住をするに当たって、そこそこの市町村で何かメリットってあるんだろうかみたいな形で調べていったんです。ホームページで見ただけなので、全てが全てかどうかはちょっとあれなんですけれども、一応、移住する人の目線に立って調べております。

そうすると例えばですけれども、南幌町とかですと、宅地を造成してしまして50%オフにしていますというふうにしているそうです。あとはもちろん助成金みたいなもの150万だ、200万とか出していますと。宅地を造成しているということで、今、人口増加率全国1位というふうになっているというふうにも聞いております。そういうものというのは、ちょっと出していくというのはどうなんだろうというのが、もう一つ。

あと、金利です、金利はもちろん家を買いますと言ったら大きなお買物なので、どうしても金利高くなるというイメージありますが、フラット35というので栗山町と安平町ではフラット35をやっているそうです、0.25%引下げということでやっているそうです。住宅金融支援機構と連携してそういうものを打ち出していくというような考えというのはおありでしょうか。

○議長（野田省一君） 大塚課長。

○経済建設課長（大塚治樹君） 鶴川地区の空き地に関しては、一通りちょっと航空写真使いながら抽出をしたところ、100筆ぐらひは空き地があつて、住宅地に使える、用途区域の中なので住宅地に使えるというふうに捉えています。100筆ですけれども、分割すればまだまだ増えるので150とかそういったオーダーにはなるんじゃないかなというふうには思います。そういったところは民間なので、民間の中でどういうふうに動いていくのかということもあります。

1件、お話があつた民間賃貸住宅の中にもそういった土地を使って民間賃貸住宅を建てた

いというお話もあったので、今後、そういったところで建っていくのかな、土地の持ち主だったりするので、そういうのもありますし、私どもとしては、そういった土地を仲買とかはできませんけれども、宅地造成しなくても住宅が建つ用地はこれぐらいありますよというのは、先ほど言った市町村ネットワーク通じながら情報提供していきたいというふうに考えています。

住宅の利子の低減というところは、まだちょっと議論していないので、ここでやりますというふうにはちょっと言えませんが、そういったことも含めながら訴えていけるものがあればやっていきたいというふうに考えていますので、御理解いただければと思います。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

じゃ金利の件、ちょっと検討していただければというふうに思います。

あと、じゃ1から7番目の市町村で何が優位かというところでいろいろ見ていたんですが、例えば南幌町で最近できました、はれっぼという施設できまして、町の住んでいる方はたしか無料だったかなと思います。町外の方はそんな物すごい高い金額じゃなかったと思いますが、土日だともう入場制限かかっているぐらいということで、人気の建物だそうです。

むかわのほうにも何か使われていないような建物とかがありますので、そういうものを使って、何か子どもたちが遊べるような施設みたいなものをつくっていくというのはどうかなというのが1つです。

あともう一つ、安平町で新聞とかの報道にもありますが、早来学園というのがオープンしましたよね。そこ自体は、もう本当に保育園とか幼稚園、小学校、中学校、全部の一環教育みたいな形になっていまして、その教育姿勢に感銘を受けて札幌近郊からも移住しているというような、そんなような話も耳にします。むかわ町自体のいろんな子どもたちの政策というのはすばらしいとももちろん思うんですが、何かこの学校のぜひ通わせたいみたいな、何か学校としてももちろんお金だけじゃなくて、何か先生が物すごくいろんなことをやっていますとかというような付加価値みたいなものをつけていくというような何か政策みたいなものはお考えでしょうか。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 突然の何か質問なのでちょっと戸惑っていますが、ラピダスに向けて学校教育とか社会教育が、今、何か考えていますかという質問ですが、今のところは、それに直接は考えておりません。ただ……

〔「議長、議題外ですが」と言う人あり〕

○教育長（長谷川孝雄君） 教育長執行方針に書かれておりますが、学ぶ喜びを感じるまちづくりにのっとなって、これからも施策を進めていきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

〔「議長、ちゃんと仕切ってください」と言う人あり〕

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） すみません、突然の質問で申し訳ありません。

ちょっとほかの町がこんなことをやっているというような付加価値をちょっとつけていて、そんな形になりまして、気をつけます、申し訳ありません。

最後に、一番考えているのがホームページのところでした、もちろん学校のことですか、いろいろあって一長一短あって当たり前かなというふうに考えています。財源が潤沢にあるわけではもちろんないので。ただ……

〔「 」と言う人あり〕

○3番（古内みゆき君） いいですか、しゃべって。

最近のホームページを見ていますと、なかなか情報というものに行きつかないというのが一番の問題じゃないかなというふうに考えています。くらふる事業、例えばですけども、とてもいい事業だとは思いますが、お知らせのページのところに上がると2週間もすると消えてしまうんです。もちろん移住のページというものはあるんですけども、あそこで例えば最高200万の補助がありますというのは、なかなか初めて見た方というのは、そこまで行きつかないんじゃないかなというふうに思います。

ホームページ見ますと、開くと、赤い字で何かこれが補助でいつまでお願いしますみたいな赤い字で書いていますよね。それが書いてあって町の人にはそこに建てるとこのぐらいの金額が補助があるんだというのは分ると思うんですが、初めて見た方というのは何か分からないというのがあると思います。PDF開くまで行き着かないというふうに思いまして、1番から7番の市町というものは必ず移住というところのページを持っているんです、バナーを持っているというのがあります。それって全て一緒というか、例えば町民向けなのか、町外向けの人の情報なのかみたいなものを分けて考える必要というのが必ずあると思ひまして、その辺の、これからホームページもリニューアルしていきますというふうなお話も聞きましたが、その辺の、デザイナーさんを入れてとか会社を入れてとかというところまで進んでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（野田省一君） 大塚課長。

○経済建設課長（大塚治樹君） まだ、そこまで行き着いていないと言ったほうがいいと思うんですけども、なかなか現在のホームページの中で、バナーを先に移住を、できることから検索できるように変更はしたので、大分昔よりは見やすくなったというふうには考えていますけれども、どっちをターゲットにするかというところは、町民なのか町外者なのかというところはついて回ると思うので、先ほど町長が答弁の中で、タウンプロモーションという言葉を出したと思うんですけども、タウンプロモーションの中でそういったものも含めて、どういうふうにしたらもっと町外者に訴えかけられるのかとか、企業に訴えかけられるのかというような形で、どこをターゲットにしていくかで全然作り方が変わってくると思っていますので、その辺はその中でも含めて考えていきたいというふうに考えていますので、御理解いただければと思います。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） 分かりました。ありがとうございます。

もう一つは、ホームページの中で、1日どれぐらいの人がアクセスしているのかとか、あとはそれがアクセスしたのがどこからの経由なのかとか、あとはそれがどこから、例えばむかわ町内なのか、町外なのかとかというところは、きっとホームページをお持ちだとお分かりになるんじゃないかなというふうに思います。なのでその辺のところもちゃんと押さえて、どういうホームページの作り方をしていくかみたいなどころをぜひやっていただければというふうに思います。

まずはホームページのほうの大規模な改修というところと、積極的なアピールということをぜひ提案したいなというふうに思います。

ということで、一般質問を終わります。ありがとうございます。何か追加ありましたらお願いします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今日の質問の中で古内議員から出された様々な角度からの先例の素材だとか、それから今あるものについての充実、強化だとかいった提案内容、即答はなかなか難しいところございますので、一つの検討の材料として、今後に向けても活用させていただければな、活用すべきところは活用させていただきたいなと思います。

それと、移住定住の関係で、現在もありますくらふるも含めて、こういった内容をどう充実させて、いきなり移住定住なのか、あまりラピダスというところもそうですけれども、ラ

ピダスに限らず、タウンプロモーションといったところの中のお試しというんでしょうか、ガイドというんでしょうか、行き来という関わり、要するに町と他の人との関わり、この関わりしろというのをこれからも広げていきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思っております。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） すみません、1つだけちょっと言うのを忘れていました。もちろんホームページの改修というのはお金がかかるので、今すぐどうこうというわけじゃないんですが、今すぐきっと1つだけできるものというのが、町のホームページの一番上のバナー、横にスライドするバナーありますよね。そこにぜひ、くらふる事業、200万円の助成ができますというようなものを1つでも入れると、ホームページ訪れた人がああ、そうなんだというのが、きっとお分かりになると思うので、そこだとそんなにお金かからなくて今すぐできるかなと思っておりますので、そちらのほうを検討されたいかがかなというふうに思います。

すみません、遅くなりました、ごめんなさい。一般質問これで終わります。ありがとうございます。

○議長（野田省一君） 換気のため、暫時休憩といたします。

再開は14時45分とします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時45分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐 藤 守 議員

○議長（野田省一君） 次に、6番、佐藤 守議員。

[6番 佐藤 守議員 登壇]

○6番（佐藤 守君） 6番、佐藤議員より一般質問をいたしたいと思っております。

まず最初に、ふるさと納税について伺いたいと思っております。

平成20年からふるさと納税に取り組んでいますけれども、今回、サポートセンターを窓口にするふるさと納税額8,000万を計画していますが、さらなる取組について、次の点についての考えを伺いたいと思っております。

まず1つに、むかわ町に直接、足を運んでもらう体験型返礼品の考えはないか、伺います。
例えば、農業体験、化石発掘、船釣り体験、それらを考えておりますが、私の考えです。

次に、2番目に、スマホでの旅先納税、地元で使える電子クーポン制度導入の考えはないか、伺います。

○議長（野田省一君） 菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） ただいまのふるさと納税返礼品の考え方につきまして、私のほうでお答えいたします。

まず、1点目の体験型の返礼品につきましては、現在、ほかの自治体において人気が集中する肉や魚介類は商品開発が限定されている一方で、アフターコロナ、ウィズコロナで旅行需要の高まりから、この体験型返礼品というのは注目されているということで認識しているところでございます。

体験型返礼品は、本町を訪れていただくきっかけとなり、交流人口の拡大につながるものと考え、初の体験型返礼品となる、館長のガイドつき穂別博物館ツアーを年内に提供できるよう、今準備を進めているところでございます。

今後も課題の1つとして、商品開発に努めてまいりたいというふうに考えております。

2点目の電子クーポン制度の導入につきましては、実は昨年11月から、ふるさと納税サイト「さとふる」において、町内の利用特定加盟店のみで使用可能な「むかわ町PayPay商品券」の提供を開始しております。

現在、利用特定加盟店は飲食店6店、その他4店と少数であるため、取扱事業者の拡大に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野田省一君） 佐藤議員。

〔6番 佐藤 守議員 登壇〕

○6番（佐藤 守君） 考えを伺いました。

今回、サポートセンターを窓口として、このサポートセンターが苦情処理も行うというそういう説明、前回いただきましたけれども、正直、全国の1,700以上の市町村、大体こういったところを利用していると思うんですね。そうすると、私には納税に限界があるかなど。仮に、この金額8,000万を計画しても、それ以上の伸びというのは期待できないのかなど。過去に1億2,000万の納税額があって、むかわ町も行政視察を受けた町でも過去にはありますので、そういったことを考えると、より多くの納税を要するために、今の2つの点をちょ

つと御質問をさせていただいていたんですけれども、今、話を聞きますと、これらについての体験型返礼品、これは認識していると。そして、実際に化石発掘体験か何かでもって、それらは実施をしているんですか、これから実施をするんですか、ちょっと聞き漏れましたけれども、これから実施をするんですか。それじゃ、私と意見が少し一緒になります。

ただ、そのほかにいろいろと方法論があると思うんですよね。化石発掘のほかに、例えば船釣り体験、これは正直、今、むかわの漁協者では、もう希望があればいつでも船釣りやっていますし、そのほかに乗馬、こういったものもむかわ町は軽種馬でありますけれども、乗馬をするような状況が整っていませんので、その辺はちょっと無理があるのかなと思うんですけれども、いずれにしても、今回サポートセンターを実施するという事なんですけれども、原課として、ここに至るまでの議論、これ、ほかの方法論というのは、今体験型では化石の体験型をこれから実施するという話ですけれども、その他の方法論についての協議というのは実際になかったのか、その点だけちょっと確認したいと思いますが。

○議長（野田省一君） 菊池参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） 先ほどの答弁で、今後実施をするという準備を進めている事業につきましては、館長のガイド付きの穂別博物館ツアーということで、年内に提供できるように進めております。化石じゃなくて、博物館ツアーです。

この体験型の返礼品につきましては、御存じのとおり、当時1億数千万円ありました納税額、年々若干落ちてきております。今年目標額につきましては、予算のとおりでございますが、ここに向けて新たな商品開発等々も取り組んでいるところでございます。

この返礼品に係る商品開発につきましては、今年度、事業者のほうに返礼品となる商品を含んで、新たなむかわ町の特産品の開発ということで取り組んでいただいております。その中には、残念ながら、体験型ということで今、提案を受けているものはございせんが、過去に本町におきまして、議員から前段にお話あった農業の体験等々も検討したことはございます。

今後も、この我が町の産業でできるものをヒントに体験型返礼品の開発に努めて、この体験型は、先ほどの答弁等を繰り返しますが、町に来ていただくよいきっかけになるものでございますので、進めていきたいなというふうに思います。

○議長（野田省一君） 佐藤議員。

〔6番 佐藤 守議員 登壇〕

○6番（佐藤 守君） 体験型返礼品が交流人口にもつながるという、そういうお話もありま

した。新たな商品開発に向けて検討している旨の今、答弁がありましたので、私個人的に、こういったものを返礼品として考えていったらいいのではないかなというのは、先ほど言いましたけれども、化石、これは実際にこれからやると。あとは、釣りの返礼品、これも正直、実施できると思うんです。乗馬については、むかわ、軽種馬いますけれども、そういった乗馬に適した馬がいるかといったら、これはちょっと受入関係でいろいろ協議しなかったらうまくないと思うんですけれども、あと穂別の上流のほうの鶴川を利用したラフティング、これらも行政として、何か受入体制、企業化というか、協力体制、こういったものができれば、ラフティングも体験型返礼品として、私はできると思っています。これには、専門のそういった方がつかなかつたらうまくないんで、そういったものを行政として確保できるかという、そういう問題はあります。

それと、私、一番期待しているのは、やっぱり農業体験なんですよ。過去に議論したこともあるけれども、実践に至っていなかったという話ですけれども、今正直、都会の親御さん、やっぱりコンクリート社会に囲まれた家族の方、何とか子どもに自然に接する生活の体験をさせたいというんで、正直、農家民宿体験だとか、田植から稲刈りまでのそういった体験だとか、ジャガイモ掘りだとか、いろんな農業体験に希望する都会の家庭の方が非常に多いんですよ。それで、この返礼品の中身として、農家民泊、こういったものを構築できれば、いろんな農作業で協力ができるというのは、農家の場合、ほとんど協力してくれる方だと思います。要は、農家民泊ができるかどうかという、そういう問題もありますんで、その辺を、今後協議の中身に取り入れていただきたいと思いますけれども、改めて考え方、伺いたいと思います。

○議長（野田省一君） 大塚課長。

○経済建設課長（大塚治樹君） 農業体験ですけれども、今年に関しては、ふるさと納税ではなくて、NPOのマージュさんが芋掘りの体験をしました。町内の小学生も含めてですけれども、町外の保育園児も来ていたんですよ。私もちょっと参加してきましたんですけれども、そういうものをふるさと納税の体験型に持っていくというのは、マージュさんのこともありますので、ちょっと話をしてみないと分かりませんが、そういった切り口で進めていくというのはちょっとできるかなというふうに今、聞いていて思ったところです。

農家民泊に関しては、私どもも今までそういったお話を一切してきていませんので、担当課とお話ししながら、そういったこともできるかどうかという可能性をちょっと考えていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただければというふうに思います。

○議長（野田省一君） 吉田企画町民課長。

○企画町民課長（吉田直司君） 私のほうからちょっと補足説明といたしまして、2011年の東北震災後、むかわ町では福島の子どもたちを受け入れたのをきっかけに、交流人口協議会というものが設立されて、農家民泊等をやっておりました。それから、毎年、福島の子どもたちを受け入れ、その後、農家民泊で農家さんに了解をいただいて、民泊の受入れ、それを地域おこし協力隊員が窓口となって動いておりました。

残念ながら、農家民泊の部分で、有料でやることによって、法が改正されまして、資格を取らなければいけない、農家さん個々が資格を取らないと受け入れられない、そのような状況で、千歳の観光協会さんが窓口となって、観光協会さんが資格を持っているという形で、うちの農家さん、もしくは協力隊として日帰りのツアーなどを受け入れしていたという実態はあります。農家民泊という部分では、非常に全国的にも人気があり、私たちもそれに何とかついていこうかと思いましたが、法の改正によって断念したということがありますので、補足説明させていただきます。

○議長（野田省一君） 佐藤議員。

[6番 佐藤 守議員 登壇]

○6番（佐藤 守君） 法的なものがあるということは、農家自体がそういったものをクリアできるような申込み、通常の申込みではそれができないのか、旅館法だとかいろんなものがありますから、通常の農家民泊というのは申し込んでも全て認められないのか、何か旅館法みたいな形でもって、きちっとしたものがなければ申請しても受理されないのか、その件の中身についてはどうでしょうか、詳しくその辺、過去そういった経験があるんでしたら、何か理由があろうかと思うんですけれども、それ、説明できますか。

○議長（野田省一君） 吉田課長。

○企画町民課長（吉田直司君） 宿泊するための業法として法律が改正されまして、法律の改正で、無償であれば法には関係なく農家民泊というものはできますが、どうしても有償、要は宿泊費、食事代、それから体験のメニュー、そういう部分でがいを稼がないと、全てボランティアで農家さんに協力していただいておりますが、そうなりますと、いつもお願いする農家さんが毎年毎年同じでローテーションで動いていただいていたというのが実態でした。法ができたことによって、有料にできないという部分から、断念したというのが経過にあります。

以上です。

○議長（野田省一君） 佐藤議員。

[6番 佐藤 守議員 登壇]

○6番（佐藤 守君） 体験型返礼品ですから、ボランティアでそういったものを実施しても、交流人口にはつながるけれども、納税額には正直、ちょっとつながらないかと思うんですね。だから、その辺で納税額とそういう農家体験をセットにして、そして農家民泊が駄目だということになれば、逆に言えば、報徳館だとかいろんな会館ありますよね。そういったところで、布団だけ利用してそういう体験するという、そういったことというのも駄目になるのか。もし、そういったものが法的に許されるのであれば、今後、体験型返礼品について、その辺も含めて、ちょっと協議をしていただければなという個人的な思いはあるんですけども、いかがですか。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） ふるさと納税の返礼品の部分で、いろいろ加工品の話も出ております。また、体験型ということで、いろんな御提案をしていただいているところでございます。いずれにしても、今のままでは納税額が、やはり伸びていかないということで、佐藤議員からは、やはり前向きなそういった取組を考えろというお話かというふうに思います。

様々体験のものについても、組合せによって可能なものがあるのではないかなというふうに思います。今の段階で、これをやるとか、あれをやるとかというのは言えませんが、いろいろお話が出てきた中でのむかわが持っているポテンシャルといいますか、そういう体験ができるものが、やはりあるんだろうというふうに思います。例えば、地引き網なんかもやっていますし、農作物も大変豊富なところでありますから、そういった収穫体験も1つの方法であろうというふうに思います。

そういう中で、宿泊が伴う、伴わないは別にして、可能であるものはやはり取り組んでいく必要があるというふうに認識しておりますので、そういった点で、我が町で体験できるもののメニュー化というのはどのようなものがあるかというのは、改めてまた拾い上げながら納税に結びついていくような体験として、どうあるべきかということのをこれからも研究をさせていただきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今、副町長からも触れられたかと思うんですけども、返礼品、物の部分については、かなり商品開発、限定される項目があるかと思いますが、1級河川で結ば

れている町として、川上、川中、川下それぞれで育まれている1次産業というんでしょうか、こういったところを視点にした体験型の、アイデア次第では企画というのが膨らんでくるのかなと思いますので、今回の農業、あるいは漁業といった、そういったところの視点も含めた議員の提案については、検討素材として活用させていただければと思います。

それと、この機会ですから、ふるさと納税にも関わるであろうということでの1つの関連する情報提供として、今月16日、恐竜リベンジャーというのかな、今回、四季の館で開催されるかと思うんですが、ここで、地域商社のM D i n oのほうから多くの方にむかわの香りというのも楽しんでいただけないのかと。まだ、香りはございませんけれども、香りのベースには、町の木でありますアカエゾマツ、町木ですね、こういったところも活用した中で、むかわとしての五感をくすぐる香りの風景というんでしょうか、これを何か試行できないのかということで、将来的にはそれが商品化・製品化できれば、大きなふるさと納税の1つの素材にもなるのかなと思いますので、今日は、そのときのアンケートで皆さんにその香りを、何種類かありますから選んでいただこうとこれ、ホットな話題でございますので、ふるさと納税にもつながるであろうという形で御理解していただければと思います。

○議長（野田省一君） 佐藤議員。

[6番 佐藤 守議員 登壇]

○6番（佐藤 守君） 理解をしたところでございます。

今回は、何といたってもサポートセンターを窓口として、苦情処理もお願いしますということなものですから、ちょっと私は、むかわ町独自の汗をかくということがないのではないかなということで、2点ほどちょっと提案をさせていただいて、これは2点でなくて、3点、4点、10点といろいろあると思うんです。北海道、全国では1、2、3、ふるさと納税額、北海道が全て占めていますから、そういった面では、昔のむかわ町のような復活をちょっと私も期待していますので、よろしく協議のほうをお願いをしたいと思います。

それで、旅先納税の関係では、今10店ぐらい既に実施をしていますよということなんですけれども、この辺はそれなりのアプリ活用が必要になってくるんですけれども、そういったものも含めて理解してできるというそういう、何かお話をかけて、手挙げ方式で出てきた方たちなのか、その辺だけちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 菊池参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

このむかわ町P a y P a y商品券につきましては、電子マネーの普及ということで、町の

ほうから P a y P a y を活用可能な町内の事業者の声かけをしまして、このふるさと納税の返礼品となる前にお答えいただいた事業者が、どんどん活用していただけているという状況になっております。

なかなか町内において、当日 P a y P a y の商品券を購入して、使い切るというものの自体が少ないのかなと思いますが、この町に来ていただいて、町で活用することによって、それが納税につながるよう、町の食を知っていただくようないい機会でもございますので、町としましては、現在声かけして、まだ電子マネーの機器の整備を終わっていないところにつきましては、声かけをして、活用方法等も説明しながら、利用店の拡大に努めていただくことによりまして、町内の活用機会を増やしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（野田省一君） 佐藤議員。

[6番 佐藤 守議員 登壇]

○6番（佐藤 守君） 先に実施をしていただいたということで、非常に期待をしているんですけども、もう既に御存じかと思えますけれども、この旅先納税での全道一というのは、倶知安町ですよ。ここ、昨年12月だけで納税額5,000万なんです。だけれども、ここはやっぱり観光地でもあって、スキーとかスノーボードいろんなものがあるのに、世界からパウダースノーでもってそういった外国人のスキー客も多いんで、こういった旅先納税を電子クーポンに変えて、宿泊だとか、飲食店だとか、そういったものを利用するというんで、すごく伸びているんですけども、胆振管内でも21年に伊達市、ここは伊達政宗の伊達藩ですから、いろいろと名前も売って観光もできる。そして、22年には白老町、ここはウポポイの関係で、国の政策では100万人、年間観光客を呼びたいと言っているぐらいですから、ここも22年から旅先納税の取組をしているんですね。

それで、むかわ町は、そこまでの観光地と言えるかどうかというところもありますけれども、正直、復興拠点整備で大型事業がこれから始まっていくわけですから、今からこの旅先納税をどういうふうに取り組んでいったら、むかわ町としてこういったことの集客が可能かというのを、何か先ほどの説明では、そういった協議が進められているやにちょっと聞きましたので、できれば年内に何軒加盟店を増やせるか、その辺での心意気といいますか、心構えもちょっとはお伺いしたいと思うんですが。

○議長（野田省一君） 菊池参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） 町内の利用特定加盟店、ここ、今10店なので、できれば増

やりたいという思いもあります。じゃ、P a y P a yが利用できる店が全てふるさと納税の商品券を活用できるということではございません。もちろんコンビニもP a y P a y使えますけれども、P a y P a yにはふるさと納税の条件に合う店舗での活用というのが条件になってきますので、先ほど言いました特に飲食店につきましては、現在6店舗の部分を何とか1つでも、2つでも増やしていきたいなというふうに思っております。

また、拠点整備の話がありましたが、結局ここは、拠点が整備されることによって町外の利用者、町外の方が町を訪れる機会が増えると思います。最近では、首都圏並びに大都市の方たちはお財布を持たないで旅をするというのも、何か常識になっているようでございますので、その辺も町内の事業者に知っていただく等々もやっていきたいなというふうに考えております。目標値というのは言えませんが、1店でも多く利用できる加盟店を増やしたいというふうに考えております。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 前回のふるさと納税のやり取りの中でもお話しさせていただきましたけれども、今現在、まだ復興の道半ばでございます。それと、震災からのまちなかの再生と、これが1つの大きなモデル事業、全国にも発信できるモデル事業に捉えて、震災なくしてむかわ町なしというところで震災の復興ですね、復興拠点の施設等の整備事業がスタートする中で、ここはインフラの整備だけではなくて、繰り返しますけれども、1つのにぎわいだとか、あるいはなりわいだとか、そして人と人との関係人口の拡大というんでしょうか、こういったところを目指す上でも、ふるさと納税というのも、前回も触れましたけれども、納税も1つのツールとしてより活用しながら、町の活性化、進めていきたいと考えております。

それと、地場産業の活性化、それと知名度アップにつながる、先ほどから申し上げております町の重点課題のタウンプロモーション、これはもうプロジェクトチームつくっておりますので、その中でも、ふるさと納税をどう活用していくのか、上げていくのかというところで、町の関心、そして行き来といったむかわ町との関わり、あるいはファンづくり、このツールとしても、繰り返しますけれども、ふるさと納税も1つ、大きく取り上げていきたい。

それと、先ほどちょっと言葉足りなかったんですけども、香りの関係でございますけれども、これは、ただ単にアカエゾマツというのをを使って、むかわの町木だからという香りじゃございません。白亜期の恐竜たちも歩いたであろう風景、こういったところの物語、脚本というのも考えながら、ストーリー性を持った香りの何とか商品開発、努めていきたいと思っておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（野田省一君） 佐藤議員。

[6番 佐藤 守議員 登壇]

○6番（佐藤 守君） 分かりました。

この旅先納税の取組については、加盟店との電子クーポンだとか、いろんな事前協議、こういったものが必要になってきますので、これからも前向きにひとつよろしく願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思いますが、博物館への誘導対策について伺いたいと思います。

今、復興拠点整備計画が進められていますが、ソフト面での考えを伺いたいと思います。

鶴川穂別間の道道74号線を恐竜街道と位置づけ、恐竜横断につき注意の看板や恐竜の足跡でポイント施設に誘導するなど、むかわ竜を生かした考え方について伺いたいと思います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 博物館の誘導対策につきましてですが、これまでもむかわ町の恐竜ワールド構想推進計画、こういった中において、来訪者の方の増加を見越した受入環境の整備の推進として、景観の統一まではいかないんでしょうけれども、案内看板というのを自治会の皆さんの御協力によって図ってきているところでもございます。

地域住民の方、民間団体・事業者におきましても、むかわ竜、さらには古生物化石のPRにつながる案内看板、ここでは等の整備、そして設置によって、恐竜ワールドのむかわ町としての世界観の構築、御尽力をいただいているところでもございます。

むかわ町の復興拠点施設等の整備事業Ⅰの基本設計の策定段階におきましても、回遊性を推進する案内看板等が不足しているという課題がございましたので、このような柔軟なアイデアというのもいただきながら、さらに創意工夫を図って取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 佐藤議員。

[6番 佐藤 守議員 登壇]

○6番（佐藤 守君） この誘導については、行政のほうでも看板を掲げたり、それぞれの地区において、生田地区でも道路脇に恐竜の姿を設置したり、いろいろやっているとは思いますが、

ただ、私個人の考えなんですけれども、ちょっと改めて捉え方を伺いたいんですけれども、私は、むかわ町鶴川地区、ここは正直、今のところ通過点の町というふうに捉えているんで

すよ、大変失礼な言い方になるんですけども。この理由は、隣に門別競馬場があって、静内方面は、軽種馬と緑豊かな牧場がありますよね。そして襟裳岬、この辺は、もう観光スポットとして私は捉えていますので、まずこの日高方面と穂別地区、この人の流れについては正直、私は今のところは通過点と思っているんですけども、今現在、行政としてはどう捉えているのか、まず、その1点だけ先にお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私のほうでお答えをしたいと思います。

車社会の中において、移動手段ということで車を使って移動をされるという方が多くなってきているというふうに思います。そういう中で、我が町の位置づけというお尋ねでございますけれども、道の駅がここに、四季の館ございます。そういう中では、立ち寄っていただいている部分も多々あるかなというふうに思いますけれども、なかなか滞在するといった部分については、議員御指摘のとおり難しいところかなというふうに思っています。通過点といえますか、通過をして目的地に向かっていく1つの道筋の中での中継点といえますか、そういう位置づけになるかなというふうに思っております。

この部分は、やはり足止めをして、何とかむかわ町に滞在をしていただく、そしてまたお金も落としていただく、経済に結びついていくような形になればなというふうに思います。そういう部分で今、復興拠点整備も進めておりますので、拠点整備の中で、博物館、それから温泉施設等々ができれば、またそこに運んでいただけるか、いうふうに感じておりますので、そういうところでのちょっと答弁になるかどうか分かりませんが、1つの考え方として捉えていただければというふうに思います。

○議長（野田省一君） 佐藤議員。

〔6番 佐藤 守議員 登壇〕

○6番（佐藤 守君） 十分に理解をしています。

それで、日高方面への人の流れをどう道道74号線に導いていくかという、ここが非常に重要に、今後なってくると思うんです。前回の意見交換の中では、拠点整備の博物館ができたときの集客方法、こういったものについては、実施設計が出てきた中で議論をしていきたい、詰めていきたいというのを、たしか教育長のほうから答弁があったかと思うんですけども、それで、その点については、今日は質問しません。そういうことで、実施設計が出てきてから議論するというものですから、ここでは改めてしないんですけども、それで人の流れを穂別地区に誘導するために、この全国展開で74号線を恐竜街道として位置づけて発信をする

と。

そこで、ちょっと伺いたいんですけれども、恐竜街道として発信した場合に、ちょっと細かいことをいうと、使用权というんですか、そういったもので何か問題があるのか。それと、熊出没につき注意という看板は道路脇にありますよね。そこに、恐竜横断につき注意という看板を上げた場合には、これはちょっと架空の看板ですから、そうすると法的だとか、あと恐竜の足跡でポイント施設に誘導する。一番自分が希望しているのは、十字路で舗装道路の地面に恐竜の足跡でちょっと博物館に誘導するというか、町の中もそういうふうにするとか、そういうことを希望しているんですけれども、そういったことが横断つきの架空の看板、こういったものは、法的、あと道路交通法上ちょっと問題ないのか、専門的なものですから、ここでちょっと答えられなければ、後ほどその辺ちょっと調べていただいて、もし分かればちょっと答弁お願いしたいんですけれども。問題がないか、あるかだけ。

○議長（野田省一君） 大塚課長。

○経済建設課長（大塚治樹君） お答えになるかどうか、ちょっとあれですけれども、通常で考えると、看板を立てるには公安の許可が絶対必要になると思います。鹿出没注意ですとか熊出没注意というのは、道路交通法で事故が起きる可能性があるので、そういったものは設置することが可能ですけれども、恐竜となると架空ですし出てくるわけがないので、言ってみれば、そこで脇見運転につながるという可能性があるので、難しいんじゃないかなというふうにちょっと聞いていました。ただ、確認はしていませんので、その辺はちょっと問合せなどをしてみたいなというふうには思います。

あと、足跡についても同じことが言えるので、そういうことは、町道の場合は公安のほうと話しすれば可能かもしれませんが、道道になると道との協力が必要になりますので、ちょっと道のほうはハードルが高いかなというふうに思いますので、その辺も確認してみないと何とも言えませんので、確認していきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 吉田課長。

○企画町民課長（吉田直司君） 私のほうからもちょっと補足説明させていただきます。

議員皆さんも御存じのとおり、穂別地区には、町道の歩道に、恐竜ワールドセンターさんが主に足跡を歩道につくって、道道から博物館までの足跡をつくっていただいたということも経過としてあります。町道の歩道です。

あと、道路交通法の道路標識看板として、恐竜が飛び出すから注意とか、そういうものは多分非常に難しいかと思いますが、そういう看板として、その地権者さんから土地を借り

入れる、あとは法的な繰入れをして、看板としての扱いという方法も、佐藤議員からのお話では、私たちが調査研究する価値はあるかなとは思いました。そういうような内容をまちなか再生検討委員会でも、穂別地区、それから鶴川地区でも基本計画の5本の柱の5つ目の中にありますヒトとモノとコトを結ぶ、そのような道道をどのような活用をしてつなげていくかということも委員の方々皆さんが考えておられましたので、今後、佐藤議員がおっしゃっているような展開にできればなというふうに私も思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 佐藤議員。

〔6番 佐藤 守議員 登壇〕

○6番（佐藤 守君） それでは、調べていただいて問題がなければ、この74号線を恐竜街道としても全国に発信をすると、そういうふうな方向で1つ、協議をしていただければなと思います。

初めてむかわ竜の化石が発見されたときに、JTBとのコラボがあったときの担当の女性の方、鶴川地区から穂別地区までの74号線、これだけでも都会の人は感嘆の声を上げますよと。地元の方はあまりにも慣れ過ぎて、この74号線の山あいと、それから1級河川が流れていて、これだけでも、もう観光スポットになりますよとJTBの女性の方から言われたことが、ちょっと私、まだ頭に残っているものですから、1つ、大いに発信をしていただきたいと思います。

最近、ニュースにも出ていましたけれども、イギリスのネス湖のネッシーは存在するということで、つい最近も近代機械を使って大搜索しているんですね。しかしながら、こっこのほうは、本物の日本最大の全身骨格のむかわ竜ですから、切れ目ない全国発信というのは、ひとつ、これからもお願いをしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、最後になります。

まちなか活性化について伺いたいと思います。

まちなか再生基本計画が示されていますけれども、地震、コロナ禍と町民は大変な経験をしました。今、元の世界に戻りつつある現在、次の点について伺います。

両地区の基点となる施設にガチャガチャを設置して、むかわ町の特産品と交換できる取組について伺います。

次が、以前にも質問をしている中身なんですけれども、震災、コロナ禍での町民の心の疲弊を少しでも和らげる1つの方法として、12月の町空にイルミネーションの設置ができない

か、改めて考えを伺うものです。

○議長（野田省一君） 菊池参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） まちなか活性化の質問について、お答えします。

1点目の特産品と交換できるガチャガチャの設置につきましては、実現には税のみではなく、生産者や事業者の協力が不可欠であるものと考えているところでございます。

特産品のPRと合わせ、足を運んで味わっていただく仕組みであり、まちなか活性化に向けたソフト事業の1つの案として話題を提供していき、実現可能か判断をしてみたいと思います。

なお、町内では地域商社、株式会社MD i n oにおいて化石のガチャを既に商品化、または今後、地元名物のミニチュアフィギュア化のガチャガチャの設置に向けて、違う事業者がありますが、準備を進めているところでございますので、こちら、御報告という形になります。

2点目のイルミネーションの設置につきましては、町の活性化のみならず、復興の明かりとして心の癒やしにつながる取組であると考えます。

これらを併せ、大きな被害を受けた町なかのにぎわいを取り戻す活動から、活性化につなげるため、まちなか復興にぎわい創出事業実行委員会において、具体的な協議が進むよう努めてまいりたいと考えます。

○議長（野田省一君） 佐藤議員。

〔6番 佐藤 守議員 登壇〕

○6番（佐藤 守君） ガチャガチャについては、何点か進めているのと、これから計画をしているという、そういう話ですけれども、それぞれ、むかわ町得々券とかプレミアム券、いろいろ経済支援はしているんですけれども、子どもじみたこのガチャガチャかもしれませんけれども、こういったものを設けて、例えばガチャガチャの金額は、これ別として、中に入浴券が入ってみたい、宿泊の割引券が入ってみたい、夏であれば、どここのイチゴ農園に行ったら1パック交換できますとか、いや、トウモロコシ何本と交換できますとか、それが無理であれば、ぼぼんた市場だとか、穂別のほうではそれぞれ直売所もありますし、発想すれば、いろんな面白い発想がガチャガチャでできるんですよ。

正直、ニュースで見た方もいるかもしれませんが、10万円のガチャガチャというのも実はあるんですよ。これ、ニュースで取り上げていたんですけれども、大体月に1人か2人いるそうです。中身は20万前後の宝石らしいです。それで、10万円で買うというお客さんもいますので、今回こういったガチャガチャ、子どもじみていますけれども、これは、ち

よっと考え方によっては年間を通した地域経済の活性化につながるというふうに私は思っているものですから、取組の中身については、そういう意味合いがあるということも含めて、ちょっと改めて考えを伺えればと思います。

○議長（野田省一君） 菊池参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） 質問要旨では、町の特産品ということで、町の特産品を活用したガチャガチャをするとなりますと、やはり一定の時期、一定の期間と、あとやっぱり本数に限りはつけていかなきゃいけないのかなというのを、他町で行っている宣伝を見ましても感じているところでございます。

すぐの実施というのは難しいかもしれませんが、今後、町のにぎわいを取り戻す、町外の方を呼び込む方法の一つとして、観光事業者等々と検討していきたいというふうに考えております。

○議長（野田省一君） 佐藤議員。

〔6番 佐藤 守議員 登壇〕

○6番（佐藤 守君） ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

国会議員も超党派でつくる恐竜議連もありますよね。今回、4月からはハクシオン議連というのもできたんですよ。いや、ハクシオン議連、何だこれ、おかしな名前だなと思ったら、花粉症対策の国会議員で超党派でつくる名前が、ハクシオン議連なんですよ。ですから、ガチャガチャも子どもじみていますけれども、使いようによっては町の活性化につながると思いますので、1つ、今後とも取組の中身について協議していただきますようお願いをしたいと思います。

それでは、最後のイルミネーションの考えなんですけれども、以前にもちょっと質問をしたんですけれども、過去に、この役場前にイルミネーションが設置されたときがあったんですね。12月の冬に夕方になるとイルミネーション、あのときは白でしたけれども、白いイルミネーション、これを見て、大変心が洗われる思いをしたんですよ。胆振管内でも、赤、白、黄色でにぎやかなイルミネーションのトンネルとか、いろいろありますけれども、やっぱり地震とコロナ禍でのそういった心の癒やしを考えると、イルミネーションというのは、何か力が湧く材料になるなというふうに思っているんです。

本当は予算があれば一番いいのは、鶴川地区はイチョウ並木ですよ。穂別地区は、メタセコイヤ並木。ここにイルミネーションをすると、すごいんですけれども、恐らく相当な予算がかかりますから、取りあえず役場本所・支所か四季の館、博物館、このあたりだけでも

できれば町民の心の癒やしになるなと思って、改めて質問をしましたところ、今、そういったことも検討を含めていきたいという答弁でしたけれども、実現の可能性について伺います。まだ、何とも言えませんか、それとも言えますか。

○議長（野田省一君） 菊池参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） 最初の1回目の答弁と重なるかもしれませんが、この件につきましては、今年度も予算200万の補助金を決定しております、まちなか復興にぎわい創出事業実行委員会、こちらの構成メンバーに本町が入っておりますので、その会で意見を言っていきたいと思っております。

実現に向けては、やっぱり予算というのにも限られております。今申したとおり、今年度の予算金額については200万円でございます。200万円の中でも、継続する事業で活用している部分でございますので、現在の執行可能額等も含めて確認した上でのできる範囲での形になるかもしれませんし、今年度のちょっと現実には難しいかもしれませんが、なるべく取り組めるように意見反映をしていきたいというふうに考えております。

○議長（野田省一君） 佐藤議員。

[6番 佐藤 守議員 登壇]

○6番（佐藤 守君） できるだけ実現に向けてお願いをしたいと思います。予算がなくて補正が出た場合には、私は一番先に賛成の手を挙げますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、以上で質問を終わります。

○議長（野田省一君） しばらく休憩をいたします。

再開は16時ちょうどとします。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 4時00分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 伊 藤 恵 美 議 員

○議長（野田省一君） 次に、2番、伊藤恵美議員。

[2 番 伊藤恵美議員 登壇]

○2番（伊藤恵美君） 第3回定例会に当たりまして、通告に基づき、順次一般質問させていただきます。

昨年の第3回定例会でも質問させていただきました、墓地の給水管理についてですが、自治会からの要望書が提出されれば検討するとの返答をいただきましたが、要望書が提出された自治会と給水タンク設置に関する進捗状況を伺います。

○議長（野田省一君） 矢野企画町民課主幹。

○企画町民課主幹（矢野優子君） お答えいたします。

和泉、稲里自治会から、給水タンクを設置してほしい旨の要望については、現在のところ受けておりません。

修繕や給水タンク設置等につきましては、管理自治会からの要望があれば協議をさせていただきますと考えておりますので、御理解願います。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

[2 番 伊藤恵美議員 登壇]

○2番（伊藤恵美君） ありがとうございます。

今年3月に要望書を提出する旨の連絡をいただいたことから、提出済みと認識しておりました。そのため、記録的猛暑になりました今年のお盆の参拝のときも、給水タンクがもしかしたら設置されているんじゃないかと思いながら、墓地の掃除や墓参に行ったんですが、なくて、ああ、ちょっと残念だなと思いながらおりました。今後を含め、やっぱり給水タンクがあったら、掃除のときも参拝のときもとても助かるだろうという感想を私自身も実感しました。

今後、給水タンク未設置の自治会もむかわ町内にはあります。あと、町の管理外の管理自治会からの要望書が提出された際には、早期に給水タンク設置について前向きに御検討くださいますようお願いいたします。

次の質問に移ります。

自治会管理の2地区の墓地の町管理について伺います。

和泉、稲里地区は、墓地管理条例制定前に設置されている町の管理墓地ではないとのことですが、今後、町管理への移行の意思があるか伺います。

○議長（野田省一君） 吉田課長。

○企画町民課長（吉田直司君） 私のほうから答弁させていただきます。

現在、和泉地区の共同墓地は、使用区画が75区画、稲里地区共同墓地は、使用区画32区画となっております。一定の利用者がいると把握しております。

平成9年度には、共同墓地としての位置づけで、町管理墓地としないことで地域と話し合いを持っております。

また、平成29年の話し合いにおいても、今後も町管理墓地とはしないが、修繕等については、管理自治会から要望を受け協議することとしております。

今後につきましても、地域において管理していただけたらと考えております。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

〔2番 伊藤恵美議員 登壇〕

○2番（伊藤恵美君） ありがとうございます。

胆振東部地震による墓地までの道路が不通になった際とか、素早く復旧作業等を行っていただいたことは認識しております。

今後とも管理自治会からの要請があれば、迅速な対応をお願いします。

次の質問に移らせていただきます。

廃校の利活用についてですが、1つ目に、現在、町内には廃校になった校舎は何か所ありますか。

2つ目は、私たちも6月27日に行政視察で東川町のほうに伺ったんですが、旧東川小学校をリノベーションして造られた「せんとぴゅあ」という施設があり、ギャラリーが入っていたり、カフェ、図書館などが入った複合交流施設として利用されていました。また、伊達市では、旧大滝中学校舎や周辺を活用した次世代型複合アトラクションパークをオープンしています。ほかにも、道内には廃校を利用した施設が多数あります。老朽化によって解体も余儀なしという方向も考えられるとは思いますが、今後、町としてそれらをどのように活用しようと考えているか伺います。

○議長（野田省一君） 西生涯学習課長。

○生涯学習課長（西 幸宏君） ただいまの御質問に私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

現在、廃校になった校舎につきましては、まず鶴川地区におきましては、田浦小学校、二宮小学校、春日小学校、花岡小学校、生田小学校、それと宮戸小学校の6か所でございます。

穂別地区につきましては、富内小学校と仁和小学校、仁和中学校、和泉小学校、稲里小学校の5か所となっております。むかわ町全体では、合計11か所となっております。

そのうち、利用している施設につきましては、鶴川地区が5か所、穂別地区が3か所となっております。

また、今後利用予定があるのは、両地区ともそれぞれ1か所ずつとなっております。利活用が決まっていないのは、仁和中学校となっております。

今後も、利用を希望します団体及び企業等があれば対応してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

〔2番 伊藤恵美議員 登壇〕

○2番（伊藤恵美君） 現在、活用されている廃校された校舎、何に、どのように使用されているかという説明はしていただけますか。

○議長（野田省一君） 西課長。

○生涯学習課長（西 幸宏君） まず、鶴川地区でございますが、田浦小学校につきましては、現在、ひだまりの里ということで、そういった施設で使用しているというような状況でございます。また、二宮小学校につきましては、現在、生涯学習センターの報徳館という形で利用してございます。春日小学校につきましては、春日生活館ということでの利用をしてございます。また、花岡小学校につきましては、たんぼぼ保育所という形で利用してございます。また、生田小学校につきましては、介護施設の人材育成の施設ということで、今現在使用しているというような状況でございます。

穂別地区につきましては、まず和泉小学校につきましては、現在、木育ファミリーと、あと地元の老人クラブに一部貸付けをしているというような状況でございます。稲里小学校につきましては、今現在、災害用の支援物資等を置いているというような状況でございます。また、あと仁和小学校、こちらにつきましては、今現在、博物館の収納備品といいたまいますか、収蔵品、そちらを一時的に置いているというような状況でもございます。

それと、あと今後の予定の部分としてですけれども、まず鶴川地区の宮戸小学校、こちらに関しては、先日もお話あったかと思いますが、農業普及センターの施設としての利用を今、特に見込んでいるという状況でございます。また、富内小学校につきましては、地球体験館の展示品、そちらの一部収蔵するというような予定で、今現在考えているというような状況でございます。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

[2番 伊藤恵美議員 登壇]

○2番(伊藤恵美君) ありがとうございます。

私の記憶が確かなら、ごめんなさい、仁和地区のあの体育館、まだ改築して、すぐ閉校になってしまったという記憶などで、ちょっとそちらとか利用して、できれば町内にも子どもたちが遊べるような全天候型の遊戯施設などに今後、活用していただけたらなという希望があります。

現在は、復興拠点施設等整備事業Ⅰという大型プロジェクトに取り組んでいる最中ではあるんですが、やはり現状、やっぱり小さなお子さんを育てているママさんたちももっと、雨が降っていても雪が降っていても遊べる場所があるといいねというお話をされています。小学校中学年、高学年と体を活発に動かしたい時期の子どもたちも一緒にというか、遊べるような、そういう施設が町内にあったら、もっと子どもたちが喜んでくれるのではないかなと考えています。

今後、そういう施設に廃校を利用しようというお考えはありますか。

○議長(野田省一君) 答弁。

澤田生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹(澤田 健君) 今の御質問に、まず答弁をしていきたいと思います。

まず、1点目の仁和の学校の関係でございますが、こちらにつきましては現在、体育館が町の避難所として指定をされておりまして、避難所機能を有しているものでもございます。また、議員おっしゃるような廃校の活用については、今、文科省のほうでは「みんなの廃校プロジェクト」というものがございまして、こちらのほうで、全国の廃校になった学校の利活用を広く、こういう活用を呼びかけるといったようなものもございますので、今後、そういったところも活用しながら、先ほどの答弁もありましたように、広く企業や民間団体に活用について広めてまいりたいとも思っております。

以上です。

○議長(野田省一君) 伊藤議員。

[2番 伊藤恵美議員 登壇]

○2番(伊藤恵美君) すみません。広く民間団体や企業に広めていきたいということは、町独自としては取り組む予定がないということでしょうか。

○議長(野田省一君) 澤田主幹。

○生涯学習課主幹(澤田 健君) 1つ、教育財産といたしましては、教育以外に使うことが

規制をされておりますので、廃校を活用する場合は、それが普通財産に切り替えた中で活用していくということでございますので、今、私ども教育委員会としては、使ってもらえる方を募集をするというのが我々の考え方でございます。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

〔2番 伊藤恵美議員 登壇〕

○2番（伊藤恵美君） 分かりました。ありがとうございます。

教育財産、普通財産のその部分、町として、じゃ、企業さんなり、団体さんなりに働きかけはできるということ、ああ、できないんですか。すみません、分かりました。でも、行く行くそういう施設ができることを期待して、すみません、簡単ですが、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇ 北 村 修 議員

○議長（野田省一君） 次に、11番、北村 修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 第3回定例会に当たりまして、通告に基づき質問をさせていただきます。

まず、第1点目であります。防災・減災という形で出しましたが、この9月、冒頭、町長のほうからもいろいろ、るるありましたように、防災の月でもありまして、胆振東部地震から5年ということでもあります。私がここで出したのは、この5年ということで、9月6日を中心に近隣町等では、様々な追悼のイベントなり行事が行われました。さらには、我が町にあっても、子どもたちがこの防災意識を高める、あるいは防災の訓練をする、そういう事業等が取り組まれましたけれども、町としてもうちちょっと、これだけの経験をした町、いろんな復興事業をやっておるのは私も、もう重々承知しているんでありますけれども、やはりこういう際にそれなりの取組があってもよかったんじゃないかというふうに思っているわけで、その点での質問であります。

2つ目には、事前復興計画についてお尋ねをいたします。

この問題は、るる町長がかなり力を入れておられる問題でございまして、この9月6日に当たっての話の中でも、ここが非常に強調されていたなという思いであります。同事業については、既に告示され、5月末には、この事業計画の発注も決まったやに知らされておりますが、それは内容についてお伺いをするものであります。

時間の関係で1点申し上げますが、この計画発注に当たって、業者名は出されておりますけれども、これが単独業者そのものだけなのか、あるいは複数を含めたコンソーシアムという形になっているのか、そこら辺を含めてお伺いしておきたいというふうに思います。

3つ目でありますけれども、この夏のこの高温、異常気象といいますか、この猛暑になったわけではありますが、これに対して町としてどんな情報発信をされておったのか、これらの対応を伺うものでございます。

以上、3点を中心にまず申し上げたい、そこを質問したいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 防災・減災の町としての5年の節目の位置づけ、甚大な被害が発生した胆振東部地震から5年でございます。国や多くの方々から、この間も御支援をいただいて、災害公営住宅等の建設、地震からの復旧・復興に向け、現在、両地区のまちなか再生の第1弾として穂別博物館再整備を中心とする事業に着手をするとともに、胆振東部地震を経験した町として、地震に備える事前復興計画の策定に着手をしております。

復興はまだ、我が町は道半ばでございます。震災からの復興を通しての様々な企業、団体等との御縁というものが構築がされてきております。こうしたつながりというのをこれからも効果的に生かしながら、むかわの未来、共に切り開いてまいりたいと考えております。

なお、この内容につきましては、9月6日の町民の皆さんに対してのアナウンスとほぼ同じでございます。

続いて、事前復興計画の推進状況、それと課題についてでございます。

事前復興計画の策定状況につきましては、国のガイドライン、策定済み自治体における取組を参考としながら、専門家会議を設置しております。復興業務を担う職員訓練を兼ねた検討組織である、町内に計画策定先導チームの設置を終えて、現在、町の現況と被害想定 of 整理に着手をしております。

これからにつきましては、災害発生時から復興期までの課題分析というのを10月から本格化し、並行しながら、復興の基本方針、復興のイメージ、復興プロセスの検討、発災前に準備が可能なそれぞれの施策の検討などを令和6年度にかけて進めてまいります。

課題としましては、現在進行中の胆振東部地震からの復興事業、海溝型地震におけます津波避難特別強化地域指定に伴う津波の避難対策との調整、整合であります。関係する所管とも十分連携しながら、計画の策定に努めてまいりたいと考えております。

続いて、本年8月のそれぞれの平均気温を平年値と比較したところですが、平年値を3度

以上上回った日が鶴川観測所で26日間、穂別観測所で23日間となり、8月23日から26日までの4日間は、平年値を7度以上上回り、胆振日高地方に初めて熱中症警戒アラートが発表されたことから、町民の皆さんにも外出というのをなるべく避け、適切な水分補給などの対策を呼びかけてきたところでございます。

これまでも、食中毒警報発令のお知らせの際も活用し、熱中症対策への呼びかけを行っております。これらと合わせ、熱中症警戒アラートが発表された際には、同様に熱中症対策につきまして呼びかけを行ってまいります。

なお、町立小中学校では、1番議員、8番議員のそれぞれの御質問でも答弁をいたしました。が、文部科学省で示されている熱中症ガイドラインに基づき、児童生徒の安全確保に努めているほか、小まめな水分補給など、熱中症対策を講じてきておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 幾つか質問をさせていただきます。

まず、第1点は、この5年目を迎えたという中なんですけれども、私はいろんな事業に取り組んでいるのは分かっているんですが、やっぱり我が町としても、この5年目という起点の年に町民の皆さんへのアピール、町長が放送で流したというのは私も聞きましたけれども、それだけではなくて、やっぱり今やっているいろんな事業を含めて、競争というふうな進め方の中では、やっぱり何らかの町民の皆さんにもっとはっきりと見える形での取組があつてよかつたのではないかというふうに思っているんですが、これから、この月の中へ取り組むというようなことを含めて、何か検討されておるのかということをお伺いしたい。

私は、これからですとぜひ、我が町にこの間、地震が起きて全国的にいろんな人々を励ましておられる、穂別診療所に中塚先生が来ておられるわけですから、こういう機会に彼女の話聞く場をつくるとか、そういうふうなこともあつていいんじゃないかと思うんですけれども、それら含めて、どうでしょうか。

○議長（野田省一君） 梅津情報防災対策室長。

○情報防災対策室長（梅津 晶君） ただいまの質問にお答えをしてみたいと思います。

まず、今年度、町で主催、あるいは町が実行委員会に加盟した中で行われるイベント等につきましては、復興推進記念事業という冠をつけた中で、各種事業イベント等が開催されてきているところでございます。

また、9月30日には、胆振東部地震から5年の節目を迎えるに当たっての防災講演会の開催を行うこととしておりまして、町のホームページですとか告知端末、各種SNS等で告知をさせていただいているところでございます。

講演会の概要といたしましては、海溝型地震の津波被害を今、一番大きいハザードとして町としても考えておりますことから、東日本大震災を実際に経験した語り部の方による御講演、事前復興計画について町民の皆様にもそもそもどういったものなのかといったことを知ってもらえるような講演の2部構成を予定してございまして、鶴川地区、穂別地区にそれぞれ講演会場、穂別地区につきましては、鶴川地区の講演会場での講演の内容を穂別町民センターで配信するという仕組みにしておりますが、こういった形で直接会場にお越しいただいてもいいですし、会場に来ることができない方も多くの方が視聴できるよう、この町議会もYouTubeでライブ中継をしているところですが、同じ方式を使いましてライブ中継を予定してございまして、講演をお聞きになりたい方、全てがなるべくお聞きになれる環境を整えておるところでございまして、そういった形での記念事業も予定しているところでございます。

また、10月14日には、鶴川地区での防災訓練がございまして、コロナが5類移行初の訓練ということでございまして、今回も徒歩による避難訓練を予定しておりますけれども、昨年はコロナ禍ということで参加人数を限定しておりましたが、今回は限定をしないで、広く町民の皆様にも御参加をいただけるようにするようにはしてございます。

また、これは町の動きではございませんけれども、この5年の節目に、町内の民間事業者の方が保存期間の長い防災食ともなり得る商品を開発し、販売を始めたところでございます。

そういった形で、官だけではなく民も、この5年の節目に合わせて防災について関わっていただけるということにもなっておりますので、今、町の動きとしては、官と民合わせて、そういった動きがあることを御紹介しておきたいと思っております。

以上です。

○議長（野田省一君） 伏木企画町民課主幹。

○企画町民課主幹（伏木允一君） 私のほうから穂別地区の防災の関係で御報告いたしますと、9月9日に、穂別地区の防災訓練を終了しております。これにつきましては、7つの自治会から約40名の町民の方にお集まりいただきまして、震災から5年目ということで震災の記憶が薄れることのないようにという趣旨で、危機対策専門員のほうから講演をしていただくことと併せて、消防団の訓練を見学するですとか消防が持っている防災の資機材の見学会のよ

うなものもさせていただいております。

また、9月6日につきましては、穂別小学校のほうで防災教室という授業がございまして、その中で、私ども防災担当の職員も出向いて、一、二年生、三、四年生、五、六年生と3つのカテゴリーに分けまして、45分間ずつ、防災についての授業をさせていただいております。以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） ありがとうございます。

2つ目に、事前復興計画についてお伺いをしたいと思います。

この事業については、既に事業計画の発注が行われていると。それで、事業を確定したということがウェブに出されておりますけれども、1つ確認しておきたいのは、あの中では単独の事業者しか載っておりませんが、仕様書では複数事業者でのコンソーシアムというようなことも出されておりました。そういうようなことがなされたのかどうか、そこら辺を含めて、まずお伺いをしておきたいというふうに思います。

それから、2つ目には、今、先ほども町長のほうからもお話ありましたけれども、職員の先導チームという形で職員の中にプロジェクトがつくられたようなんですけれども、これは、その状況についてももう少し詳しく説明をいただければというふうに思います。

以上であります。

○議長（野田省一君） 梅津室長。

○情報防災対策室長（梅津 晶君） 1点目の事前復興計画策定業務の受託者についてでございますが、こちらにつきましては、公募型プロポーザルによる選定を行った結果、単独の事業者から提案があり、最適提案者として決定をし契約を結んできているところでございます。

受託者につきましては、南海トラフ巨大地震が想定される自治体を中心に、事前復興計画の策定業務に携わった経験、あるいは現在も他自治体での策定業務に携わっている経験のある事業者さんでございます。

2点目の事前復興計画策定先導チームでございますが、これから事前復興計画の策定業務を、先ほど町長からも御答弁させていただきましたとおり、本格化を迎えていくこととなりますが、むかわ町の事前復興計画を策定するわけでございますので、そこには、やはり我が町のことをよく知る職員側としてもきちんと検討していく必要があるであろうと。委託事業者では調べ切れない、分からない課題についても検討していく必要があるというところが、

まず1点。

もう一点につきましては、胆振東部地震から5年を経過し、およそ3割の震災当時、在職していらっしゃいました職員の皆様が、現在は定年退職や再任用の任期満了ということではいらっしゃらない。その分、震災後に採用された職員さんもどんどん増えてきています。そういった中で、海溝型地震がいつ発生するかというのは正直、分からないところでございますが、災禍を経験した町として、次の大規模災害に備えるに当たりまして、発災時期は分かりませんが、そのときに、役場職員の中心になるであろう若手の職員を中心にチームを組んで検討を進めるためのチームが、この計画策定先導チームでございます。

また、このチームは、もう一つの側面として、今申し上げましたけれども、復興業務に携わった経験のない、あるいは震災直後に採用されて、あまり復興業務の経験がない職員の復興訓練を兼ねたチームとなっております。これから未発の大規模災害について、実際に起こったら、復興を終えるまでにどのような課題があるのでしょうかということを検討してもらおうことが復興訓練につながると考えておりますので、むかわ町独自の計画に対してノウハウを入れ込んでいく、もう一つは、復興訓練を兼ねて取り組んでいくといったようなチームということで、今後、取り進めてまいる予定でございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） ありがとうございます。

そうすると、事前復興計画そのものは、事業者が、何という事業者でしたかな、建設業者ですよね、それが請け負ってやるんですが、同時に先導チーム、さらには、これまで言われているように専門的な知見を聞いてという話もございました。これらが、3つ一緒に進むということになるのか、計画そのもので言えば、仕様書で見れば、R7年ですよね、25年だったと思いますけれども、そこまでの期間になっていますよね。それら先導チーム、あるいは専門的知識を聞くというそういうものとも、これは一緒になって同時に進んでいくという意味なんでしょうか。計画のほうは、計画づくりは計画づくりである程度するんだろうと思うんですけども、その辺のこの関わりについて説明願えますか。

○議長（野田省一君） 梅津室長。

○情報防災対策室長（梅津 晶君） 事前復興計画の策定は、令和6年度末、令和7年3月までに終わるといって現在、取り進めているところでございます。計画策定の中で、専門的

知見が必要な場合は、随時専門家会議を開いて、専門家の知見を取り入れていきたいというのが専門家会議の設置理由でございます。

また、計画策定先導チームにおきましても、策定の目安としております令和7年3月までの間、復興訓練を兼ねて諸般の課題について整理をしながら、委託業者が整理する町の現況や数字等と合わせて、1つの計画としていくことになっておりますので、これらが複合的に同時並行で動きながら、最後は計画としていくというイメージで現在、取り進めているところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 今ので、もう一点だけお伺いしたいと思うんですけども、この専門的な知見を得るという点では、どのようなところ、この間開かれた専門会議では、北海道の大学等の先生方で行っていただきましたけれども、こういう中に業者等を含めてということはあるんでしょうか、その辺含めてお伺いします。

○議長（野田省一君） 梅津室長。

○情報防災対策室長（梅津 晶君） 現在、専門家会議の委員で委嘱をさせていただいている方は、大学等の教授の方が3名と、独立行政の道総研の職員の方1名の計4名でございます。

それぞれ専門分野がございまして、実際に北海道の津波の被害想定に携われた教授さん、あるいは災害時に地域といかに同調して防災・減災に取り組んでいくかということの専門家の皆さん、あるいは都市計画ですとか車による避難誘導などの研究をされている方で、道総研さんにつきましては、胆振東部地震後のまちなか再生等における協定を締結しております、その流れで、町長の御答弁にもありましたけれども、鶴川地区のまちなか再生との今後の関連といった部分も含めてこれまでの流れを熟知されている方でございますので、そういった方々の御意見も取り入れながら事前復興計画を策定していくということで、我々事務局ですとか委託事業者さんのほうで奥深いところまで、どうしても分からない部分がございましたら、そういった方々の知見を随時得ていくというようなイメージでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 分かりました。また、次の機会にお伺いしたいと思います。

この防災対策の3つ目なんですけれども、この夏の高温に対する取組で、私は情報提供や意見を聞くなどというふうに出しましたけれども、ここで1つだけお伺いしたいのは、本年度の町予算の事業の中で、情報伝達手段多重化事業というのがございます。これによると、この中では、全国初ということなんですけれども、テレビ等による情報の発信というようなこともございました。私は、こういう事業、これはまだ今年度予算の事業ですから、どこまで進んでいるのか、そこも伺いたいと思いますが、こういう事業を始めているのであれば、この異常の災害と思われるこういう中で、やっぱり単に食中毒の情報だけではなくて、これらに対する情報もこういうのを活用してやったらいいんじゃないかと思ったんですけれども、そこら辺のこの事業計画と併せて、これはどうなっているのでしょうか。

○議長（野田省一君） 伏木主幹。

○企画町民課主幹（伏木允一君） ハイブリッドキャストの関係かと思っておりますので、ハイブリッドキャストにつきましては、4月1日から運用を開始しております。穂別地区のIP告知端末、それからスマートフォンアプリと合わせて、町民の方に毎日必要な情報を提供しておりますので、今回の熱中症の関係につきましても、また食中毒の関係につきましても、必要な情報は随時提供してございます。

今のハイブリッドキャストにつきましては、テレビのdボタンでHTBの仕組みを利用して、住民の皆さんにお伝えしております。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 私、テレビを見ていないんですけれども、そこまでは、dボタンを使っていることは知っているんです。ただ、問題は、これが町民の皆さんの中にどこまで伝わっているかという問題だと思うんです。

今年、私、残念だったのは、やっぱり8月にあの高温の中で、熱中症で倒れられて入院した方、あるいは明らかに熱中症で亡くなられた方がむかわでもいました。やっぱりこういうふうなものを防ぐためにも、せつかくこういうものがあるのであれば知らしめて、やっぱり本当にこういうふうなもの、そういう災害が起きないような事態をつくる必要があったんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺含めて、もう一回お伺いしておきたい。

○議長（野田省一君） 答弁を願います。

梅津室長。

○情報防災対策室長（梅津 晶君） 熱中症の危険が高いと思われるときには、まず、今までは食中毒警報が発令されることが専らでございまして、この情報については、先ほど御答弁させていただいたとおり、あらゆる告知情報を使って告知をしていっているところでございます。そんな中、今般、日本全国で運用が始まってから初めて、胆振日高地方に熱中症アラートが出たということでございますので、私どももすかさず、これは町民の方にお知らせするべきだということで、これもあらゆる手段を使って告知しているところでございます。

今後、そういった情報を含めまして、町民の方にお伝えすべき情報があれば、種類は問わず基本的にはお伝えをしていきたいなと考えておりますので、そういったところで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野田省一君） 伏木主幹。

○企画町民課主幹（伏木允一君） 先ほどのテレビのdボタンを活用したハイブリッドキャストにつきましては、実際視聴率のようなものは出せませんが、私たちのほうで各種イベントでブースを設けて、一人でも多くの方にそういう仕組みがあるということをお伝えすることを毎回やっております。これはハイブリッドキャストに限らず、町のアプリについても同様です。

ハイブリッドキャストについて申し上げますと、例えば熊の出没情報が今、毎日のように出ていますけれども、そういった情報も、テレビの画面を通して、実際に確認できたというようなお声もいただいております。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 私の質問の時間の関係あるんでこの辺にしますけれども、私はせめて防災無線等で、こういうものがありますよということをそういう中であつたら、なおよかったんじゃないかと思っています。ぜひ、そういう工夫もしていただきたいと思っております。

ということで、次の質問に入りたいと思っております。

空き地、空き家対策についてであります。

1つ目は、この特定調査となっておりましたけれども、これらの到達状況についてお伺いをします。

それから、2つ目には、まちなか再生事業をやっていく場合に、これは1つの柱になるん

だろうと、幹になるんだらうと思っておりますが、そこら辺で、どういう方向性でやっておられるのかお伺いします。

3つ目には、農業関連でのこの空き家対策といいますか、特定技能の皆さんを含めた住まいの確保という点で求められているわけなんですけれども、それらを含めてお伺いします。

○議長（野田省一君） 答弁を願います。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 1点目の経過と特定調査についてですが、本年度、町民の皆さんが安全・安心して暮らすことのできる生活環境の保全と、空き家等の利活用の促進を目的に、空き家等の調査、宅建取引業務、セミナー開催など、対策を講じてきております。

あわせて、過去の調査結果で所有者の方の把握が困難であった空き家等についての近隣住民皆さん等への聞き取りなどによる特定調査というのを進めています。よろしいですか。

町が指定した調査員による、建物の外観、管理状況の現地調査、8月から実施して、業務期間中に特定に至らなかった建物については、次年度以降、解決策を検討してまいります。

2点目のまちなか再生事業とのつながりにつきましては、震災による町なかの空洞化、深刻な課題であると捉えております。

両地区市街地も含め、所有者特定調査と並行し、今後、空き家等を増やさないよう意向調査やアドバイスなど、まちなか活性化につながるよう対策を講じてまいります。

続いて、3点目の農業の特定技能実習生等の住まいの確保状況についてでございます。

農業労働力確保につきましては、鵜川地区においては、JA鵜川が管理団体となり、中国からの技能実習生等の受入れを行っているほか、町外の管理団体を通し、東南アジア諸国から特定技能実習生の受入れ等により確保をしてきております。

その際に必要な住宅の確保につきましては、受入団体が個々に空き家を借受けしているほか、JA鵜川が直接空き家を借受け、または取得し、寄宿舍を運営しております。

町としましては、これまで教職員住宅などの遊休化した公共施設の使用について、可能な範囲の便宜を図ってきたところでもあります。御存じのとおりでございます。

また、JAが直接、寄宿舍の運営に取り組むことにした際、遊休施設を政策的な価格で譲渡をしたほか、JRが所有する住宅をJAへ譲渡いただけるよう町として橋渡しを行い、さらにはリフォームの費用を補助するなどして、住まい確保の取組を支援をしてきているところでもございます。引き続き、適宜、地元関係機関団体等の皆さんとの連絡連携、情報収集を図りながら、支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（野田省一君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） ありがとうございます。

2つ、3つ再質問をしますが、1つは、特定調査をやった、8月からということなんですね。ちょっとあまり進んではいないのかというふうに思うんですけども、実際はどのぐらいあるのか。

特定調査というのは、これまでは、いわゆる空き家になっていることによって周りにいろんな影響を与えると、そういうふうなものを特定調査という形で調べるということがございました。ですから、その辺はどうなったのか、改めてお伺いをしておきたいというふうに思います。

それから、これはまちなか再生の事業とも関わるわけでございますけれども、この空家対策という事業の中で、当初のあれ、R2年の計画でしたか、その計画によりますと、例えば空き家を取得したり利活用するという場合には、町の、いわゆる当時は「くらふる事業」と言いました。これらと連動させるというようなことがありましたけれども、それらが事業、変わってきているんですが、いや、今のくらふるですね、以前は「は一とふる」と言っていました。これらがくらふるでも、そういうふうなことはつながっていているというふうに理解していいのかどうか、お伺いしておきたい。

まず、この2点をお伺いします。

○議長（野田省一君） 本日の会議時間は、審議の都合によってあらかじめ延長をいたします。

答弁を願います。

菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） 本年度、実施しておりますむかわ町空き家等所有者特定調査業務につきましては、こちらにつきましては、本町が現時点で把握している空き家のうち、空家対策推進に関する特別措置法の規定に基づきまして、台帳等の情報を用いても、なお不明であった所有者の把握が困難な空き家98戸というものを調査しているところでございます。

くらふる事業につきましては、別にお答えします。

○議長（野田省一君） 大塚課長。

○経済建設課長（大塚治樹君） くらふる事業につきましては、新築住宅のほか、中古住宅の取得というものもありますので、同じように活用していただけるような形になっておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） ありがとうございます。

もう一点、お伺いします。

まちなか再生との関連でございますけれども、当然、これは拠点整備事業とリンクしているわけですね。

ところが、今回の整備Ⅰの事業計画の中では、ここのところがほとんど見えていない、また配られました成果品の中には、そういう項目もないという状況なんです、そういうふうな中では取り組まれなかったのか。または、これからそういうことを含めてやっていくということになっているのかどうか。私がこの間、博物館に本当に各大学や研究者、そういった人に来ていただけるような、そういう施設にすべきだと。そういうためには、宿泊研修というような形がどうしても必要なもので、そういう際にそういうものが活用できないかという話を、何回かさせていただきました。そういうことなんかを含めて、もう一回、この辺のところを答弁いただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 本間総合政策課参事。

○総合政策課参事（本間 彰君） 今の北村議員の質問にお答えいたします。

復興拠点施設等整備事業のエリアデザイン業務につきましては、そういう空家対策の成果品には反映しておりません。北村議員がおっしゃっている空家対策については、エリアデザインの部分では反映しておりませんが、まちなか交流施設の候補地としましては、現在、空き地を対象と今空いている土地を活用した施設整備を想定しております。

また、学生のためのというお話を何度かされておりますけれども、まだ具体的な博物館の内容も決まっておきませんので、その部分については、今後できてから、これからソフト事業の部分でもいろいろ検討は必要かと考えておりますので、そういった部分で検討していくこと等、考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 年度当初のこのまちなか再生事業に当たって、あるいは、そしてこの拠点整備事業という状況の中で、そうした空家対策等々も含めた、そういうものとして事業が出発しておったというふうに私は受け止めているんですね。それが、今回の拠点施設

等整備事業工の中では、非常にそのところがなくなっていっている、非常に残念だなというふうに思いますけれども、今答弁で、今後の事業執行の中で検討もしていきたいということでございますので、ぜひお願いをしたいということで、次に、地域交通の問題についてお伺いをしておきたいというふうに思います。地域公共交通ですね。

私は、この中で、この問題については総務委員会である御議論されているというふうに聞いております。私は、この中でお聞きしたいのは、その中でも出されていないようであります、この、やっぱり穂別地区、鶴川地区をどうつないでいくかという点でずっと住民の方から出されている穂別鶴川間のバス、このバスの便を増やしてほしい。せめて、穂別から病院になり、買物になり来た場合には、一日仕事ではなくて、もっと短時間で帰れるような方向にバス便を増やすだとかということで、私も再三、これは質問をさせていただきました。そういう点での公共交通のこの取組状況というのはどんなになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（野田省一君） 吉田課長。

○企画町民課長（吉田直司君） 私のほうからでは、今、北村議員がおっしゃっています、まちなか再生基本計画が今回のエリアデザインに反映されていないというのはという部分で答弁させていただきます。

まちなか基本計画の5つの柱、皆さんが御存じのとおり、空き地、空き店舗の管理と活用、これがローマ数字のⅡになっていまして、これは鶴川地区の課題として基本計画を上げております。穂別地区に関しましては、空き地、空き家をどう活用するかということで、地域運営組織のまちまかない会社が必要ではないか。そこが、空き地、空き家を情報が欲しい方にどう情報を出すかという観点で、基本計画のほうには組織の中の内容で書かれております。決して基本計画のエリアデザインの中に入っていないということではありません。まちなか再生の穂別地区の課題を盛り込んで、交通弱者の課題、買物弱者の課題、それから町を運営するまちまかない会社の組織、そういうものを活用していくために、どのようにエリアデザインの中に入れていくかという考え方になっております。

以上です。

○議長（野田省一君） 公共交通のほうに、先ほど終わっていますので、これ以上質問は受けません。

地域公共交通について答弁を願います。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 前段のまちなか再生は、今、担当のほうから申し上げたとおり、インフラだけでなくエリアデザインというのは、とりわけ鶴川地区については179市町村で商業地の下落率がワーストとされていると、そういったところも含めて、建物も含めながら、インフラも含めながら空き地の有効活用化というのは避けては通れないと考えているところ
です。

そこで、地域公共交通についてでございます。

むかわ町の地域公共交通計画の策定状況でございますが、御承知のとおり、これは総務厚生常任委員会の所管事務調査におきましてもお示しをしているところでございます。

現在、町内の公共交通におけます課題、その他対策等について協議、検討する法定協議会、むかわ町地域公共交通活性化協議会におきまして、計画の策定に取り組んでおります。令和6年3月に国に対する認定申請というのを今、目指しているところでもございます。

本年8月30日に開催した同協議会におきましては、ほべつサポート交通の実証実験、この結果の検証、そしてむかわ町としての公共交通を取り巻く状況、さらに地域課題というのを踏まえ、基本理念、基本方針、基本目標等を設定しているところでございます。

今後につきましては、基本目標というのを達成するための施策などを検討し、計画素案として取りまとめ、関係機関での協議、合意形成、これらはもとより、可能な限り町民の皆さんの意見反映に努めていきたいと考えております。

引き続き、将来にわたり持続可能な公共交通体系の構築に向け、バス路線の再編、高齢化や移動ニーズに対応した公共交通サービスの提供など、この際、抜本的な課題解決に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（野田省一君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 私は、総務委員会でやって、その資料を見させていただきました。その上で、今質問しているのは、実証試験だとか何とかを出して、穂別の市内の中でなんです。今、町民の皆さんの中の1つの大きな希望は、鶴川穂別間のこのバス便をもっと増やしてほしいということなんですけれども、これを早くやる必要があるんじゃないかということで、今答弁されたように、6年の次年度の計画の中で、それ以降じゃないといかれないということなんです、それまではそこはさわれないということになるんでしょうか、改めて伺います。

○議長（野田省一君） 栃丸総合政策課長。

○総合政策課長（栃丸直士君） 私のほうから、ただいまの質問にお答えをいたします。

今、町長が申し上げたように公共交通計画の中で、今議員おっしゃられた穂別鵠川間の移動の強化、これは当然大きな課題としては捉えております。増便できるかどうかという問題は、今、ここを運営しているのが道南バスさんが運営しております、この交通事業者とのもちろん調整というのがあります。また、今、先ほど申し上げたむかわ町の地域公共交通協議会、この中での合意形成といったところもございます。

先ほども町長のほうからありましたように、今は課題の整理をいたしまして、基本理念、それから基本目標、基本方針というのを今、定めたところでございます。

今後、この基本方針にのっとり、さらに具体の施策を協議会の中で協議していくという状況になってございます。今言われた穂別鵠川間の増便も含めて、今後具体的な中身を協議していくという今、状況になってございますので、御理解を願います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 穂別の皆さんの大きな希望、願いの中に、この鵠川間のバス便増便というのがございます。ぜひとも、そこに早くたどり着くようお願いをしたいと述べて、次に移ります。

4番目、地域支援を生かしたまちづくりの問題です。

この運動公園は、町内外から利用者も多く、人の入り込み、交流人口増に大きな力と考えます。それらの位置づけについて、あるいは具体的な取組についてどう考えておられるか、伺うものであります。とりわけ野球場、パークゴルフ場などの管理運営などを合わせて、伺います。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えします。

野球場及びパークゴルフ場は、町民の心身の健全なる育成と健康の保持増進及びスポーツ文化の向上を目的に設置されておりますが、町外からの利用者も多いことから交流人口拡大にも寄与する施設であると認識しております。

利用者や関係団体の皆さんからの御意見、御要望も伺いながら、町内外の皆さんが安全かつ快適に利用できるような管理運営に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） そのとおりなんです。本当にむかわ町への交流人口という点で見れば、この野球場、パークゴルフ場、これは相当な位置を占めるというふうに私は思っているんです。パークゴルフ場などは、非常にこの環境がよいということでたくさんの利用者が来ていらっしやいます。

ところが、この間の状況を見ると、パークゴルフ場の利用者数が、例えば平成28年ぐらいからと昨年を比較してみると、平成28年ぐらいには1万人を超えていました。ところが、最近、4年度の集計を見ると7,300人ぐらいなんです。物すごい落ち込みなんです。なぜ落ちたのかということなんです。利用者等々から今出されてきている問題で言えば、ゴルフ場の管理がちょっと問題ではないかと。もう芝が剥がれて、パークゴルフを楽しめるという状況でない。こういう管理について、どうなっているのかという話がありました。そこら辺で、どのようにその辺を認識されておるのか、伺いたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 松本生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（松本 洋君） それでは、御質問にお答えしたいと思います。

まず、教育委員会には、町内のパークゴルフ愛好団体から、より良好なコース管理についての要望書が提出されております。当該愛好団体とも現地で直接聞き取りをしながら、要望内容を精査し、維持管理受託事業者と協議、調整しながら、よりよい管理となるように努めておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） パークゴルフの管理規則等を見ますと、管理者は教育委員会になっております。それでお伺いするわけなんですけれども、私が行って見ましたら、本当にラフの部分はもちろんでありますけれども、このグリーン場、あるいはそれまでのコースの部分、これら含めて、もうほとんどの芝がなくなっている。ひどいところを見れば、機械の跡と思われる状況で、本来、芝になっていなきゃなんない部分が、この溝になって、めくれたりというような状況まであります。これは、相当長い年月かかってこうなってきたのかなという私は印象を強く持ちました。そういう点で、これらの管理等についてどういうふうに考えておられるのかというのが、まず1点です。

そして、私は、言われるように、我が町のこの鶴川のパークゴルフ場というのは他にはな

い、非常にこのコースとして高いレベルのものだというふうな状況の中からゴルフファンがついているわけなんですよね。そういう状況から、やっぱり早い段階でこれは修正をして、そしてより楽しく活用できるようにすべきだというふうに思うんですけども、その辺の取組状況というのは、どういうふうにしているんですか。

○議長（野田省一君） 松本主幹。

○生涯学習課主幹（松本 洋君） 質問にお答えをしたいと思います。

昨年度、10月の段階で、地元のパークゴルフ愛好団体のほうから要望書が提出されております。

内容といたしましては、適切な維持管理の実施について、特に議員おっしゃるように、芝の管理を中心とした要望ということになっております。平坦化のためと、土の補充ですとか乾燥対策としての散水、そして芝の成長状況に応じた適切な芝刈り作業の実施、特に要望といたしましては、なかなかラフが深いと、利用者の方が打ち出しにくいというところもありまして、フェアウェイ、ラフともに、もう少し頻度を上げて芝の刈り込みをしてほしいというところ、それと丁寧な芝刈り機による作業、それと掘り起こした際の補修の実施、そしてグリーン面の広さの確保について要望が上がってきております。

これにつきまして、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、当該団体と現地を教育委員会、一緒に回りまして、こういうところをこうしてほしいですとかということをお話ししまして、それに向けて、令和5年度の委託料については、例えば芝の補修について予算を増額させていただく対応ですとか、あと芝刈り機の運転についての丁寧な対応、そして、もし掘り起こしてしまった際の補修作業の徹底ですとか、そういったことについて、改めてお願いをしてきたところでございます。

ただ、今年につきましては、御承知のとおり、非常に暑い日が続きまして、散水作業はしたところですが、予想をそうやって上回るような暑さにより、かなり芝が傷んでしまいました。そこにきて、やはりもっと芝を刈っていただきたいという要望もありましたので、本来、ちょっとこういう状況であれば、もう少し芝の養生をする必要もあったかと思うんですが、芝生、もう少し短くしてほしいという、なかなかバランスを取るのが今年度につきましては非常に難しい状況でありまして、今年については、芝が焼けている状況となっております。

今年についても、改めて愛好団体、そして受託事業者と調整をしながら、来年度、よりよい管理に向けまして、どういったことができるのか、何が必要なのかということ協議、調

整した上でよりよい適正管理に向けて努力をしまいたいと思っておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 利用団体から要望が出されていたというのであれば、もっと早い段階からやっておく必要があったんじゃないかと思います。

もう一つは、確かに、今年の異常高温の中で牧草の生育状況が大きく変化したということは考えられます。しかし、私は、隣の日高町の河川敷のゴルフ場、厚真の河川敷のゴルフ場等々を視察をさせていただきましたけれども、そこはそれなりにちゃんと管理がされていて、緑があります。今の我が町のパークゴルフ場のような状況ではありません。

私はやはり、これだけ人を呼べるコースなんですから、素早く手当てをして、ぜひ多くの人たちが今年も利用できるような状況をどうつくり出していくか、私は努力する必要があると思います。これは、また別の機会もあろうかと思っておりますので、ここでそれだけの要望をしておきたいと思っております。

5つ目に入ります。

5つ目には、拠点整備の問題でございます。

時間が限られてきましたので、るるはできませんので、簡単に幾つかについてまずお尋ねしたいと思いますけれども、基本的には提出する質問は行いたいと思っております。

まず、1は、Iの計画との関連でレジオネラ菌が連続して発生した。メイン施設に影響はないが、原因究明と対応の状況、今後の対策を含めて伺います。

2つ目には、新博物館のありようと現博物館の関わり、今後の対応と課題対応を伺います。

3つ目に、IIの、これは計画IIですね、の推進状況、主な考え方をまず伺います。

○議長（野田省一君） 藤田室長。

○経済恐竜ワールド戦略室長（藤田浩樹君） 今の質問にお答えいたします。

樹海温泉におけるレジオネラ菌の検出につきましては、本定例会の行政報告で説明いたしましたとおりでございます。

原因の究明につきましては、レジオネラ菌は、自然界に広く生息する細菌でありますことから、その発生源の特定は非常に困難なものであります。源泉の運搬や各施設での貯水段階での増殖の可能性もあり得ると捉え、作業工程の再点検を行ったところでございます。

対応につきましては、対象となる期間に施設を御利用いただいた皆様の健康被害の把握を最優先し、報道機関等のお力をお借りしながら、周知を図ってまいりました。

あわせて、指定管理者による各所の基本的な清掃管理に加え、適宜、滅菌用薬剤投与を強化することにより、予防対策を講じているところです。

今後の対策につきましては、引き続き苫小牧保健所や指定管理者と連携し、浴槽水の管理徹底を継続し、安心・安全な施設運営に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（野田省一君） 櫻井経済恐竜戦略室主幹。

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（櫻井和彦君） 2番目につきまして、私のほうから回答させていただきます。

復興拠点施設等整備Ⅰでは、現在の博物館施設を活用しながら新たな施設も整備し、2館体制で活動していくことを予定しております。

そして引き続き、町内の化石を題材として、博物館としての従来的な役割、すなわち、資料の収集・保存、調査・研究、教育・普及といった役割を果たしていくことを目指しています。

加えて今後は、文化観光拠点施設、さらに地域振興への寄与、そして地球環境の持続的な保全というSDGsへの対応という、新たな役割も担っていくことが、国内的・国際的に求められています。

現在の博物館施設は、白亜紀に海だったこの場所に生きていた、クビナガリュウやアンモナイトをこれまでどおり紹介します。

当時の環境や生物を紹介することで、この地域住民の地域学習に役立ち、また、寄贈された資料を展示に加えたり、研究成果を反映することを通じて、これまでどおり研究者や愛好家の期待に応えることができると考えています。

また、新たに建設する博物館施設は、カムイサウルスを中心として恐竜化石を展示することを予定しています。

発掘されたこの地だからこそできる、カムイサウルスの魅力を存分に生かした展示をつくり、そして恐竜という大人気の題材を展示することで、より多くの来館者が期待されると考えています。

このことにより、むかわ町穂別の集客施設としての役割、そして地域経済への波及効果が期待されるところであります。

このように穂別博物館は、特別顧問である小林快次教授の指導を今後も受けながら、地域の宝である化石を世界へ向けて発信してまいります。

こうして、全世界の恐竜ファンのみならず、より多様な方々をより多く引きつける拠点施設として、そして何よりも、地元の学校教育など地域住民の学習の場として貢献できる、地域住民の愛着ある、誇りとなる施設となることを目指しております。

以上で終わります。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 鶴川地区の事業化を目指す整備事業Ⅱの進捗状況などについて、お答えをします。

6月5日付でむかわ町の復興創成・共創アドバイザーとして、青山社中株式会社の朝比奈一郎代表に就任をいただき、御助言などをいただきながら進めてきているところでもございます。

これまで、6月と8月の2回御来町いただき、まちなか再生基本計画において、拠点と位置づけられている施設の視察だとか、両地区で2回で19団体31名の方々と聞き取りをさせていただいております。まちなか再生などについての意見交換を実施をさせていただいているところでもございます。

今回は、11月に御来町いただく予定となっており、その際には住民向け講演会を実施し、住民皆さんの意識の醸成を図っていきたいと考えております。

なお、基本設計の発注に向けましては、現在、準備を進めているところです。

また、この基本設計の考え方でございますが、まちなか再生基本構想、そして、まちなか再生基本計画というのをベースに、7つの拠点というのを生かしたエリアデザイン及び民間事業者からの意見、提案等を把握するための市場調査的なものも含めた基本設計を想定しております。これは朝比奈先生のお考えも、今、もう入れた中での。

それと、鶴川地区市街地全体が、これは議員お分かりのように、先ほどから事前復興計画の中でも取り上げられておりますように、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震によるむかわ町市街地全体、津波避難対策特別強化地域、これにも指定されているところでもございます。そこで、先ほど現在、策定中の事前復興計画との整合性と、こういったところも図りながら、守るよ、そしてつくるよ、そしてつなげていくよといったところを進めていく必要があると考えております。

そのため、防災と、守る部分、まちなか再生、つくる部分、こういった同時並行で行わな

ければならない、非常にむかわ町市街地の再生については特異な状況での作業となっておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） まず、1点目は、この博物館との関わりがあるんじゃないかというふうに私は思っているんですが、このレジオネラ菌、これが出たということ、私は、これは今度の計画に邪魔しないのかという思いがあるんです。なぜなら、去年の夏、今年の夏、同時期に出てきているんです。

先ほど言われたように、これらについては自然界にあるもので、ちょっと防ぎようがないという感じがあるんだけど、白垂に出るんだったら、キャンプ場があって川があってという形だから、私は関連性があるのかなと思ったりもするんだけど、今回の場合には、町なかの風呂にも出ているんだよね。こういう点で言えば、これは相当温泉源なのかどうかということも含めて、やっぱりこれはいろいろ検討する必要があるんじゃないかと。そういう中で、今度の温浴施設というのは、あそこに建てていいのかと。こんなことができてしまってから起きたら、これはちょっとまずいなという感じになるんじゃないかと思うんですけども、そこら辺含めて、どのように考えておられるのか伺いたい。

○議長（野田省一君） 太田経済恐竜戦略室主幹。

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（太田耕司君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

現在、樹海温泉はくあ、それから樹海温泉ほべつ、どちらのお風呂でも使用している源泉につきましては、同じ源泉を使っております。こちらについては、穂別稲里地区から湧出している温泉のほうを源泉のタンクを使って運んでいる状況でございます。我々も、2つの施設で同時期に検出されたという状況から、両施設に共通する部分での増殖の可能性というものも視野に入れて対応を考えたところでございます。

現在、樹海温泉の源泉のほうの水質検査も実施をしております、既に安全であるということを確認しておりますので、御報告とさせていただきます。

○議長（野田省一君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 昨年この問題が起きたときにも、検査した結果、安全でしたという話だったんですね。ですから、やっぱりこれは、そういう特性としてあるのかもしれない

い。であるならば、私は、こういうふうな状況の中で、この復興計画Ⅰにおける温浴施設の在り方そのものも検討の対象になるんじゃないかと思っておるんですが、これはぜひその辺、検討をお願いしたいということを述べておきたいと思います。

それから、現博物館の問題です。

今お話になったように、2つの館を利用してということ、この間、途中からそういう話が出されて、私も本当にすばらしい、すごい内容になるなど思っております。ぜひ期待をしておきたいと思っております。

しかし、今度の成果品等々におけるこの内容には、現博物館の対応については載っていないんですね。図面では載っているけれども、予算も何もないという形なんです。そこところは、どんなふうになるのか。本当にそういう形だけでいけるのか、改めたさらなる事業費ということになるのかどうか、ちょっと不安になるんですけれども、その辺含めてお伺いしておきたい。

○議長（野田省一君） 藤江支所長。

○支所長（藤江 伸君） 博物館の答弁の前に、先ほど出たレジオネラの関係なんですが、担当からも源泉は安全であるということは確認をされております。今後の新しい施設につきましては、この安心・安全なサービス提供を最優先にして、実績の中での施設整備について、今は万全を尽くしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野田省一君） 答弁を求めます。

本間参事。

○総合政策課参事（本間 彰君） 実施設計においては、新博物館と現博物館も改修を含めた形で発注を想定しております。予算の中で事業者がどういう造りにするか、そこはプロポーザルの提案になりますので、御承知いただければと思います。

○議長（野田省一君） 吉田課長。

○企画町民課長（吉田直司君） 議員のお話の中で、基本設計には、その絵がなかったというお話と成果品にはなかったというお話。そこから、今、実施設計の今の御説明の答弁の中で補足させていただきます。

当然、エリアデザインの中で、新規に建てる博物館、それから既存の博物館というのはずっと議論されてきております。成果品の中でもどういうふうに活用するかというのは、成果品ではあります。

ただ、その中で、小林先生が任意で会議体をしています魅力化推進会議という中で、小林先生からの案、それから集まった皆様からの案の中で、既存の博物館も何とか活用して、たくさんの方々に海のゾーン、陸のゾーン、これをきちっとみんなに見てもらおうという話から、今回、実施設計の中に既存の博物館も取り入れる。その中では、当然当初の予定の概算額や今回の実施設計の概算額も加味した中、それから魅力化推進会議の中でも先生方が概算額というのもつくっていただいております。それを参考にしながら、この事業には可能性があるということで、今回実施設計の中にも入れております。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） もう時間がありませんので、端的に、最後のこの問題、1件だけお伺いしますけれども、今度のこのIの事業推進に当たって、分割発注という形を取りました。博物館と他の施設との分割発注です。今のように、現博物館の中の、ちゃんとやりますということが、私はそこは大事だと思っています。そうすると、事業費等々の関係というのは出てくるんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺の検討というのは今後の検討になるんだろうと思いますが、そこら辺の考え方を伺っておきたいなど。それらについては、当然、これからの我々議会のほうにも報告されるということによろしいのか、確認をさせていただきたい。

○議長（野田省一君） 本間参事。

○総合政策課参事（本間 彰君） 予算の増額は特に考えておりません。今の予算の中で、新設博物館の建設と今、現博物館の改築を含めた形で想定しております。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 時間がありませんので、これらの問題については、また次回の機会に移したいと思います。

最後になりますが、マイナカードの問題について、どうしても伺わなきゃなりません。

マイナカード、この問題について、全国で多くの人たちが今のままでいいのかという疑問を出して、7割、8割という方がこれに不信を抱いてきているということが、連日のように報道されてきました。

そういう中で、今、一番問題になっているのは保険証の問題です。これもひもづけしたいという形になっているわけですが、特にこれをやると、高齢者や障害者、なかなか移動ができないという人たちにとっては、これは保険証を奪われたり、あるいは医療機関へ行く機会を奪われるような事態を招きかねません。ここは、そういう団体を含めて、今非常に不安視されているところでございます。

その点で、我が町としてこういう方たちが我が町の中でどのぐらいおられるというふうにつかんでおられるのか、あるいは、我が町としてこれらのことがこのまま推移していった場合にはどう対応しようとしているのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 佐々木課長。

○町民生活課長（佐々木義弘君） 令和6年度秋、来年秋の健康保険証廃止後、マイナ保険証によりオンラインの資格確認を受けることができない方につきましては、保険者が交付する資格確認書により確認をいたします。

資格確認書につきましては、原則、本人の申請に基づき交付されるものでございますけれども、要介護高齢者等、配慮の必要な方につきましては、当面の間、本人の申請によらなくても保険者が交付するといった運用になるものでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

[11番 北村 修議員 登壇]

○11番（北村 修君） 今、言われたような流れなんですね。

だけれども、これがどうなっていくのか。本人が申請しないと資格確認書を得られないぞという場合もあるかもしれない。そうじゃなくて、今の流れ、巷間言われているのには、本人が申請しなくても資格確認書をやるというふうになると。そうなれば、今の保険証をそのまま継続するのと同じことになるわけでしょう。そうじゃないですか。だとしたら、何も新たな資格証というのはつくる必要ないんじゃないかと思うんですが、その点含めて、もう一度お伺いしたいというのと、私は町長にお願いしたいのは、やっぱりこういうふうな問題、今、知事会なり、そういう首長団体でも、これらについてはいろんな要望もされておる。そういうところに、やっぱり保険証を残していくと、そういうふうにして当面はやるべきだということを町長からも強く求めていく、そういうふうになりたいというふうに思うんですが、改めてお伺いします。

○議長（野田省一君） 佐々木課長。

○町民生活課長（佐々木義弘君） 来年度以降の切替えに関しましては、様々な考え方あるのかと思いますけれども、現場窓口を預かる者として、被保険者の方々が不利益を生じないというようなことに関しまして、今後、国からの通知等が来るとは思いますけれども、その辺を注視しながら、北海道と連携をしながら保健所業務を適切に進めていきたいというふうに考えております。

また、切替えに関しましても、こういった通知を基に、今の現状でいけば来年秋ということになっておりますけれども、万全を期してスムーズな切替えに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） マイナンバーの関係でございますけれども、この間の事件等々、これはあってはならないこと、そして今のトラブルに対して、こういうことは決して起きてはほしくないという強く、まず願うものでございます。

しかし、時代の大きな転換期を迎えた中で、真に行政サービスの効率だとか、あるいは住民の利便性の向上、こういったところを図る上で、カードの導入の本来の目的、そしてカードが果たす役割、こういったメリットの周知を、やっぱり国として、国全体で丁寧に浸透させ、普及向上の取組が必要と考えているところでもございます。

繰り返しますけれども、次代につないでいく制度として、国としてこれまで以上により丁寧にしっかりとリードしていただいて、国民生活がよりよい形になるよう制度の充実を強く願うものでございます。

○議長（野田省一君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） カードの問題でるる言われました。

しかし、実際にですよ、今、寝たきりになっている方、あるいは、この間もありましたけれども、独り暮らしで倒れてしまったら、保険証なら探せるけれども、マイナンバーになったら探されませんよ。こういうような事態が出てくるということを私たちは想定しなければなりません。多くの皆さんがそこを心配しているんです。やっぱり人のそれぞれの命に関わる問題になるわけですから、私はそうした立場として、私はこのマイナンバーカードつくるのが悪いというんじゃないんですよ。だけれども、日本のように何でもかんでも、資産から何からまでひもづけする……

○議長（野田省一君） 北村議員に申し上げます。

○11番（北村 修君） あの事態は許されない……

○議長（野田省一君） 北村議員に申し上げます。

○11番（北村 修君） 終わりますが、そういうような立場で……

○議長（野田省一君） もう一度申し上げます。30分越しておりますので、規則に従ってください。

◎散会の宣告

○議長（野田省一君） これで、一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

なお、明日の開会時間は午前10時とします。

御苦労さまでした。

散会 午後 5時46分

令和5年第3回むかわ町議会定例会

議事日程（第2号）

令和5年9月15日（金）午前10時開議

町長提出事件

- 第 1 報告第 8号 放棄した債権の報告に関する件
- 第 2 報告第 9号 令和4年度むかわ町健全化判断比率等に関する件
- 第 3 報告第10号 専決処分報告に関する件
(損害賠償の額の決定に関する件)
- 第 4 認定第 1号 令和4年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件
- 第 5 認定第 2号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第 6 認定第 3号 令和4年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第 7 認定第 4号 令和4年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第 8 認定第 5号 令和4年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件
- 第 9 認定第 6号 令和4年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件
- 第10 認定第 7号 令和4年度むかわ町病院事業会計資本金の減少及び決算に関する件
- 第11 諸般の報告
- 第12 議案第41号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する件
- 第13 議案第42号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第14 議案第43号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）
- 第15 議案第44号 令和5年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第45号 令和5年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第46号 令和5年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）

議員等提出事件

- 第18 発議第 2号 復興拠点施設等整備事業I調査特別委員会の設置に関する件
- 第19 諸般の報告
- 第20 意見書案第 8号 現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）
- 第21 意見書案第 9号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策

の充実・強化を求める意見書（案）

第22 意見書案第10号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）

第23 意見書案第11号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

第24 意見書案第12号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）

第25 所管事務等調査報告の件

（総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会）

第26 閉会中の特定事件等調査の件

（総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会）

（議会運営委員会及び議会広報委員会）

第27 議員の派遣に関する件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番	栗原健一	議員	2番	伊藤恵美	議員
3番	古内みゆき	議員	4番	奥野恵美子	議員
5番	東千吉	議員	6番	佐藤守	議員
7番	中島勲	議員	8番	大松紀美子	議員
9番	三上純一	議員	10番	小坂利政	議員
11番	北村修	議員	12番	津川篤	議員
13番	野田省一	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	成田忠則
支所長	藤江伸	会計管理者	八木敏彦

総務財政課長	石川英毅	総務財政課参事	柴田巨樹
総務財政課主幹	三上祐	情報防災対策室長	梅津晶
総合政策課長	栃丸直士	総合政策課参事	本間彰
町民生活課長	佐々木義弘	町民生活課主幹	小坂僚介
町民生活課主幹	横山貴仁	町民生活課主幹	松本和香
保健介護課長	菅原光博	保健介護課参事	今井喜代子
保健介護課主幹	高橋佳香	保健介護課主幹	加藤こずえ
福祉・子育て課長	熊谷伸一	福祉・子育て課主幹	谷川功一
農林水産課長	酒巻宏臣	農林水産課参事	高木龍一郎
農林水産課参事	藤野真稔	農林水産課主幹	飛岡雅幸
農林水産課主幹	宮村敦嗣	経済建設課長	大塚治樹
経済建設課参事	江後秀也	経済建設課参事	菊池功
経済建設課主幹	佐藤琢	経済建設課主幹	西村和将
企画町民課長	吉田直司	企画町民課主幹	伏木允一
企画町民課主幹	矢野優子	経済戦略室長	藤田浩樹
経済戦略室主幹	櫻井和彦	経済戦略室主幹	太田耕司
国民健康保険穂別診療所事務長	長谷山一樹	教育長	長谷川孝雄
生涯学習課長	西幸宏	生涯学習課主幹	澤田健
生涯学習課主幹	松本洋	生涯学習課主幹	山木美幸

選挙管理委員会
会事務局長

石川英毅

農業委員会
事務局局長

東和博

農業委員会
支局長

宮村敦嗣

監査委員

数矢伸二

事務局職員出席者

事務局長

今井巧

主査

酒巻早苗

◎開議の宣告

○議長（野田省一君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

また、室内の気温が上昇しておりますので、上着の着用は自由とします。

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（野田省一君） 日程第1、報告第8号 放棄した債権の報告に関する件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

三上総務財政主幹。

[三上 祐総務財政課主幹 登壇]

○総務財政課主幹（三上 祐君） 報告第8号 放棄した債権の報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

本報告につきましては、回収が困難な私債権の事案につきまして、町債権管理条例及び債権管理マニュアル、さらには庁内債権管理対策会議において、各債権を所管する担当課との情報交換や対応連携により債権回収に努めてきたものの、生活困窮や転出などの理由により回収が見込まれないため、最終的に債権管理対策会議に付議し、令和4年度において債権放棄が妥当と判断され、むかわ町債権管理に関する条例第6条の規定により債権の放棄を決定した内容につきまして、同条例第7条の規定に基づき議会へ報告するものでございます。

議案書2ページをお開き願います。

債権の名称ごとに一覧となっておりまして、債権放棄した事由につきましては、債権者死亡、相続人相続放棄、消滅時効完成、自己破産による免責により放棄したものでございまして、一般会計公営住宅使用料が3名、11万8,800円、事業補助金に係る返還が1名、246万

9,096円、国民健康保険特別会計直診勘定診療収入が1名、1万6,599円、上水道事業会計水道料金が2名、15万4,132円、4つの債権の合計で7名、275万8,627円となったところでございます。

以上で報告第8号の説明を終わらせていただきます。

○議長（野田省一君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 2番目の事業補助金に係る返還とあるんですけども、事業補助金ですから、とても残念な気持ちでいるんです、自己破産による免責ということもあって。お知らせしていただける範囲で、この具体的内容について伺います。

○議長（野田省一君） 飛岡農林水産課主幹。

○農林水産課主幹（飛岡雅幸君） 私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

この246万9,096円の事業補助金の返還の部分ですけども、農業の新規就農者に係る補助金でございます。残念ながら、途中で事業の経営悪化によりまして、離農をせざるを得ない状況になった方、この方が就農当初に初期投資として経営体育成支援事業、国の補助事業の間接補助事業ですけども、その部分と、町の単独事業であります新規就農定着促進事業の部分につきまして補助をしていた部分ですけども、離農によりまして回収できなかった部分ですね。この部分が今回、債権放棄ということで出させていただいた部分でございます。

以上です。

○議長（野田省一君） そのほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告第8号 放棄した債権の報告に関する件は報告済みといたします。

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（野田省一君） 日程第2、報告第9号 令和4年度むかわ町健全化判断比率等に関する件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 報告第9号 令和4年度むかわ町健全化判断比率等に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に基づき、令和4年度決算に基づくむかわ町健全化判断比率等につきまして監査委員の意見を付して報告するものがございます。

初めに、健全化判断比率につきまして御説明申し上げます。

令和4年度の一般会計の実質赤字比率、また特別会計、公営企業会計と合わせました連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字決算となっておりますことから、赤字比率につきましては算定されてございません。

次に、実質公債費比率につきましては、令和2年度決算から令和4年度決算までに算出された3か年平均数値でございまして、前年度から0.6ポイント減少し、8.7%となったところでございます。令和4年度の単年度比率につきましては、普通交付税等の減少により増加となりましたが、令和元年度決算における単年度比率より下回ったことから、実質公債費比率としては減少したものでございます。

次に、将来負担比率につきましてでございます。

令和3年度から2.3ポイント減少し、14.4%となったところでございます。比率減少の要因といたしましては、地方債現在高は増加しておりますが、一部事務組合に対する負担見込額は減少し、さらに各種基金の積立額の増加などにより、将来負担額は減少する一方で、充当可能財源が増加したことによるものでございます。

次に、2の資金不足比率でございますが、各公営企業会計のいずれも一般会計からの繰入れ等により収支バランスを保っておりますので、資金不足は生じてございません。

なお、健全化判断比率の状況といたしましては、別冊の各会計決算書に資料としてとじ込んでございます。後ほど御参照くださいますようお願い申し上げます。

以上で報告第9号の説明を終わらせていただきます。

○議長（野田省一君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告第9号 令和4年度むかわ町健全化判断比率等に関する件は報告済みといたします。

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（野田省一君） 日程第3、報告第10号 専決処分報告に関する件（損害賠償の額の決定に関する件）を議題といたします。

本件について報告を求めます。

梅津情報防災対策室長。

〔梅津 晶情報防災対策室長 登壇〕

○情報防災対策室長（梅津 晶君） 報告第10号 専決処分報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案集5ページをお開き願います。

本件は、損害賠償の額の決定に関する件につきまして、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

損害賠償の額は58万4,483円、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。

経過の概要につきましては、令和5年7月3日、町内末広1丁目の町営住宅敷地内において、本町職員が運転する公用車が後進中、駐車中の相手方自動車に衝突し相手方の自動車に損傷を与えたものでございます。

町側の過失割合は100%で、令和5年8月15日に示談が成立したことから、地方自治法第180条第1項及び平成18年5月9日議決のむかわ町長の専決処分事項の指定について第2号の規定により同日付で専決処分したものでございます。

以上、報告第10号の説明を終わります。

○議長（野田省一君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告第10号 専決処分報告に関する件は報告済みといたします。

◎認定第1号から認定第7号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（野田省一君） 日程第4、認定第1号 令和4年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から日程第10、認定第7号 令和4年度むかわ町病院事業会計資本金の減少及び決算に関する件までの7件を一括議題といたします。

認定第1号から認定第7号までの7件について、提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 認定第1号 令和4年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から、認定第7号 令和4年度むかわ町病院事業会計資本金の減少及び決算に関する件までを一括して御説明申し上げます。

議案書7ページ、認定第1号 令和4年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から議案書13ページ、認定第4号 令和4年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度の各会計の歳入歳出決算及び監査委員の意見並びに主要な施策の成果を説明する書類及び地方自治法施行令第166条第2項に規定する歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書につきまして認定に付するものでございます。

議案書15ページ、認定第5号 令和4年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件から議案書19ページ、認定第7号 令和4年度むかわ町病院事業会計資本金の減少及び決算に関する件までにつきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度の各事業会計の決算及び監査委員の意見並びに事業報告及び地方公営企業法施行令第23条に規定する書類につきまして認定に付するものでございます。

説明につきましては、別に配付のファイルにとじ込みしております各会計決算書類により御説明申し上げます。

まず、認定第1号から認定第4号までにつきまして、令和4年度むかわ町各会計決算の概要により御説明申し上げます。

インデックスで決算概要と貼付けしてございます概要書の1ページをお開き願います。

一般会計及び3特別会計における決算の収支状況の総括表でございます。

説明につきましては、歳入歳出決算総額、形式収支、実質収支のみの説明とさせていただきますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

なお、説明の中で金額を申し上げます一般会計、国民健康保険特別会計事業勘定、介護保

除特別会計における基金の繰入額などを記載した各会計の実質収支に関する調書につきましては、各決算書の最終ページに掲載してございますので、後ほど御確認いただきますようお願い申し上げます。

最初は一般会計でございます。

歳入は100億7,264万8,901円、歳出は97億9,969万692円で、歳入歳出の差引きの形式収支では2億7,295万8,209円となり、このうち繰越明許事業として令和5年度に執行する予算に必要となる一般財源2,412万1,000円を差し引き、実質収支につきましては2億4,883万7,209円となりまして、ここから財政調整基金へ1億3,000万円の積立てを行い、実質繰越額を1億1,883万7,209円としたところでございます。

次に、国民健康保険特別会計でございます。

保険事業勘定におきましては、歳入11億6,780万9,124円、歳出11億6,016万8,980円で、形式収支及び実質収支はともに764万144円となっております。このうち事業基金へ400万円の積立てを行い、実質繰越額を364万144円としたところでございます。

直診勘定におきましては、歳入3億7,906万5,491円、歳出3億7,680万7,673円で、形式収支及び実質収支はともに225万7,818円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計は、歳入1億5,436万9,236円、歳出1億5,351万5,936円で、形式収支及び実質収支ともに85万3,300円となっております。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入8億9,397万7,820円、歳出8億7,816万4,382円で、形式収支及び実質収支ともに1,581万3,438円となっております。このうち給付費準備基金へ110万円の積立てを行い、実質繰越額を1,471万3,438円としたところでございます。

一般会計と3特別会計の合計の決算額は、歳入126億6,787万572円に対し、歳出123億6,834万7,663円で、形式収支は2億9,952万2,909円、翌年度へ繰り越すべき財源2,412万1,000円を差し引いた2億7,540万1,909円が実質収支となったところでございます。

概要書の2ページから7ページにつきましては各会計における款別の決算状況となっております。歳入につきましては、最終予算額及び調定額に対する収入済額、この後御説明申し上げます不納欠損額及び過誤納金還付未済額、収入未済額など、歳出につきましては、最終決算額に対する支出済額、翌年度繰越額、不用額等を記載してございます。説明は省略させていただきますが、各会計各款等に係る主な執行内容及び増減理由等につきましては、各決算書と併せて提出してございます監査委員からの意見書に記載の内容で御確認いただき

たく存じますので、御了承願います。

次に、8ページをお開きいただき、不納欠損処分の内訳でございます。

令和4年度において、むかわ町債権管理に関する条例に基づき放棄した私債権につきましては、報告第8号で御説明申し上げましたが、地方税法に基づいて不納欠損処分をした町税、国民健康保険税、下水道使用料の放棄した債権につきましても、それぞれを区分し記載してございます。

なお、債権区分につきましては、公法上の原因に基づいて発生する債権を公債権として「公」、私法上の原因に基づいて発生する債権を私債権として「私」と区分して表記してございます。

令和4年度不納欠損処分につきましては、一般会計では前年度から432万1,337円増加の848万8,921円となっておりまして、消滅時効完成などにより町税及び公営住宅使用料並びに諸収入で処分しており、その内訳は記載のとおり、町税全体で242万1,556円増加の464万3,625円、町営住宅使用料で182万6,715円減少の11万8,800円、諸収入では372万6,496円となっております。

国民健康保険特別会計につきましては、事業勘定の国民健康保険税で前年度から329万3,337円減少の231万9,578円、諸収入で18万9,902円、直診勘定の診療報酬で1万6,599円の不納欠損処分を行っております。

なお、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計につきましては、令和4年度に不能欠損処分を行った債権はございません。

次に、参考として記載してございます公営企業会計につきましては、上水道事業会計は給水収益でございます水道料金で15万4,132円、下水道事業会計は下水道使用料で8万3,675円の不納欠損処分を行っております。

次に、9ページ上段、過誤納金還付未済額の内訳につきまして御説明申し上げます。

一般会計につきましては、町税全体で60万5,520円、使用料及び手数料で2,750円、合わせて60万8,270円の還付未済が生じてございます。

国民健康保険特別会計につきましては、保険事業勘定の国民健康保険税で6万5,400円の還付未済が生じており、直診勘定につきましては生じてございません。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては16万2,940円、介護保険特別会計につきましては12万7,410円の還付未済が生じてございます。

次に、9ページ下段から11ページまでの各会計の収入未済額の内訳につきまして御説明申

上げます。

一般会計につきましては、町税全体で前年度から602万8,532円減少の6,748万5,778円、分担金及び負担金では前年度から4万3,768円増加の全体で96万4,051円、10ページにお移りいただきまして、使用料及び手数料につきましては、公営住宅使用料等が全体的に減少したことにより1,438万9,498円、諸収入は5,836万4,150円、一般会計合計では前年度から1,104万5,473円減少の1億4,120万3,477円となったところでございます。

国民健康保険特別会計の収入未済額につきましては、事業勘定で前年度から233万6,578円減少の8,435万3,056円、直診勘定で前年度から6万2,541円増加の12万6,052円となったところでございます。

次に、11ページ、後期高齢者医療特別会計につきましては、前年度から19万951円増加の225万2,247円、介護保険特別会計につきましては、前年度から52万1,931円増加の687万5,029円となったところでございます。

なお、参考として記載してございます公営企業会計につきましては、普通会計とは異なり出納整理期間がないことから、2月分及び3月分に係る料金の納期限が翌年度となりますことから、現年度未収が大きくなってございます。

12ページをお開きいただき、地方債借入別現在高の状況でございます。

なお、表記の単位は千円単位となっておりますので、御留意いただきますようお願いいたします。

一般会計債につきましては、発行額11億6,541万8,000円に対し、償還額が10億6,918万9,000円であったことから、年度末現在高は9,622万9,000円増加の97億6,929万2,000円、国民健康保険特別会計債の直診勘定は新たな発行はなく、537万9,000円減少の1,481万9,000円となったところでございます。

また、参考として記載してございます各公営企業会計債につきましては、上水道事業会計債は前年度から増加の5億7,123万6,000円、下水道事業会計債は前年度から減額の14億3,818万1,000円、病院事業会計債は前年度から増加の8億7,681万円となっております。

同じく12ページ下段の表は、債務負担行為額の状況でございます。

債務負担行為額は一般会計のみであり、令和4年度は新たに債務負担行為を設定した事業はございませんので、6,383万6,000円と減少してございます。

次に、13ページ、基金積立金の状況でございます。

本町の基金は、年度間の財源不均衡を調整するための財政調整基金、将来の町債の償還や

年度による町債発行の抑制を図るための減債基金、令和4年度に新たに創設した子育て応援基金を含めた20の特定目的基金のほか、2の特別会計における事業用の基金がございます。

財政調整基金は、令和3年度決算剰余金の1億3,000万円のほか、利子を含め総額1億3,181万7,959円を積み立て、政策的事業の実施や収支状況等によりまして2億2,458万円を取り崩したことから、前年度から9,276万2,041円減少の11億9,174万1,617円に、減債基金は、利子分の96万7,212円を積み立て7億5,739万9,636円となったところでございます。

次に、20の特定目的基金につきましては、総額で39億7,436万2,577円となっておりまして、前年度から2億2,048万5,812円の増加となっております。

なお、各特定目的基金におきます主な活用事業についてでございますが、穂別地区インターネット接続サービス終了に伴う高度無線環境整備支援といたしまして②の情報通信施設営繕基金を78万円、ほたて稚貝放流事業で活用するため⑥の水産業振興基金を539万5,000円、公営塾の運営及び大学等進学助成事業で活用するため⑬の鈴木章記念事業推進基金を1,246万8,640円、ししゃもふ化場の管理運営経費として⑰のししゃもふ化場推進基金を672万598円など、合わせて9つの基金で総額6,389万122円を取り崩す一方で、原資の積立てにあっては、一般寄附金及びふるさと納税の寄附者の御意向に伴い積立てするとともに、後年度以降の各種事業執行等を鑑み、10の基金に原資として合計2億7,957万7,336円、全ての基金利子として合計479万8,598円の積立てをしてございます。

一般会計の基金の合計額につきましては59億2,350万3,830円で、前年度から1億2,869万983円増加しているところでございます。

また、特別会計分につきましては、国民健康保険事業基金で令和3年度決算剰余金から原資140万円、利子6万9,019円を積立てを行い、年度末で5,404万5,839円、介護保険準備基金で令和3年度決算剰余金から原資600万円、利子15万4,192円の積立てを行い、年度末で1億2,074万4,532円となっております。

これらの全ての基金の合計額につきましては、前年度から1億3,631万4,194円増加して60億9,829万4,201円となっております。

次に、右の主要財務指標について御説明申し上げます。

まず、標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の総量を表す標準財政規模につきましては、町税が増加したものの、普通交付税及び臨時財政対策債の減少により、前年度から1億2,401万8,000円減少の54億6,060万円、経常収支比率につきましては、先ほど申し上げました標準財政規模の減に伴う経常的収入の減少と、燃油や物価高騰の影響等によりまして

経常的支出の増加に伴い、1.1%増加の89.1%となっております。

財政力指数及び公債費負担比率につきましては記載のとおりでございます。積立金現在高から債務負担行為額につきましては、前段に説明申し上げましたので省略させていただき、下段、町税の徴収率につきましては、現年度分は前年度から0.3%上昇の99.4%、滞納繰越分を含む全体の徴収率につきましても、0.4%上昇の93.9%となったところでございます。

資料14ページ目には、令和4年度地方消費税交付金2億758万1,000円のうち社会保障財源化分として交付された1億1,249万8,000円の使途につきまして、総務省からの技術的助言に基づき記載してございます。

巻末15ページにつきましては、令和4年度の決算状況を一覧に、その次に国民健康保険特別会計直診勘定は企業会計ではございませんが、診療所の経営状況と損益計算書の様式資料を作成し添付してございますので、後ほど目通しいたいただきますようお願い申し上げます。

以上で認定第1号から認定第4号までの説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第5号 令和4年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件につきまして御説明申し上げます。

インデックスで上水道と付してございます上水道事業決算書の7ページをお開き願います。

この諸表は、水道事業及び簡易水道等事業を合算いたしました損益計算書でございます。表の中ほど右側に記載してございます営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は9,436万6,463円となっております。その下の営業外収益と営業外費用の収支を加えた経常利益では1,514万5,666円の黒字となったものでございます。

当該年度純利益は同額で、この金額に前年度繰越利益剰余金を合わせた1億6,150万9,962円を令和4年度未処分利益剰余金として計上したところでございます。

次に、10ページをお開き願います。

ページ下段のむかわ町上水道事業剰余金処分計算書の表でございます。

ただいま御説明申し上げました当該年度未処分利益剰余金のうち、自己資金に1,780万円を組み入れ、また、減債積立金に16万円、利益積立金に59万8,000円、合わせて75万8,000円を積み立て、これらを翌年度繰越利益剰余金として1億4,295万1,962円計上したものでございます。

次に、24ページをお開き願います。

24ページ下段（2）企業債の概況でございます。

簡易水道事業につきましては令和4年度3,911万4,156円を償還し、建設改良事業債として

1億5,530万円を新たに借入れたことにより、年度末残高は5億7,123万5,634円となったところでございます。

以上で認定第5号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第6号 令和4年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件につきまして御説明申し上げます。

インデックス下水道とつけてございます下水道事業決算書の7ページをお開き願います。

この諸表は、公共下水道事業及び農業集落排水事業を合算いたしました損益計算書でございます。表の中ほど右側に記載してございます営業収益から営業費用を差し引きました営業損失は2億5,167万9,812円となっておりますが、その下の営業外収益と営業外費用の収支を加えた経常利益では310万7,609円の黒字となったものでございます。

この金額に前年度繰越利益剰余金を加え、その他未処分利益剰余金変動額を差し引いた令和4年度未処分利益剰余金は1,158万4,519円となったところでございます。

次に、10ページをお開き願います。

10ページ下段のむかわ町下水道事業剰余金処分計算書の表でございます。

ただいま御説明申し上げました当該年度未処分利益剰余金のうち、減債積立金に15万6,000円を積み立て、1,142万8,519円を翌年度繰越利益剰余金として計上したものでございます。

次に、23ページをお開き願います。

ページ中段、(2)企業債の概況でございます。

公共下水道事業におきましては、令和4年度1億4,350万1,661円を償還し、建設改良事業債を270万円、資本費平準化債を6,450万円、合計6,720万円を新たに借入れたことにより、年度末残高は9億8,700万877円、農業集落排水事業におきましては、令和4年度に5,380万1,368円を償還し、建設改良費を5,990万円、資本費平準化債を2,090万円の合計8,080万円を新たに借入れたことにより、年度末残高は4億5,118万814円となったところでございます。

以上で認定第6号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第7号 令和4年度むかわ町病院事業会計資本金の減少及び決算に関する件でございます。

本件は、地方公営企業法に基づく資本金の減少について議会の議決を求めるもの及び決算の認定を付するものでございます。

インデックス病院とつけてございます病院事業決算書の3ページをお開き願います。

この諸表は損益計算書でございます。表の中ほど右側に記載してございます医業収益から医業費用を差し引いた医業損益は3億2,126万2,061円となっております。これに一般会計からの補助金など医業外収益と医業外費用の収支2億8,286万2円を加算した経常損失は3,840万2,059円となり、この金額に前年度繰越欠損金を加え、その他の未処分利益剰余金変動額を差し引いた3億9,907万7,623円が当該年度未処理欠損金となったところでございます。

次に、5ページをお開きいただき、むかわ町病院事業欠損金処理計算書についてでございますが、先ほど御説明申し上げました未処理欠損金の処理を行うため、地方公営企業法第32条第4項の規定に基づき資本金の減少について議会の議決を求めるものでございまして、減資による未処理欠損金の損失補填を行い、当該年度の繰越欠損金を5,475万4,623円として計上するものでございます。

次に、14ページに記載してございます企業債の状況でございますが、令和4年度に5,858万5,986円を償還し、建設改良費として医療機器の更新に1億6,320万円を新たに借入れたことにより、年度末残高は8億7,680万9,663円となったところでございます。

なお、病院事業につきましては指定管理者により事業運営をしていることから、15ページ以降につきましては事業報告書となっておりますので、後ほどお目通しくさせていただきますようお願い申し上げます。

以上で認定第1号から認定第7号まで一括して御説明申し上げました。よろしく御審議、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 説明が終わりました。

代表監査委員から報告はありませんか。

○監査委員（数矢伸二君） 令和4年度におきます、むかわ町各会計決算審査と基金運用状況の審査、上下水道事業会計決算審査、病院事業会計決算審査につきまして、企業会計は7月5日、一般会計及び特別会計は7月24日から7月27日までの4日間におきまして、議選からの三上監査委員と共に決算審査を実施させていただきました。

この決算審査に当たりましては、職員の皆様に事前の資料提供、当日の追加資料提供のお願いに御協力いただきましたことに対しまして、この場をお借りして感謝とお礼を申し上げます。

また、財政健全化判断比率の状況等につきましては8月25日に説明を受け、審査し適正と認めております。

さらに、8月29日には町長、副町長、教育長にも御出席いただきまして、今回提出してお

ります監査の意見書を基に、決算審査の講評を実施させていただいております。

今回、配付させていただいております意見書に追加事項はございませんが、これ以降、議員皆様の特別委員会に付託することになると思います。その中で、御審議、精査していただきますようお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） これから質疑を行います。

なお、ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までの7件につきましては、9月8日開催の第7回議会運営委員会において協議の結果、議長と監査委員を除く全議員で構成する令和4年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることで協議が調っておりますので、そのように取り運びたいと思います。

したがって、本会議における質疑は大体論にとどめますよう御配慮を願います。

質疑の順番は、認定番号順といたします。

まず、認定第1号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、認定第1号についての質疑を終わります。

次に、認定第2号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、認定第2号についての質疑を終わります。

次に、認定第3号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、認定第3号についての質疑を終わります。

次に、認定第4号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、認定第4号についての質疑を終わります。

次に、認定第5号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、認定第5号についての質疑を終わります。

次に、認定第6号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、認定第6号についての質疑を終わります。

次に、認定第7号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、認定第7号について質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号から認定第7号までの7件については、9月8日開催の第7回議会運営委員会において協議したとおり、議長、監査委員を除く全議員で構成する令和4年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号までの7件については、議長、監査委員を除く全議員で構成する令和4年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ただいま選任されました令和4年度むかわ町各会計決算審査特別委員会の委員に申し上げます。委員会条例第10条の規定により、委員長を互選するための委員会を招集いたしますので、休憩中に委員会を開催いたします。

しばらく休憩いたします。

再開は11時20分とします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時20分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（野田省一君） 日程第11、諸般の報告を行います。

休憩中に開催されました令和4年度むかわ町各会計決算審査特別委員会において委員長及

び副委員長の互選が行われ、委員長に大松紀美子委員、副委員長に古内みゆき委員が互選されましたので、議会の運営に関する基準第107条の規定により報告をいたします。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第12、議案第41号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に
関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

柴田総務財政課参事。

〔柴田巨樹総務財政課参事 登壇〕

○総務財政課参事（柴田巨樹君） 議案第41号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に
関する件につきまして提案内容を御説明申し上げます。

議案書21ページをお開き願います。

説明の都合上、別冊配付してございます議案説明資料により御説明させていただきます。

議案説明資料1ページ、新旧対照表を御覧願います。

本件は、北海道市町村職員退職手当組合に新たに団体が加入することに伴い、規約の一部
を変更する必要が生じたことから、地方自治法の規定に基づく当該組合からの協議により議
会の議決を求めるものでございます。

変更の内容につきましては、別表（2）一部事務組合及び広域連合の表、後志管内の項中、
南部後志衛生施設組合の次に新たに加入します後志広域連合を追加するものでございます。

議案書22ページをお開き願います。

ただいま変更内容を御説明申し上げました附則といたしまして、この規約は地方自治法第
286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、議案第41号の提案内容を御説明申し上げました。よろしく御審議、御決定賜ります
ようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第41号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第13、議案第42号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

江後経済建設課参事。

〔江後秀也経済建設課参事 登壇〕

○経済建設課参事（江後秀也君） 議案第42号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書23ページをお開き願います。

本条例は、都市計画用途地域図の修正に伴い、新たに2,500分の1用途地域図の交付項目の追加に伴い、所要の改正を行うものでございます。

これまで縮尺1万分の1の全体図のみとしておりましたが、新たに詳細な図面として縮尺2,500分の1の用途地域を5分割した図面を作成し、その交付手数料の追加に係る改正を行おうとするものです。改正内容につきましては、別途お配りしております議案説明資料3ページ、議案第42号資料新旧対照表を御覧願います。

別表第2条関係において、29号地図等の交付に関するものの中、6号を7号とし、3号から5号まで1号ずつ繰り下げ、2号の次に3号として今回の都市計画用途地域図2,500分の1交付、1枚につき1,000円を加えるものです。

議案書23ページにお戻り願います。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上、提案理由の説明を終わります。御審議、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第42号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を採決いたします。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号から議案第46号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第14、議案第43号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）から日程第17、議案第46号 令和5年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）までの4件を一括議題といたします。

議案第43号から議案第46号までの4件について、提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 議案第43号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）から議案第46号 令和5年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）までの4件を一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第43号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明申し上げます。

議案書は25ページをお開き願います。

本補正につきましては、町長施政方針、執行方針に基づく政策的な事業、そのほか各種事務事業の推進に必要な経費を追加するものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出の総額に1億45万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ96億8,271万9,000円とするものでございます。

補正した款項及び補正後の金額は、議案書26ページから28ページの第1表歳入歳出予算補正となっております。

続きまして、第2条につきましては、議案書29ページ、第2表地方債の補正の件でございます。本補正に係る地方債対象事業費の変更に伴う特定財源として、1事業において限度額を変更するものでございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書5ページの歳出から御説明申し上げます。

なお、追加する歳出の各事務事業に伴い、特定財源として歳入の追加があるものにつきましては、歳入も併せて御説明いたしますので、説明資料が行き来しますことをあらかじめ御了承くださいますようお願い申し上げます。

2款1項5目、181番、胆振東部地震対策基金積立金の10万円の追加につきましては、歳入における寄附金の採納がありましたことから、後年度以降に寄附者の御意向に沿う事業で活用するため、原資積立金として追加するものでございます。

なお、寄附金につきましては、予算説明書3ページ下段から4ページ上段の歳入17款1項1目一般寄附金でありまして、7月20日に一般社団法人伝筆協会様から、むかわ町まちなか再生事業などで活用のために寄附の申出があり、10万円を採納しましたことを御報告申し上げます。

予算説明書5ページにお戻りいただき、9目、250番、企画一般事務の30万円の追加につきましては、東胆振定住自立圏である1市4町が共同で実施する事業として、道南バスが本年12月1日から苫小牧市内運行路線バスにおける運行運賃の値上げ予定に伴い、子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、同市内へ通学する町内在住の高校生等へバスの定期代値上げ分の2分の1を支援するため追加するものでございます。

次に、267番、官民連携推進事業の187万4,000円の追加につきましては、別に配付してご
ざいます議案説明資料5ページ、官民連携推進事業の概要により御説明申し上げます。

本事業は、本年8月に改正いたしました行政組織機構に伴う新規事業でございます。

1の事業目的ですが、本町の社会的課題及び地域的課題が顕在化している中、複雑、多様
化する課題を解決するためには、民間の有する知恵やノウハウを取り入れながら官民一体と
なって各種主要施策の推進に取り組む必要があり、そのための主な取組として、2で記載の
とおり継続的な取組に加え、より官民の連携を推進していくため、企業版ふるさと納税の向
上に向けた民間企業へのトップセールス及び包括連携協定等を生かした協働事業の実施など
に取り組むものでございます。

予算説明書5ページ下段、274番、恐竜プロジェクト事業につきましては、企業版ふるさと
納税で採納した100万円を活用するため、財源振替をするものでございます。

なお、企業版ふるさと納税で採納した寄附金につきましては、予算説明書3ページから4
ページの歳入17款1項1目指定寄附金でありまして、本年8月14日付でむかわファンを増や
し、賑わいと活力を創る事業に申出があり、追加するものでございます。

なお、寄附申出者の御意向により、住所及び企業名につきましては非公表でありますこと
を申し添えます。

予算説明書5ページから6ページ、291番、新型コロナウイルス感染症対策事業につつま
しては、別に配付してございます議案説明資料6ページ、地方創生臨時交付金事業の概要に
より御説明申し上げます。

本事業は、歳入②に記載のエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や
事業者に対し、支援する事業として実施する推奨事業メニュー分の交付金を活用し、議案説
明資料8ページのNo. 7、肥料価格高騰緊急対策事業として、引き続き高騰する肥料価格
に対し高騰分の一部を支援することにより、営農意欲の継続と農業経営の安定に資するこ
とを目的に肥料1トン当たりの助成額を定め2,250万円を追加、次にNo. 8、物価高騰等対
策林業支援事業として、町内の林業事業者における物価や原油価格高騰による影響を緩和し、
事業継続に向けた支援を行うもので、事業体及び経営体に対して定額での交付を予定し172
万円を追加するものでございます。

ただいま御説明申し上げました2事業の総額は2,422万円、各事業に対する臨時交付金の
充当予定額につきましては1,840万8,000円となっております。

予算説明書6ページに記載してございます2事業に係る予算内訳につきましては、全額18

節新型コロナ補助金として追加するもので、財源につきましては予算説明書 3 ページ、歳入 14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として追加するものでございます。

予算説明書 6 ページにお戻りいただき、14 目、410 番、四季の館管理運営事務につきましては、本年度も緊急的に対応が必要な修繕が多数発生しており執行残額が減少していることから、今後の発生時に対応するため追加するものでございます。

3 款 1 項 1 目、590 番、社会福祉一般事務につきましては、本年度の高齢者等冬の生活支援事業、福祉灯油事業を燃料価格高騰が続く中、1 世帯当たり上限 1 万 4,000 円、予定申請世帯を 140 世帯と見込み 196 万円を追加するものでございまして、財源につきましては、予算説明書 3 ページ、歳入、民生費道補助金、地域づくり総合交付金 50 万円を追加してございます。

予算説明書 6 ページ中段、640 番、障害者福祉事業につきましては、前年度における障害者自立支援給付費及び障害者医療費の事業実績により、国や北海道に対する償還金として 804 万 9,000 円を追加するものでございます。

次に、660 番の 2、国民健康保険特別会計、直診勘定繰出金につきましては、この後、議案第 44 号で御説明いたします直診勘定補正予算に必要な財源として追加するものでございます。

予算説明書は 6 ページから 7 ページ、5 目、895 番、未熟児養育医療費給付事業につきましては、前年度における未熟児養育医療費負担金等の事業実績により、国に対する償還金として 27 万 9,000 円を追加するものでございます。

2 項 1 目、910 番、児童福祉一般事務につきましては、事業実施年度における障害入所給付費、障害児入所医療費、子ども・子育て支援交付金及び保育士等処遇改善臨時特例交付金の事業実績により、国や北海道に対する償還金として 41 万 4,000 円を追加するものでございます。

次に、917 番、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業の 155 万 4,000 円の追加につきましては、当該年度の給付事業及び前年度事業実績に伴う所要の補正でございます。令和 5 年第 1 回臨時会、議案第 27 号 令和 5 年度一般会計補正予算（第 1 号）で議決いただきました住民税非課税世帯の子ども 1 人当たり 5 万円の給付事業におきまして、令和 5 年度課税状況の確定に伴い、対象児童見込みの増により扶助費として 75 万円を追加、この財源につきましては、全額、国庫支出金で、予算説明書 3 ページの歳入 14 款民生費国庫補助金、子育て世帯生

活支援特別給付金事業費補助金として同額追加してございます。

予算説明書 7 ページにお戻りいただきまして、917番事業の歳出補正額のうち80万4,000円につきましては、前年度実施の給付金支給事業の実績により、国に対する償還金として追加するものでございます。

2目、925番、こども園運営支援事業368万5,000円の追加につきましては、新型コロナウイルス感染症対策等及び前年度事業実績に伴う事業費の補正でございます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、保育対策総合支援事業として、保育所等に対する事業継続支援事業分で各50万円及び保育所等業務効率化推進事業として、ICT化推進対策分、各100万円の計300万円を両地区の認定子ども園に負担金として追加、また、安全対策事業として、送迎バス置き去り防止ブザー設置経費を、ひかり認定子ども園に17万5,000円を負担金として追加するものでございます。

なお、財源につきましては、予算説明書 3 ページ、歳入14款民生費国庫補助金、保育対策総合支援事業費補助金のうち167万5,000円となっております。

予算説明書 7 ページにお戻りいただきまして、925番事業、歳出補正額のうち、前年度の子どものための教育保育給付費負担金事業実績に伴い、国や北海道に対する償還金として51万円を追加するものでございます。

930番、地域保育所管理運営事務の80万円の追加につきましては、925番同様、新型コロナウイルス感染症対策、保育対策総合支援事業として、たんぼぼ保育所、ひまわり保育所、2施設の事業継続支援として需用費80万円を追加するもので、財源につきましては、予算説明書 3 ページ、歳入14款民生費国庫補助金、保育対策総合支援事業費補助金のうち40万円となっております。

予算説明書 7 ページ、4 款衛生費に入らせていただきます。

4 款 2 項 1 目、1070番、環境衛生一般事務の50万円の追加につきましては、スズメバチ駆除経費において発生件数が増加していることから、現在、不足分は予備費を充用し対応してございます。今後もスズメバチの活動が継続して盛んになることが予想されることから、駆除費用を追加するものでございます。

5 款 1 項 2 目、1210番、地域農業推進事業の772万6,000円の追加につきましては、持続的畑作生産体系確立緊急支援として、てん菜から需要の高い作物への転換を促すため、その作物の転換に係る費用を支援する北海道の間接補助272万6,000円を追加及び水田農業緊急対策として転作田から水稻作付を行うため、畦畔の補修や圃場均平を行うための支援に対し、本

年秋以降の施工要望に伴う事業費として交付金を500万円追加するものでございます。

なお、財源につきましては、予算説明書3ページの歳入15款2項4目農業費道補助金、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金で272万6,000円、4ページの18款1項12目農業基盤整備事業基金繰入金で500万円を追加してございます。

予算説明書8ページにお戻りいただき、4目、1300番、穂別ダム管理事務の121万円の追加につきましては、穂別ダムの電気料高騰に伴う管理運営経費の増加により追加するもので、財源につきましては、予算説明書3ページの歳入12款1項2目農業費分担金、基幹水利施設管理事業分担金として14万8,000円及び15款2項4目農業費道補助金、基幹水利管理事業補助金として76万6,000円を追加してございます。

予算説明書8ページから9ページ、2項1目、1351番、私有林等整備促進事業につきましては、今年度の国の森林整備補助事業予算の確定を受け、本町において年度内に必要な事業費を追加するもので、令和5年第2回定例会、議案第33号 令和5年度一般会計補正予算（第2号）で議決いただきましたが、本補正につきましては、天然林の間伐に伴う事業実施面積等の確定により1,147万6,000円を追加するものでございます。

なお、事業に係る財源として、森林環境譲与税を活用することから、1419番、森林環境譲与税基金積立金を減額し充当及び予算説明書の4ページ、歳入18款1項16目森林環境譲与税基金を繰入れするものでございます。

予算説明書9ページにお戻りいただき、1410番、鳥獣対策事業の1,683万円の追加につきましては、別に配付してございます議案説明資料9ページ、有害捕獲エゾシカ適正処分対策事業の概要により御説明申し上げます。

1の事業目的ですが、エゾシカによる農林業被害の軽減に向け、捕獲したエゾシカの個体処理が課題となっていることから、埋設等が困難な冬期間において処理業者へ直接搬入した経費について支援することで、効果的な捕獲活動の推進を図るものでございます。事業概要等につきましては、2以降に記載のとおりでございまして、事業の対象期間を冬期間、1頭当たりの処理料に上限額を定め追加するものでございます。

予算説明書は9ページ、3項1目、1460番、資源管理型漁業推進事業につきましては、ししゃもふ化場における冬期間や融雪期の取水口管理において、泥水等の詰まりの防止策を講じる経費及び沈砂槽において取水量水位の把握や事故防止を講じるための経費など、施設整備工事として348万円を追加するもので、財源につきましては、予算説明書4ページ、歳入21款1項3目水産業強化支援施設整備事業債を追加するものでございます。

次に、予算説明書9ページの1461番、ししゃもふ化場管理運営事務203万円の追加につきましては、取水口内における清掃に係る維持管理及び沈砂槽の清掃を流水をしながら行うために必要となる堰板を整備する施設用備品経費として追加するもので、財源につきましては、予算説明書の4ページ、歳入18款1項14目ししゃもふ化場推進基金を繰入れするものでございます。

予算説明書は9ページから10ページ、8款1項1目、1770番、胆振東部消防組合運営事務の10万円の追加につきましては、胆振東部消防組合消防本部整備事業に伴い、用地確定測量が必要になりましたことから、経費に係る本町分担金として負担金を追加するものでございます。

9款4項5目、970番の1及び970番の2、本庁、総合支所分の放課後子どもセンター管理運営事務につきましては、先ほど御説明申し上げました3款2項児童福祉費同様、新型コロナウイルス感染症対策、保育所等業務効率化推進事業として各50万円を追加し、財源は予算説明書3ページ、歳入14款民生費国庫補助金、保育対策総合支援事業費補助金のうち各25万円となっております。

予算説明書10ページにお戻りいただき、14款1項1目、2530番、予備費の95万円の追加につきましては、緊急的に支出を要するため充用したことから、当初予算額1,000万円に復元するため追加するものでございます。

予備費を充用した内容につきましては、4款、1070番、環境衛生一般事務で御説明申し上げましたスズメバチ駆除件数の増加に伴う必要経費として65万円及びふれあい農園における排水整備の不良により排水管敷設替えに係る必要経費として30万円を充用したものでございます。

続きまして、歳出予算の財源で御説明申し上げていない歳入を御説明いたします。

予算説明書4ページ、18款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、政策的事業及び新型コロナウイルス感染症対策関連事業に係る財源として2,639万6,000円を追加するものでございます。

同じく4ページの、19款1項1目前年度繰越金につきましては、本補正予算における歳入歳出の財源調整として3,155万7,000円を追加するものでございます。

結びに、本補正予算の計上はございませんが、一般寄附の申出に伴う土地の取得につきまして御報告申し上げます。

本年7月24日に、むかわ町□□□丁目□□番地、□□□□様より寄附の申出があり、8月

日付で財産の受託をいたしました。

採納しました土地は、胆振東部消防組合鶴川消防団第1分団の隣接地でございます美幸2丁目71番地及び72番地の計2筆、面積は66.11平方メートルでございます。寄附者からは、消防・防災対策強化のための地域振興としての申出がありましたことから、御意向に鑑み有効に活用を図ってまいります。

以上で議案第43号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第44号 令和5年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

議案書31ページをお開き願います。

本補正につきましては、直診勘定補正予算（第1号）でございまして、診療体制に伴う看護師人材の確保及び施設設備の補修に必要な経費を追加するものでございます。

第1条ですが、直診勘定における既定の歳入歳出の総額に1,545万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ4億6,605万6,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正額の金額は議案書32ページ、直診勘定歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別に配付してございます令和5年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書4ページ、歳出から御説明申し上げます。

1款1項1目診療所施設維持管理費の174万8,000円の追加につきましては、病棟系統のエアコンに係る室外機の経年劣化に伴う不具合により修繕料として追加するものでございます。

続きまして、一般職員給与等費の1,331万1,000円の減額につきましては、穂別診療所看護師の職員採用実績に伴い、看護師を人材派遣により調整するための財源確保として、給料、職員手当等、それぞれ記載する金額を減額するものでございます。

予算説明書は4ページから5ページ、2款1項1目医業費につきましては、看護師職員採用に向けた募集を継続するとともに、看護師採用までの期間においては、人材派遣に頼らなければならない状況であることから必要な費用を追加するもので、看護師人材確保に向けて、職員募集のみならず、人材紹介サービスを利用し看護師職員採用を進めていくため、職員採用に係る紹介手数料として220万円及び現在も活用している派遣看護師に係る人材派遣委託料として2,481万4,000円を追加するものでございます。

続きまして、歳入を御説明申し上げます。

予算説明書3ページをお開き願います。

追加する総額1,545万1,000円に対する財源につきましては、まずは繰越金を全額活用することとし、5款前年度繰越金に225万6,000円、残額は一般会計からの繰入金により財源補填することとし、4款他会計繰入金に1,319万5,000円を追加するものでございます。

以上で議案第44号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第45号 令和5年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

議案書33ページをお開き願います。

本補正につきましては、令和4年度の事業確定に伴う国、北海道支払基金の精算に要する費用を追加するものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出の総額に1,374万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ9億3,004万1,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正後の金額は、議案書34ページ、第1表歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別に配付してございます令和5年度介護保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書4ページ歳出より、3ページの歳入を併せて御説明申し上げます。

歳出、5款1項1目介護負担金等精算返納金につきましては、令和4年度の介護保険給付及び地域支援事業費における事業実績から、国、北海道支払基金に対する負担金などに返還の必要が生じたことから、償還金として1,374万3,000円を追加するもので、財源につきましては、歳入8款前年度繰越金でございます。

以上で議案第45号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第46号 令和5年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

議案書は35ページをお開き願います。

本補正につきましては、水道事業に係る春日浄水場機器更新に関する経費として、給水ポンプの経年劣化に伴う故障による機器更新工事として、建設改良費の追加をするものでございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和5年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書1ページをお開き願います。

資本的支出、建設改良費、施設整備費として執行する費用500万円を追加し、財源につきましては、全額、内部留保資金とするものでございます。

議案書35ページにお戻り願います。

第2条につきましては、資本的支出に不足する補填財源として、留保資金に係る調整を改めるものでございます。

以上で議案第43号から議案第46号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 説明が終わりました。

昼食のため、しばらく休憩いたします。

再開は午後1時30分とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時30分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

質疑の順番は、議案番号順とします。

各会計とも、質疑をされるときはページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

議案第43号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）に関する説明書、別冊事項別明細書、5ページから10ページまでの歳出全般について質疑ありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） まず、5ページの267の官民連携推進事業についてですが、説明資料の中に民間企業向けのトップセールスの実施というふうにあるんですが、もうちょっと具体的に、どのようなことを想定されているのか。

それから、事業費の負担金なんですが、これはどのようなものに使われるのかについて伺います。

それから、同じページの291の新型コロナウイルス感染症対策事業なんですが、コロナが

徐々に、第9波と言われてはいますが、流行してきているんですけど、これ、どこか担当に私聞いた気がするんですけど、お答えいただいたかどうかちょっと忘れてありますので、ちょっと改めて伺いますけれども、コロナが2類から5類になったときに、政府の方針として、今は、それまでは特定の医療機関でしか受診できませんでしたし、入院もできませんでした。しかし、幅広く一般医療機関で外来も入院も受けられる体制に移行するというようなことが報道されていまして、いろいろなものを読んでもそういうふうになっております。むかわには2つの医療機関がありますからね。町民が、コロナかコロナでないか分からないにしても、感染したのではないかといったときに、この2つの医療機関ではどのような対応をされているのか。受診が可能なのかどうか。

それから、もしコロナに感染した場合に、医療機関を受診する場合はこのようにしてくださいというような、そういう周知活動というのか、周知を町民の中にもすることも必要だと思うんですけど、その辺の考え方について伺います。

それからもう一つ。6ページの410の四季の館の管理運営事務なんですけど、実は、ご存じの方も多いかと思うんですけど、毎日、男湯、女湯と入れ替わるんですけど、脱衣所のロッカーが使用できないという赤い札が貼ってあるところが非常に多いんですね。それで、この夏は、今もそうですけれども、町外者の方もたくさん見えてますし、非常に印象が悪いねというようなことが入浴者の中で、町民同士なんですけれども、話題になります。この修繕料の中には、そのことも含めて入っているのかについて伺います。

○議長（野田省一君） 栃丸総合政策課長。

○総合政策課長（栃丸直士君） 私のほうからは、官民連携事業、267番についてお答えをいたします。

まず、企業版ふるさと納税のトップセールスの関係でございます。

御承知のとおり、企業版ふるさと納税につきましては、国が認定した行政の地方創生の取組に対して企業が寄附を行った際に、税額を控除するという制度がございまして、この制度自体が令和6年度で今、廃止、一旦終わるという予定になっています。昨年もこの企業ふるさと納税のPRをして、1,700万円ほどの財源を確保したという経過がございまして、これを受けて、今、地域包括連携だったり、活性化起業人であったり、まさに官民連携の取組が進んでいますので、その中で町長のトップセールス含めて、様々な場面でこの企業に、セールスに行って、この企業版ふるさと納税の財源確保といったところを加速化していきたいというのが1点目でございます。

それから、2点目の負担金の100万円でございますけれども、今申し上げたとおり、包括連携協定、これまで数多く結んできているのを含めまして、あるいは、地域活性化起業人も今まさに5人と連携して各分野で官民連携の取組を進めております。

また今後、こういう連携も、また新たに生まれてくるという動きも、今準備をしておりますし、この中で、まさに官民連携に取り組んでいく事業をスピード感を持って進めていくために、負担金として100万円計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（野田省一君） 今井保健介護課参事。

○保健介護課参事（今井喜代子君） コロナの5類移行後の厚生病院の対応についてお答えいたします。

まず、入院につきましては、2つのベッドをコロナ用として登録をしているところです。コロナの患者さんについても、受入れができる体制を取っております。

外来のほうにつきましても、今までどおり外来のほうの受診はできて、検査のほうもできる形を取っております。発熱がある方につきましては、事前に電話等で連絡を取りながら受けていただくような形で行っております。こちらにつきましては、周知のほうを病院の中に掲示して貼っているところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 長谷山国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（長谷山一樹君） 穂別診療所の受入れについてお答えいたします。

穂別診療所につきましても、5類移行後、変わらず発熱外来ということで受入れを実施しております。病棟のほうも、入院できるように整備はしております。周知ですけれども、情報端末、広報、新聞折り込み等で随時周知しております。

○議長（野田省一君） 菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） 四季の館の修繕の補正予算の関係でお答えしたいと思います。

今回、補正する費用につきましては、当初、緊急修繕として500万、当初予算で計上させていただきまして、議決をいただきまして、これまでの修復工の中で、その500万に対して、突然発生した修繕、計画修繕ではなくて、今年度施設を運営する中で発生した修繕に係る執行をしております。その執行額に伴う執行残額が年度末までもたないということで、

改めて500万円追加させていただくものですが、議員からありました四季の館の温泉のロッカーにつきましては、これまでも修繕もしておりませんし、この予算につきましては緊急修繕なので、今後発生する修繕に対応するための予算ということなので、現地のほうをちょっと確認させていただきまして、修繕で対応が可能なものなのか、そもそも物を入替えなければいけないものなのかをちょっと判断させていただきたいなと思います。

○議長（野田省一君） ほかに。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 官民連携推進事業のことなんですけど、企業訪問等を行っていくことだと思うんですけども、対象としているのは全国なのか、道内なのか。それから、対象として、どのぐらい、何か所くらい行くつもり、もうピックアップされているんだろうと思うんですけども、その辺は何か所ぐらいを目標にされているのか。負担金というのは、これ、お土産ということですか。お土産代ということなんですけど、違うんですか。もうちょっと分かるように説明してください。

それから、厚生病院と穂別診療所、驚きました。受け入れてくれることになっていると。あまり知られていないんじゃないですか。穂別の診療所は情報端末でお知らせしているということですけども、それこそ、私も町にLINE登録していますけれども、その辺も含めてLINEで流すとか。防災の、まだありますよね、ポポちゃんの関係とかね。ああ、違う、ポポちゃんじゃない。ああ、ポポちゃんですね。そういうものを通して、やはり非常に、私もいつ感染して、感染したらどうしようというふうに思っていますけれども、そういうふうに思っている町民の方、多いと思うんですよ。もうちょっと、厚生病院と穂別診療所ではこういう対応するんだよということで、安心を持ってもらいたいと思うので、その辺、今後の対応として何か考えていただけますか。

それから、ロッカーなんですけれども、見てくださるといってちょっと安心したんですけども、指定管理者ですから、その状況については逐一、話がこちらに来ているとは思いますが、もう、赤に黄色でばんと貼ってあるところが、わーっとあるんですから、何か所も。みつともないこと、おびただしいのでね。それはちょっと、見て、できるものだったら直していただきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 柝丸課長。

○総合政策課長（柝丸直士君） 私からは、官民連携推進事業についてお答えをいたします。

まず、事業にある委託料が16万8,000円予算措置されていると思うんですけども、ここ

の委託料につきましては、企業版ふるさと納税でアプローチする企業を調査する費用になります。道外企業、それから、道内企業も含めまして、黒字優良企業を絞り込んで、絞り込んだ上でトップセールスを当たっていきたいと思っておりますので、道内、道外合わせて、そういう企業を絞り込んだ中で、効果的にセールスをしていくということです。

それから、100万円につきましては、そのお土産代ではございません。今、企業連携で進めている地域課題、特に脱炭素だとか、DXもそうなんですけれども、いろんな課題が、地域課題が今、企業と一緒に取組を進めているところで、その中で、例えば、実証実験とかやりながらでないとなら効果が出せないという事業も想定されます。そういった費用でかかる経費に対する負担金ということで予算措置しております。

以上です。

○議長（野田省一君） 菅原保健介護課長。

○保健介護課長（菅原光博君） 厚生病院のコロナ感染者の対応についてですけれども、基本的には、2類のときと、5類に変わってから発熱外来というのは継続して行っておりますので、そういった部分では今までも、5類になる前も厚生病院、発熱外来を受診していただいて検査等を行った経過がございますので、基本的には変わらないということで特に大きく周知はしていなかったんですけれども、今後そういった悩んでいる方がいらっしゃるということであれば、厚生病院と調整しながら処置方法等を検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野田省一君） 菊池参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） 四季の館のロッカーの件でございます。

今回の補正につきましては、今後、今年度に発生する修繕費用に対応するために増額するものでございまして、ロッカーの関係、現地は確認いたします。

繰り返しますが、修繕で対応できるものについては修繕をします。物自体を更新しなければいけないものについては、修繕ではなくて設備の更新になりますので、これにつきましては、今年度の予算ではちょっと難しいかなと思われませんが、次年度以降、早急に対応できるように協議していきたいと思っております。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 官民連携推進事業なんですけど、トップセールスを町長が、企業を訪問するということなんですけれども、それはそれでいいんじゃないかと思うんですよ。でも、どう考えても負担金が100万円。今、栃丸さんが説明したようなことで使うというのが、私

にはよく理解できないんですよね。なぜ、こんなお金が要るんだろうと。もっと違うところに使ってほしいというふうに思ってしまう、これ。

だから、何でトップセールスに行くのに、旅費かかるとかは分かりますよ。だけど、何で負担金があるのかなというのが理解できない。もうちょっと分かりやすく説明してください。

それから……。

○議長（野田省一君） ああ、ごめん。もう一度押してください。間違えた。押してください。マイク。

○8番（大松紀美子君） それから、コロナの対応なんですけれども、入院できる2床、登録していて、入院もできるようにしているということですよ。そうすると、グリーンゾーンとレッドゾーンと分けて、感染症ですから、そういうこと必要になりますよね。

私は、勝手にですよ。ああ、病院も診療所も、そんなことはできないだろうなというのがあるんです。そんなことはできないだろうな、そういうふうに分離するのなんかできないだろうなと思っているから、入院病床が2床ずつあるなんて、全然、思いも寄りませんでした。これが、もし入院しなければならぬような重症の患者さんがいたら、入院させてくれるということですよ。そのときに、そのレッドゾーンとグリーンゾーンの分け方とか、どういうふうにするんですかね。その辺もちゃんと決まっているのであれば、お知らせください。

○議長（野田省一君） 栃丸課長。

○総合政策課長（栃丸直士君） 官民連携について、改めてお答えをいたします。

負担金の100万につきましては、町長のトップセールスとはまた切り離して考えていただきたいと思っております。先ほども申し上げましたとおり、町と企業でいろいろな社会課題の解決に取り組んでおります。例えば、先ほど言ったように脱炭素だったり、ICT技術を使ったまちづくりなどに取り組んでおります。

そういった中で、企業のほうから、例えば再生可能エネルギーの事業の提案だったり、あるいはDXの事業の提案といったところも想定がされます。行政側としても、スピード感が必要な事業になっているものですから、そこをうまく、お互いに役割分担をしながら連携できる取組を今まさに取り組んでいるところです。そういった事業に対する対応に備えた経費ということで、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（野田省一君） 菅原課長。

○保健介護課長（菅原光博君） 厚生病院のコロナ感染者の入院の対応についてでございますが、厚生病院では、これまで昨年末に院内でそういった感染した事例がございまして、本部

の厚生連のほうからそういった専門の看護師が来て、どういった対応をするかというような指導を受けながらやった経過もございます。

実際は、一部屋をそういった形で、コロナ用の入院病床という形で確保してございますので、特別何かこう、何というんでしょう、ビニール張ったりとか、そういうような対応ではなくて、今ある状態で可能だということでございます。

さらに、重症化になる可能性がある方については、またさらに大きな病院のほうに移すようなことも考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 長谷山事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（長谷山一樹君） 穂別診療所ですけれども、穂別診療所の病棟廊下ですね、ビニールカーテンで間仕切りできるようになっておりまして、ゾーニングできるようになっておりますので、そちらのほうで対応しています。

○議長（野田省一君） ほかに。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 今の関連でお伺いします。

1つはコロナの関連ですけれども、厚生病院でそういうふうな措置をしていただけたらという、聞いて、本当にそうなのかなという気もしました。

実はつい先日、私のところに、今度議会があるんだよねということで、いろんなお話が来ました。その中に、コロナになって厚生病院に行ったら、検査はやってくれるんだけど、その後、その他の処方は何らないということです。

奥さんは、家で休んで治してくださいと言われたと。それで、旦那さんにかかって、旦那さんが、ひどく重くなっちゃった。それで、何とかありませんかとなったら、いや、ここではそれは診ませんというふうになったと。それで、隣町へ行ってクリニックへ行って、そして、処方薬をもらって何とか助かったなど。そういう感じだったんですね。実態はそういうことなんです。検査は、先ほど休憩中に、コロナは落ち着いたんじゃないと話があったけれども、違うようです。厚生病院のその検査には、その方が行ったときには、車が4台ほかにあると。全員コロナということの判定だと。そういう状況の中で、ちゃんとした処方をしてもらえないという、これはね、実際はそういうふうにあるんですよ。そのことが本当にどうなっているのかと思うんですけども、その辺確認をしてもらいなり何なり、取っていただけますかね。改めて伺います。それが1つ。

それから、今の官民連携の問題なんです、今の関連で1つ、まず最初にお尋ねします。

負担金という、この性格。予算上、提起している内容からいうと、今お話しされた、かかる費用との関係でそれをというの、ちょっと負担金という形ではなじまないのではないかと、いうふうに私は思いますが、その辺、まず最初に聞いておきたいと思います。

私が聞きたいのは、ここで聞きたいのは、この官民連携事業が、いわゆる企業版ふるさと納税を広げるための事業なのか。それとも、この事業目的の中にあるように、そして、取組にあるように、民間企業のノウハウを生かして、これからの我が町の地方創生なり、まちなか再生を進めていく、そのための民間との、民間のノウハウを借りる、そういう事業としてこれを取り組むというのが第一なのか。そういう点でいえば、タウンプロモーションというのも書いてありますけれども、タウンプロモーションを進めるとなれば、タウンプロモーションの予算というの、これもやっぱり160万、そんなものだったと思うんです。そうなれば、この中で、その事業予算だけでいいのかという問題も出てくるのではないかと、思うんですけれども、それらの問題も含めて、これがどこに焦点があるのか、企業版ふるさと納税を確保するためなのか。それとも、最初に書かれているように、この今進めている我が町の事業を、もっと民間ノウハウという形で進めたいということなのか。そういう点をお伺いしたい。民間ノウハウを活用したというのは、単に企業版ふるさと納税をもらうだけなのか、それとも、そういう企業の皆さんのノウハウを借りるということなのか。借りるということであれば、どういう企業を予定しているのか。そこら辺をまず、御説明を願いたい。

○議長（野田省一君） 菅原課長。

○保健介護課長（菅原光博君） 厚生病院のコロナウイルスの受診の件についてお答えいたします。

基本的には2類のときと変わらないということで、通常受診をして、薬も処方されるというふうに、こちらのほうは押さえてございますが、もしかしたら受診したのが土日ですとか、そういう可能性もございますので、その辺も、平日ということなんです。

ちょっと、その辺、厚生病院のほうに確認させていただきたいと思いますので、御了承ください。

○議長（野田省一君） 枡丸課長。

○総合政策課長（枡丸直士君） 官民連携推進事業についてお答えをいたします。

まず、この事業の概要なんですけれども、改めて説明いたしますが、議案説明資料にもありますとおり、今まで継続してきた取組がまず1つあります。議員おっしゃるとおり、民間企業のノウハウ、あるいは専門的な見地、技術などを生かした取組、今やられているまちな

か再生もそうですけれども、そういった取組だったり、脱炭素、DX、そういった社会的課題の解消に向けた事業をこれまでも取り組んできております。それをまた継続して、さらに加速化していきたいというのが1つでございます。

2点目の新しい取組として、先ほども申し上げた企業版ふるさと納税の寄附金の向上に向けた取組を強化していきたいということ。それから、包括連携協定、今、幾つも結んでいますけれども、その協定を結びっ放しにしないで、協働して事業をしていくということで考えてございます。

議員おっしゃったように、企業版ふるさと納税と、この100万円というのは、つながっているということではなくて、負担金の100万円につきましては、これ例えば、官民連携事業の取組のパターンというのが幾つもあると思っています。

例えば、民間が提案して、それに行政が伴走していくパターン。行政がこうやりたいという提案をして民間にそれを側面的に支援していただくパターン。あるいは、行政と民間がそれぞれ知恵を出し合っ一緒にとというパターン。あるいは、予算が伴うもの、そうではないものというのもあって、この官民連携と一言に言っても、幾つかのパターンというのがございます。

今回、この負担金で、100万円を計上しているものにつきましては、民間からの提案があったときに負担金として措置して、それをベースに取組を進めていけるものもあると思っております。そういった費用というふうに捉えております。

○議長（野田省一君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 1つは、そのコロナの関係ですけれども、順番にお二人さんが行ったという話は、私も聞いているんですよ。それで、診ませんというふうに言われたと。土日とかいうんじゃないんです。ですから、その辺、ちゃんと確認をしていただきたいと思います。

それで、2つ目の包括連携の関係なんですけれども、今言っただけなかったけれども、そうすると、この民間企業のノウハウを生かしたという形でやっていくというのは、これまで包括連携を結んでいる企業を中心ということになっていくのかどうか。そこら辺、まだ決まっていないのかもしれないけれども、どういうふうなことを考えておられるのか。私は当然、地元の企業の皆さんなんかも参画して下さっていいのではないかと思っただけなんですけれども、そこら辺、どれだけのものを予定しているのか改めて伺います。

それから、今言っような、私は負担金という会計上の問題でいけば、そこが、本当にそ

れが負担金という形でいいのかどうか。もっと、それは直接の事業費という形でいいのではないかという気がするんですけども、そこら辺を含めて改めて、回答があれば伺っておきたいというふうに思います。

あわせて、先ほど1つ漏らしていました。すみません。

ししゅもの、何ページだ、9ページのししゅもふ化場管理運営事務で、1461番ですが、先ほど施設整備等の問題に触れました。これには、あれですか、今年放流が終わって、その後、ふ化場の取水排水のところを中心に泥が溜まっていたよね。それを事業者で取り除くということをやりましたよね。それらに対して、そこは改善が必要かなと。あの方式では、いつもああいうふうに泥がどっぷり溜まってしまわないかと。水がちょっと増えてきて、あそこに重なると泥が溜まっちゃって、取水排水に影響が出るんじゃないかという、私もその事業のときに行って現地を見ました。そのときに思っていました。そういうことも含めて、これはやるということなのかな。そこを含めて、ちょっと確認をさせてください。

○議長（野田省一君） 枋丸課長。

○総合政策課長（枋丸直士君） 官民連携事業についてお答えをいたします。

今現在、包括連携協定を結んでいる企業なのか、そうではないのかといった御質問に対しては、今現在、包括連携を結んでいる企業もちろん、企業とも今、連携した取組もありますし、今後、新たな企業と連携していくといった取組もあります。

また、地元企業との連携といったところも、今準備を進めているといったところもありまして、いろんな企業と今連携を進めているということで、あくまでも既存の包括連携協定だけではないということで、御理解をいただきたいと思います。

それから、負担金の話につきましては、まず事業費でもいいんじゃないかという話なのですが、今現在、いろんな分野でそういうプロジェクトを、どんなプロジェクトができるかというところの協議をずっとこれまで進めてきていまして、それをプロジェクト化するには、ある程度準備する経費が必要になってきます。そのために、先ほど言ったように民間からの提案による負担金で、まずは、プロジェクト化する前の段階で必要な経費といったところを措置したいというふうに考えております。

○議長（野田省一君） 飛岡農林水産課主幹。

○農林水産課主幹（飛岡雅幸君） 私のほうから、ししゅもふ化場の管理運営上の補正についてお答えしたいと思います。

まず、ししゅもふ化場につきましては、昨年整備が終わりまして、1年目の運営を今年の

春に終わったところでございます。今年度、特に3月、春先の川の増水と申しますか、泥水のような形で非常に水の量が多かったわけですが、それに合わせまして、ふ化場のほうもその一級河川の水をくみ上げて使用しているものですから、泥も一緒に吸い上げて、ふ化場の水として利用をしたというところでございます。

5月に全部放流も終わりました、施設の水を抜いて点検等をしたところ、泥が非常に沈砂層のほうに溜まっておりました。当初予定をしていた部分よりも非常に多く泥が溜まっていたものですから、今回その清掃をするのに、春先の経費、非常にかかった部分がございまして、それで、今回、稼働前の秋に清掃する分を94万1,000円、委託料として増額をさせていただきました。

また、次の稼働に向けまして、泥が溜まりにくい状況、泥を落とす管もあるわけですから、運営をしている最中に一回、堰板を止めて、中の循環ポンプを回しながら泥を排出をするというようなことができるのではないかと申しまして、施設の備品のほうで、その堰板を購入をして、対策を考えているところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 官民連携についてもう一回お伺いしますけれども、どうも分かりづらいなという感じで、それはそれで見解の違いなのかなということでお聞きしておきます。

ただ、もう一つ、お答えになっていないんですけども、私は、この民間のノウハウを利用した形の中で民間企業等と連携して、このタウンプロジェクトの実施というふうに、もうなっているんですが、ここのところでもうちょっと、ここは説明をしていただきたいところなんです。タウンプロジェクト自身で百数十万の予算をつくっていますよね。今回、これらの中にこれも入れて、これも実施ということになると、予算の大部分は、今聞いたらトップセールスに使ったり、それから、企業とのいろんな、そういう話合いとかという形の中で負担金を使うというのだから、そうすると、おおむねそっちに行ってしまう。そうすると、このタウンプロジェクトなんていうのは、何かこう、飾りでしかないようにしか見えないんですけども、そこら辺、どのように進めていこうとするのか。それらの事業関連、組立てはこれからだというんだから、これからですと言ってくればいいんですけども、そういうことを含めて、きちんと整理してお願いをしたい。

それから、ししゃもふ化場のことなんですけれども、ということは今、ちょっと私も理解がちょっとできなかったんですけども、最近ちょっと、あれなもんだから、すみません。

この予算は、そうしたら、春に現れたように、泥があそこにどんと盛られて、言わば取水を塞ぐような形にまでなっていましたよね。そういうものの秋版として、来年に向けてやるものだというふうに理解してよろしいのですか。その辺のところ、改めてお伺いします。この事業費の内容というのは、どういうことなのかということで、もう一回含めて。それとの関係でどうなっているのかということ、もう一回お願いします。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私のほうから官民連携推進事業の負担金の関係についてお答えをしたいと思います。

先ほど来から、担当の栃丸課長のほうからお答えをしているところでございますけれども、これはあくまでも、これから民間の企業と連携をしていく段階において、調査的なものも含めて進めていく費用ということですので、プロジェクトが固まればもちろん、当然そのプロジェクトに対しての経費というものは別に計上しなければ駄目だと思っております。そういう意味で、調査段階にかかる費用については、お互いに費用も必要だろうということで見ている費用でございます。タウンプロジェクト、タウンプロモーションの事業であれば、そこにももちろん事業として一本立てて、予算配当しながらやっていかなければならないことだというふうに思っておりますので、今の段階では、様々な企業と連携をしているというところの可能性をここで探っていくということですし、現在進んでいるところでいくと、例えば、JAクレジットなんか民間業者とも話をしている段階で、これから本格的に動こうというようなこともありますし、そういった段階においての事前の準備段階の経費等々を、まずは負担金で見るということでございますので、何かこう、一種にとどまって100万を使うとか、そういうことではなくて、様々な業者とのこういう連携に向けての経費の負担という部分で設けている部分だということで、御理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（野田省一君） 酒巻農林水産課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） ししゃもふ化場取水口の泥の対策でございます。

こちらでは議員御指摘のとおり、まず春に行った作業の秋版という部分の要素と、それともう一つは、そういった泥が今後たまることを想定した中で、今後のそういった泥の対策という経費、改善経費も含めた中での対応となってございますので、御理解をいただければ幸いです。

○議長（野田省一君） 栃丸課長。

○総合政策課長（栃丸直士君） 私のほうからはタウンプロモーションについて補足をさせて

いただきますけれども、タウンプロモーションにつきましては、まちづくり計画の重点プロジェクトということで、今、庁舎内にチームをつくって、タウンプロモーションの事業ということで、今年度中に戦略を立ち上げて今取り組んでいるので、あそこでその戦略にどういった事業が出てくるかといったところで、また予算化というところは発生するというふうに考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 3点ほど、ちょっとお伺いをしたいと思います。

事業番号291のコロナ関連対策事業の推奨事業メニューの3なんですけれども、ここで、貨物自動車、運送事業者に対してということですので、恐らくこれは青ナンバーだと思うんですけれども、15業者もあるのかなという感じしたものですから。ここで会社名を聞くつもりはありませんけれども、鶴川地区と穂別地区で何社ぐらい対象になるのか、その辺ちょっとお教え願いたいのと……。

[「分かりづらいね、これね。終わったやつなの、これ」と言う人あり]

○6番（佐藤 守君） ああ、これ……。

[「7番、8番」「8ページだけなの、今回」と言う人あり]

○6番（佐藤 守君） ああ、そうか。いや、分かりました。それでは、あの、ちょっと……。

[「だから、それは、なったのかということだけ。何社がなったのか」と言う人あり]

○6番（佐藤 守君） いや、それはもう15業者がなっているから、それはいいです。

それではですね、9ページの……。ああ、9ページではないな。ちょっと待ってください。

8ページの1210、地域農業推進事業。ここで、畑から水田に変わる場合の畔の事業費、これが計上されているんですけれども、今回、秋施工の申込みが非常に多いということで、恐らくこれは追加事業で予算が上がったのかなというふうに理解しているんですが、この取りまとめですね。恐らく農協が窓口になるかと思うんですけれども、これ年内に取りまとめをするのか。実際の事業は来年の4月、5月ですから、来年になるのか。その辺をお伺いしたいと思います。

それと、もう一点はですね。9ページの1410の鳥獣対策事業。ここで、冬に埋葬困難な冬

の期間のエゾシカ処理に対して、1頭当たりの処理料9,900円、今回見ますよという予算が上がっているんですが、実際には、恐らく1万以上たしか、なるのではないかなと思ったんですけども、その辺ちょっと把握していれば、ちょっとお教え願いたいというふうに考えています。

○議長（野田省一君） 飛岡主幹。

○農林水産課主幹（飛岡雅幸君） 私のほうから、水田農業緊急対策交付金の事業につきまして、お答えしたいと思います。

当初予算のほうで1,700万の予算を計上させていただきました。そして、今回、春施工の部分もございまして、秋の希望調査を夏頃、8月くらいに、両地区農家の方を、農協を通じて取っております。事業につきましては、今年の秋または来年の春の事業ということで取りまとめをさせていただきました。今年の秋の事業、来年水田を作る部分につきましては、今年の秋に施工する方もいらっしゃいますので、その部分につきましては早急に取りまとめをしていきたいというふうに考えておりますし、来年春の部分につきましても、その後にもまた、来年また行う方もいらっしゃると思いますので、そこも調査をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 高木農林水産課参事。

○農林水産課参事（高木龍一郎君） 私のほうからは1410番、鳥獣対策事業の処理の上限につきましてお答えさせていただきます。

一般に、有害捕獲をしたエゾシカの、一般廃棄物として処理をしていただける業者近傍のほうの参考見積りの中で、直近で9,900円という見積りが出ましたので、今回予算の算定の基礎とさせていただいているところです。

○議長（野田省一君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 1210のほうでちょっと聞き取れなかったんですけども、来年の春施工の追加の関係で、取りまとめが年内にするのか、年明けにするのか、その追加事業という形で。それちょっと今聞き取れなかったんですが、それをちょっとお願いしたいのと、それと鹿のほうの9,900円。これは、処理費用がこの金額ということで、それで満額大体処理できるといふふうに理解してよろしいんですか。

それと、うちのほうの地区のほうでは、なかなか個人で、地域としてなかなか搬入が難しいというので、猟友会と何か話し合っているそうなんですけれども、そういった場合

には、その駆除の頭数の7,000円でしたか、1頭につきの駆除費出ますよね。これは対象になるんですか。受けたほうの地区ではなくて、その処理にお願いした方に、その権利が譲るということで考え方よろしいですか。

○議長（野田省一君） 飛岡主幹。

○農林水産課主幹（飛岡雅幸君） 失礼いたしました。

来年の春施工の分につきましては、年内に、来年度予算に間に合う形で取りまとめをしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 高木参事。

○農林水産課参事（高木龍一郎君） 私のほうから、まず処理の料金につきましては、処理料にかかる100%を補助対象とするということになります。

それから次の、いわゆる地域で捕獲したもの。例えば今回、実証事業で箱わなとか囲いわな、今、鳥獣防止対策協議会で行っております実証事業で捕獲したものにつきましても、この処理料の対象とすることとなっております。

ただ、ちょっと今、地元のほうで捕獲……。ちょっと私も理解不足申し訳ないですが、例えば、ハンターが持ち込んだ場合、先ほどの7,000円は対象になります。

次に、地元の方が何かしらの処理を、いわゆる実証事業とはまた別でハンターのほうにお願いしたときには、これは有害捕獲にはなりませんので対象外ということになります。

○議長（野田省一君） ほかに。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） ちょっと聞き漏らしたので、もう一回お伺いいたします。

鹿の関係で、今、実証実験等含めて1,700頭という頭数の計算なんですけれども、これは過去の実績に基づいて計算をして、これ以上頭数が増えることはないだろうなという数字ですか。もし、これ超えた場合には、どう考えていますか。

○農林水産課参事（高木龍一郎君） 頭数の計算の方法なんですが、令和5年度につきましては、いわゆるジビエ以外の利用の捕獲につきましては、2,808頭を今計画しております。これは、いわゆる鳥獣防止計画の年間の上限で、それ以上捕れないという頭数がありまして、その中のいわゆる有害……。すみません、申し訳ございません。

ジビエに出す分、ジビエ以外の部分ということで、その数字が2,808と。

本年につきましては、7月末現在で、今捕獲されていますのが648頭となっております。そして、今後、8月、今受付はしておりますが、翌月に受付になりますので、8月からまた

推計としては増えていくんですが、これまでの統計の中で、実は、4月から11月までが年間の約52%、それから、12月から3月までが年間の48%のおおよそのウェートを占めているというところで、そこを勘案しながら、今年のジビエ以外の捕獲頭数に対しまして、今後の冬の間、12月から3月までのを頭数で今推計して計算したのが1,700頭ということで試算しておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（野田省一君） ほかに。

5番、東議員。

○5番（東 千吉君） 私のほうから1点お願いします。

事業番号291、新型コロナウイルス感染症対応事業の、7ページの推奨事業メニュー分のナンバー6です。漁業燃油高騰対策支援事業の部分でございますけれども、15万リットルということでございますけれども、あの……。聞いていいですか。駄目。

〔「それ、終わってるよ」と言う人あり〕

○議長（野田省一君） ちょっと申し上げますけれども、6ページ、7ページの6番までは既に終わっている事業で、今回の補正分は8ページの7番、8番についての補正となっておりますので、御留意いただければと思います。

○5番（東 千吉君） それではこの6番の部分は、聞いたら駄目なことになりますか。終わっているんですけども。

○議長（野田省一君） 予算は可決終わっているんですけども。

○5番（東 千吉君） これ、15万リットルになっているのは、恐らく令和4年の集計をした部分を令和5年の分として15万リットルというふうにしていると思います。

今回、漁業者のほうでは、ホッキは今まで1組合当たり5トンでしたけれども、7トン500獲っております。ということは、1.5倍とっているということは、それだけ動いているということになるんですけども、いわゆるその、令和4年に1万5,000リットルを超えている、全隻22隻ありますけれども、1万5,000リットルの使用を超えている船、また、大幅に超えている船というのが相当隻数ありました。それで、15万を積算したんだと思うんですけども、今回の1.5倍のホッキを獲ったことで増えた燃油関係については、どのようになるのでしょうか。

○議長（野田省一君） 先ほども申し上げましたけれども、1回だけね。これ以上深く入らないでください。答えられれば。

酒巻課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） 条件についてお伝えしますと、燃油の使用料は、このような過去の平均に基づきまして、こういった積算をしているということでございます。

また、燃油の高騰、20円単価の部分の金額でございますけれども、それも、上昇分も加味した中での試算ということで動いてございます。実績の中で、この20円という部分が実は20円に満たない状況ということも、この間ございました。比較的燃油が想定より上昇せずというところで、そういったところもありましたが、ここ最近、もう既に燃油がかなり上昇しておりまして、この単価を使い切るような形の状況にもなっております。そういった部分で、推定単価ということもございますけれども、この予算の範囲内の中で、まず執行できる部分は執行していきたいというふうな考えを持っておりますので、御理解をいただければというように思っています。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

7番、中島議員。

○7番（中島 勲君） ししゃも関連なんですけれども、先ほどの質問とダブらないようにやろうと思っておりますけれども。

まず、補正額551万。これ、9ページですね。このうち、1460で工事負担費348万と計上されているんですけれども、これはその、いわゆる今まで、去年ですか、やった本工事の追加というふうにとってよろしいのでしょうか。

それから、2つ目は、この1461の委託料の維持補修等委託料。これは、委託料というのは委託先があると思うんですけれども、これは町内なのか、町外なのか、あるいは個人なのかということ。

それからもう一つは、1461のところで、ししゃもふ化場管理運営事務と、こうあって、これは203万だよね。このうち、これは要するに、恒常的なランニングコストというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

まず、この3つについてお伺いします。

○議長（野田省一君） 江後参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 私のほうから1460、ししゃもふ化場の工事請負費の補正について説明させていただきます。

今回、ししゃもふ化場の工事自体が最終年度という形でございますので、1シーズン動かした中におきまして、取水のところで泥もあるんですが、ごみが結構入ってくる事態がありました。ししゃもふ化場自体、一度動かしたところでは、なかなか止めることのできない施設

という形でございますので、今回の追加工事の内容としましては、取水管の掃除口の追加、また、沈砂層における監視項目の向上としまして、カメラによる状況を確認するというところの追加工事を計画しておりまして、今回の補正予算を上げております。

○議長（野田省一君） 飛岡主幹。

○農林水産課主幹（飛岡雅幸君） 私のほうからは、ししやもふ化場の管理運営の部分でございます。

委託料につきましては、町内の業者に委託をして、泥の排除なんかをしてもらう形の予算でございます。

また、この203万追加した部分ですけれども、これから経常的なコストになるのかという話ですが、今回、備品の購入につきましては、今年度購入してしまえば、来年以降は出てこない経費になろうかと考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

12番、津川議員。

[「ちょっと待って、ここ答えていない」と言う人あり]

○議長（野田省一君） ええ。

[「恒常的なランニングコストになるのか」と言う人あり]

○議長（野田省一君） ならないという、今、回答でしたよ。

中島議員。

○7番（中島 勲君） そうしたらですね……。

○議長（野田省一君） マイク入れてください。マイクを入れてください。

○7番（中島 勲君） こういう類いは、大きなふ化場を造って3年目ですか、なるわけですから、補正という経費処理をしないで、ある程度、見当つくと思いますのでね。これは、本予算で組むべきだと思います。でないと、いつでもこう、予想外のものが出ればすぐ補正予算と。想定できる範囲だと思うんですね。その点はどうですか。

○議長（野田省一君） 酒巻課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） 先ほど11番議員の答弁でもお答えしたとおり、今年春先の雪解けの速さからの増水の中で、非常に泥と水が浸入し、何とか1期目の稼働につきましては無事終えることができたんですけれども、その後、メンテナンス、そして、今期の操業に向けてはいろいろな手当が必要になったということが判明したところでございます。

そういった中で、そういったことの再発防止も含めた中での対応も含めた経費でございまして、そういった中で、先ほど担当の主幹のほうから申し上げたのは、経常的な経費ではないということをご説明させていただいたところでございます。

議員御指摘のとおり、当初に把握し、計上すべきものは積算し計上すべきこと、私どももそう捉えてございますので、そういったことを極力、年度当初に把握できるものはしっかりと計上した中で予算というものを計上し、そして執行に努めてまいりたいと思いますので、御理解をいただければと思います。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

12番、津川議員。

○12番（津川 篤君） 歳出全般ですね。

中ですね、先ほどちょっと、四季の館の運営管理についてなんですけれども、いずれにしても今回500万を見て、さらに先ほどの質問の中でやり取りを聞いていますと、例えばロッカーが直っていないということであれば、この500万かけて、さらにそういうものに目配せが全然できていないというのは、委託管理をしているわけですよ、私どもの町はね。そうしたら、委託管理している者は十二分にそこに目配りをしていないという、そういう町民からの苦情が来て当然だと思うんですよ。

それと先般、ふれあい広場ですか、あのときに行ったら、中通路というか要するに端側で物を、物販を販売している。このときの温度が36度ですよ。高齢者の人ばかりでそれをやっているわけですよ。36度もあるようなところに。

そうしたら、例えば、目隠しか何かを、カーテンをしてあげるとか、そういった配慮というものが当然、運営、管理委託をして金を払っているわけですから。そういうところに目配せをしないで、ただ管理運営をやっていますよというんですよ。外部的な目的だけで、それを、金を払っているということに私はなるような気がするんですよ。これは、そこに担当していた人たちからお話を、聞き取りをやると、去年もおととしも、そういう話は行政側にしているという。しかしながら、それが届いていない。届いていないということは、どこかが詰まっているわけですよ。だから委託された人が何にも館内を見回っていない。こういうことにつながりませんか。

私は非常に残念だと思うんですよ。高い経費を払って、例えば、町民からそういう苦情が来ると。これはあってはならないことなんですよ。むしろ、その人たちが安心して物販でも何でもできるような、そういう配慮というものは当然、そういう運営管理をしている管理を

任されている者が、そういうところに配慮するのが当然だと思うんですが、そういうところにそういう指導を、今日までしていたのかどうなのか。今後においても、それをやる気があるのかないのか。この2点についてだけお伺いします。

○議長（野田省一君） 大塚課長。

○経済建設課長（大塚治樹君） そういった苦情が町に寄せられたという事実は全くないんですけれども、今年、本当に非常に暑くて、四季の館の憩いの広場などが暑いというのは、私どもも認識していますけれども、そういったことで苦情があったという事実もありませんし、今後そういうところに目配せしていかなければいけないというのは、今回の議会の中でもエアコンの問題ですとか、そういったことを指摘されていますので、その辺は今後、事業者と一緒に考えながら進めていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（野田省一君） 12番、津川議員。

○12番（津川 篤君） 今、課長のほうから、そういったことに全面的な配慮をして、町民から苦情の来ない、そういうふうなものにしていきたいと。私は大いに期待して、再質問はこれ以上しません。来年度、やらなかったらやります。そういうことをちゃんと心してやってください。それだけです。

○議長（野田省一君） ほかに。

成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 今、四季の館の関係で質問いただきましたけれども、小中学校含めて、公共施設も含めて熱中症対策という部分で、その施設の対応方針というものを定めながらやっていきますよということで、昨日の一般質問の中でもお答えをしたところでございます。四季の館も含めて、そういった実態があるのかどうかも含めて現場の声も聞いて、そういう中で公共施設の在り方という部分を、対応方針を定めながら進めていくということでございますので、その点、御理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

3番、古内議員。

○3番（古内みゆき君） 官民連携推進事業の件で1つだけお伺いします。

委託料ということで、先ほど何か、優良企業を調べるための費用ですというふうにおっしゃっていたと思うんですが、それは、町長がトップセールスに出かける先の会社を見つけるためのものなのか、あとは、その負担金を使っていろいろな課題をやっていくというところを見つける会社を調べるためのものなのかというところで、それはどういう企業を、どうい

う基準で企業を見つけたいのかというところが知りたいです。

ただ、優良企業。どういうのが優良企業かというのも、もちろんあるんですけども、黒字になっているのが優良企業ですとおっしゃるのであれば、検索かけるだけで見つけれられるような気はするんですが、どういった観点で委託をされているのかというのを伺いたいです。

○議長（野田省一君） 栃丸課長。

○総合政策課長（栃丸直士君） ただいまの質問にお答えをいたします。

企業の調査なんですけれども、その条件をどうするかといったところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、道外、それから道内合わせて、企業調査会社というところがあって、そこに、優良企業の判断基準としては黒字になっている企業をその調査で出して、ある程度絞り込みます。そこを全部、じゃ町長がトップセールスするのかというと、とてもじゃないけれどもそういう企業数がかかなりあるので、そうにはならないんですけども、その中でもさらに感触がいい企業については、そういったことも想定しておりますし、そうじゃない企業については、例えば郵送とかで御案内してPRしていくということを考えています。令和4年度についても、本町に指名願をついて出している企業の一部にそういうPRをした結果、先ほど申し上げましたように1,730万という実績も出たものですから、ある程度こういう取組というのは効果があるというふうに考えておまして、今回このような措置をさせていただいた次第です。

以上です。

○議長（野田省一君） 3番、古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

その取り込みはとてもいいと思うんですが、優良企業を見つけてコンタクトをしたときにいいと思った企業に出かけていくというふうにおっしゃっていましたが、調査会社に任せるのではなく、町の方が直接お電話をして、その担当者にお電話をするというような形でやっていったほうが、よりコンタクトは取れるのかなというふうに思っておりまして、その16万8,000円がもったいないというわけではなくて、町の方が直接話をするというところが大切ではないかなというふうに思いましたので、ちょっとそんなふうに思いました。

以上です。

○議長（野田省一君） 本間参事。

○総合政策課参事（本間 彰君） トップセールスとかについて、ほかの市町村の事例とかも

確認しておりますが、直接やっぱりプレゼンを行っている事例もありますので、その企業の選定とかの参考に、まずこういう優良企業のリストアップをしてから、昨年度もダイレクターメールとかで企業にPRをして反応があって、より今、包括連携協定を結んでいる企業からの御紹介とか具体的なつながりがないと、急にいきなり行っても反応がないので、そういうところをきちんと絞り込んだ上で町長のトップセールスにつなげたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 換気のため暫時休憩いたします。

再開は2時50分とします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時50分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1ページから4ページまでの1、総括及び2、歳入全般について質疑ありませんか。11番、北村議員。

○11番（北村 修君） ちょっと確認的に伺います。

1つはコロナ関連で、1,800万のやつについては国庫支出金というのをはっきりしているんですけども、もう一つ、子ども関連で、保育所等に出しているのは国庫支出金と一般会計で出しているんですが、その国庫支出金分というのはどこに入られているのか。多分、子ども何とかというところなんだと思うんですけども、ちょっと数字的に合わない、ちょっとずれがあるかなという感じがするんで、その辺の内訳をきちんと整理して示していただきたいというのが1つです。

それから、そのコロナに関連してもう一つ伺っておきたいのは、先ほどの厚生病院の関連なんですけれども、これは土曜日ではないかとか言っていないで、そういう事態があったということで、ぜひお願いをしたいと思うんです。この方、いろいろ聞きますと、最初は社協の広場の中にボランティアに参加して、そして、次の日あたりにそういう状況になってきて、その次の日に病院に行ったという話でありますから、土曜日ではありません、土日で

はありません、こう言っています。そういう状況の中で、本当にこう、その辺どうなのかというのをもう一つ。

それから、そのときに私言われて、なるほどというように思ったのは、そのときにその会場でも、せめて空気清浄機でもあればよかったのという話がありました。それはなかった。それは残念で、終わってしまったことですが、これからある敬老会など、高齢者の集まりなどこれでは。せめて空気清浄機等々を設置してもらって、そういう人たちの集まりというのは、何とか無事に終わらせるというふうにやっていただきたいと思うんですけれども、その辺含めてお願いいたします。

○議長（野田省一君） 11番議員に申し上げます。

コロナの関連、これ以上深く入らないでください。なぜかという、今回の議題は飼料高騰と物価高騰の推奨事業ということでありますので、留意して質問してください。それと、もう一つは歳入のことでお聞きしている部分でありますので。

それでは、答弁を願います。

熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 14款国庫支出金、14款の国庫補助金、2民生費国庫補助金の中の保育対策総合支援事業補助金の257万5,000円の内訳ということについて御説明いたします。

失礼しました。

事業番号925-00事業。こちらに17万5,000円となります。保育環境改善事業といたしまして17万5,000円となります。そして、保育環境改善事業。こちらの925-00事業、ひかり認定こども園に25万円、さくら認定こども園に25万円の内訳となります。

続きまして、事業番号930-00。地域保育所のたんぽぽ保育所に20万円、ひまわり保育所に20万円。こちらは、保育環境改善事業。同じ名称でございます。

続きまして、保育所等におけるICT化事業といたしまして、ひかり認定こども園に50万円、さくら認定こども園に50万円、両地区の児童クラブに25万円ずつ。トータル257万5,000円となっております。

以上です。

○議長（野田省一君） コロナ関連答弁。

菅原課長。

○保健介護課長（菅原光博君） 先ほどの厚生病院のコロナの受診の関係についてお答えした

いと思います。

ふれあい広場の後ということで、ふれあい広場が土曜日にございまして、次の日に発症して、その翌日に受診したということで、月曜日受診ということですね。ということですので、日にちも分かってございますので、これについては病院のほうに確認させていただきますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり25ページから29ページまでの予算総則、第1表歳入歳出予算補正、第2表地方債補正の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案第44号 令和5年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書（直診勘定補正予算第1号）、事項別明細書、1、総括、2、歳入、3、歳出の全般について質疑ありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 4ページの一般職員給与等費なんですけど、これ減額になっているんですけども、もう少し人数だとか原因だとか、そのことを含めて伺います。

それから、医業費用の、次のページ、5ページの委託料、人材派遣。看護師さんの人材派遣委託料だと思うんですけども、これは、いつからいつまでの期間で、何人で、もし企業名などが分かればお伺いします。

○議長（野田省一君） 長谷山事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（長谷山一樹君） 私からお答えしたいと思います。

まず、一般職員の給与費の部分なんですけれども、現在、継続的に正職員の看護職員の募集を行っているんですけども、なかなか応募、採用には至っていない部分がありまして、その採用予定の看護師の4名分の、4月から12月分の給与、あとは手当関係を今回整理させていただいたということです。

続きまして、医業費のほうなんですけれども、委託料のほうなんですけれども、現在、正職員の看護師は6名、派遣看護師は7.25名。0.25というのは、日数が少ない派遣看護師もいます

ので、0.25ということになっております。合計13.25名で対応しているところです。

当初予算では、派遣看護師4名ということで予算を組んでおりましたけれども、正職員がなかなか採用とならない部分では、派遣職員を増員するしかありませんので、その増えた部分、3.25分の9か月分を今回補正しております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり31ページ及び32ページの予算総則、第1表直診勘定歳入歳出予算補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案第45号 令和5年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、事項別明細書、1、総括、2、歳入、3、歳出の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり33ページ及び34ページの予算総則、第1表歳入歳出予算補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号 令和5年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書、事項別明細書の全般、議案書つづり35ページの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第46号の質疑を終わります。

これから議案第43号から議案第46号までの4件について討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第43号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第43号の討論を終わります。

次に、議案第44号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第44号の討論を終わります。

次に、議案第45号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第45号の討論を終わります。

次に、議案第46号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第46号の討論を終わります。

これから議案第43号から議案第46号までの4件を採決いたします。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第43号を採決します。

お諮りします。

議案第43号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号を採決します。

お諮りします。

議案第44号 令和5年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認め、したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号を採決いたします。

お諮りします。

議案第45号 令和5年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号を採決します。

お諮りします。

議案第46号 令和5年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第18、発議第2号 復興拠点施設等整備事業Ⅰ調査特別委員会の設置に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

6番、佐藤 守議員。

○6番（佐藤 守君） 発議第2号 復興拠点施設等整備事業Ⅰ調査特別委員会の設置に関する件について提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案の1ページをお開き願います。

本件は、むかわ町議会委員会条例第6条第1項の規定に基づき、復興拠点施設等整備事業Ⅰ調査特別委員会を設置したく、むかわ町議会会議規則第14条の規定により提出するものです。

設置理由といたしましては、現在、復興拠点施設等整備事業Ⅰ実施設計業務の発注準備が進められており、復興拠点としての博物館の重要な位置づけ、まちなか再生に関する地域課題解決に向けた事業の推進状況に関して、むかわ町議会として調査を行うことが必要であると判断されたことから、特別委員会の設置を提案するものであります。委員定数は、議長、監査委員を除く全員とし、期間は閉会中、調査、審査終了までとするものです。

御審議、御決定いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第2号 復興拠点施設等整備事業Ⅰ調査特別委員会の設置に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長、監査委員を除く全員で構成する復興拠点施設等整備事業Ⅰ調査特別委員会を設置し、これを付託の上、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ただいま選任されました復興拠点施設等整備事業Ⅰ調査特別委員会の委員に申し上げます。委員会条例第10条の規定により、委員長を互選するため委員会を招集しますので、休憩中に委員会を開催願います。

しばらく休憩をいたします。

再開は3時40分とします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時40分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（野田省一君） 日程第19、諸般の報告を行います。

休憩中に開催されました復興拠点施設等整備事業Ⅰ調査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

委員長に大松紀美子議員、副委員長に東千吉議員が互選された旨の報告がありましたので、議会の運営に関する基準第107号の規定により報告いたします。

◎意見書案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第20、意見書案第8号 現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

8番、大松紀美子議員。

〔8番 大松紀美子議員 登壇〕

○8番（大松紀美子君） 意見書案第8号 現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）について趣旨説明を行います。

政府は国民の利便性向上の観点から、来年秋に現行の健康保険証を廃止してマイナンバーカードと健康保険証を一体化するとしています。しかし、この間、マイナンバーカードと健康保険証の情報が誤ってひも付けされた事例が確認されています。政府のマイナンバー情報総点検本部が8月8日に公表した中間報告では、マイナンバーカードと一体化した保険証に誤って他人の個人情報が登録されていたケースが新たに1,069件判明し、それまでに公表されていた件数と合計で8,441件。医療費や薬など診療情報が他人に閲覧されたケースが新たに5件で、15件となりました。マイナンバーカードと一体化した保険証に他人の医療情報がひも付けされていることは、命に関わる重大問題であり、決してあってはならないことです。その他にも、マイナンバー保険証のトラブルで本人認証がされずに窓口での10割負担が求められた事例なども報告されています。

医師や歯科医師で構成されている全国保健団体連合会は、中間報告に対し、「他人情報紐づけ1069件は氷山の一角 全件チェック・全容解明まで運用停止を求めます」との声明を発表し、「これ以上の情報流出、プライバシー侵害を防ぐために直ちにマイナ保険証を利用するシステムの運用を停止すべきです」とも指摘しています。

政府は、マイナ保険証を取得していない方に発行する「資格確認証」について、「1年」としていた有効期間の上限を「5年以内」に延長することや、申請を待たずに保険者が交付することなどの対応策を示しています。そうであれば、現行の健康保険証を存続することで、混乱を少なくすることができます。

現行の健康保険証が廃止されれば、任意であるマイナンバーカードの取得が事実上義務化

されるおそれがあることや、マイナンバーカードを持たない人が保険診療を受けられなくなる懸念もあります。

よって、政府においては、現行の健康保険証を来年に廃止することを撤回し、存続することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

5番、東 千吉議員。

○5番（東 千吉君） 政府は、厚労省で誤った登録については是正を進めるというふうにしておりますので、来年秋のマイナンバーカードと健康保険証の一体化のための環境整備に厚労省と共にしっかり取り組んでまいりたいと思いますとしておりますので、この意見書には反対をいたします。

○議長（野田省一君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 誰か、ほかにいないですか。いません。いなければやります。

現行の健康保険証の存続を求める意見書、これについて、賛成の立場から少し討論をさせていただきます。

この意見書は、現行の保険証が廃止されれば、任意であるマイナンバーカードの取得が事実上義務化されるおそれがあることや、マイナンバーカードを持たない人が保険診療を受けられなくなる懸念もありますというふうに指摘をしております。そういう意味で少し見てみますと、まず第一に、マイナカードで保険証に位置づけたとしても、例えば、病院へ行ってお薬をもらうのに、そのレセプトがちゃんと生かされて、その診療に生きるまでには、1か月ないし2か月かかると指摘されております。

また、優しい暮らしにということ宣伝がされておりますが、例えば、このマイナカード

を受けるためには、それぞれ写真等をしなければなりません。障害を持つ方にとっては、サングラスを外せない人、あるいは障害によって前を向くことができない、正面から撮れと言われても無理な人、こういう人たちがまず、おられます。

さらには、そういう人たちの多くは、したがって、このカードを持ってないという事態が発生してまいります。それに対して、資格確認証を発行すればいいというふうに言って、昨日の一般質問でも、そういうふうになっているので、そういう対応をせざるを得ないのではないかというのが行政側の答弁でございました。

しかし、資格確認証を取るためには、このためにもこれを申請をしなければならないというふうに現状、原則としてなっております。そうすれば、寝たきりや障害を持つ方、本当に今動けないでいる高齢者が簡単にそういうものを取りに行くことができるのでしょうか。そういうことになれば、そういう方々が、保険証がなくて医療にかかれないう事態を発生してくるというふうに思われます。そういうことが出てくるということが、明らかにだんだんなってきたております。

さらに言えば、自治体で資格確認証を発行するということになるんですけども、しかし、じゃ、マイナカードを持っていない、保険証をひもづけしていない人は誰なのかということ自治体は探さなければなりません。そのためには、非常に膨大な労力、費用がかかります。そして、その上に探して資格確認証ということになります。こんなことであれば、昨日も答弁の中にありましたけれども、従来の保険証でいいのではないかというのは当然であります。そういうことによって漏れる人もいるでしょう。そうすれば、またそこでも、この医療を受けられなくなるというような人たちが出てきます。

現状のこのマイナカードによる保険証の位置づけに関連して、非常に様々な問題点が指摘され、現実に医療機関の中で発生しています。だから今、様々な障害者団体をはじめ、国民の7割以上が保険証を廃止すべきではないのではないかという状況に今なってきているのであります。そういうふうなことに今だんだん世間の流れが変わりつつあります。私たちは自治体に責任を持つ者として本当に、医療を受けられない人を、どんな状況のある人でも1人でもつくってはいけない。そういう立場に立つことが私は大事だというふうに思っています。

その点では、今、そういう問題に矛盾を抱えている保険証を廃止するというのを今、一旦凍結する、これが求められていることだと思います。そういう点で、この今ある健康保険証、これであれば自治体も助かります。そして、何よりも多くの高齢者や障害者、そういう人たちが安心して医療を受けられるという事態に継続ができるわけでありまして。そのために

も、私は保険証を継続、存続すべきという立場で、この意見書に大いなる賛成をするものがあります。

以上でございます。

○議長（野田省一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（野田省一君） 起立少数です。

本案は否決されました。

◎意見書案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第21、意見書案第9号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

5番、東 千吉議員。

〔5番 東 千吉議員 登壇〕

○5番（東 千吉君） 意見書案第9号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）。

むかわ町議会会議規則第14条第1項の規定により、上記意見書案を別紙のとおり提出をいたします。

意見書案の全文朗読をもって、趣旨説明とさせていただきます。

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー

一利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

3 森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

よろしく願いをいたします。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第22、意見書案第10号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

5番、東 千吉議員。

〔5番 東 千吉議員 登壇〕

○5番（東 千吉君） 意見書案第10号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）。

むかわ町議会会議規則第14条第1項の規定により、上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

要望項目の朗読のみ、趣旨説明とさせていただきます。

1 道路の整備・管理が長期安定に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5か年加速化対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。

3 高規格道路におけるミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化や、直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

4 橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実、強化を図ること。

5 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子どもたちの安全・安心

を守る通学路等の交通安全対策を強化・推進するとともに、冬期における安全な道路交通を確保するための道路整備や除排雪を含む安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること。

6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第23、意見書案第11号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

8番、大松紀美子議員。

〔8番 大松紀美子議員 登壇〕

○8番（大松紀美子君） 意見書案第11号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）。

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年までに確保するとしています。それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

10項目にわたって記述されておりますので、お読みいただいたことと思いますので、省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第11号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第24、意見書案第12号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

5番、東 千吉議員。

[5番 東 千吉議員 登壇]

○5番（東 千吉君） 意見書案第12号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）。

むかわ町議会会議規則第14条第1項の規定により、上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

要請項目の朗読で趣旨説明に代えさせていただきます。

1 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を1/2に復元されるよう要請します。

2 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定するよう求めます。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求めます。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。

3 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請します。

4 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

5 高校授業料無償化制度への所得制限撤廃とともに、朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回を実現するよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

よろしくお願いたします。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務等調査報告の件

○議長（野田省一君） 日程第25、所管事務等調査報告の件を議題といたします。

本件について、別紙配付のとおり、総務厚生常任委員長及び経済文教常任委員長から所管事務調査報告書が提出されております。

調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員長、報告はありませんか。

○総務厚生常任委員長（大松紀美子君） 特にありません。

○議長（野田省一君） 経済文教常任委員長、報告はありませんか。

○経済文教常任委員長（東 千吉君） 特にありません。

○議長（野田省一君） これから各委員長に対する質疑を行います。

総務厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、経済文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（野田省一君） 日程第26、閉会中の特定事件等調査の件を議題といたします。

総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会、議会運営委員会、議会広報委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり特定事件等について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議員の派遣に関する件

○議長（野田省一君） 日程第27、議員の派遣に関する件を議題といたします。

本件については、全国町村議会広報研修会が東京都で開催され、議員の出席が予定されております。

お諮りします。

議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、日程の変更など細部の取扱いについては、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認め、したがって、議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（野田省一君） これで本定例会に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第3回むかわ町議会定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

閉会 午後 4時12分